

新城市の環境



平成24年度版

本書は、新城市環境基本条例第 8 条に基づき、新城市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策等について、取りまとめ公表するものです。

目次

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください	1
新城市の概要	2
I 環境基本計画に沿った施策と現況	
環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち	
自然環境の把握	4
1 保全と創出	8
2 ふれあい	14
環境ビジョン2 安全・安心・快適なまち	
1 防災	16
2 公害	20
3 生活空間	28
環境ビジョン3 交流と教育・文化のまち	
1 環境教育	31
2 歴史・文化	44
3 交流	50
環境ビジョン4 環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	52
2 地球環境問題	64
環境ビジョン5 みんなで取り組むまち	
1 職員力	70
2 市民力	72
3 協働	74

II 新城市総合計画基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

新城市総合計画の体系	77
基本戦略④環境首都創造の進捗状況	80

III 参考資料

環境首都創造 自治体全国フォーラム 2011 in 新城 の開催	106
環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等	110
環境を取り巻く情勢	119
新城市環境基本条例	123

意見・要望・感想等提出様式

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください

新城市では、本市の環境施策や本書の内容等に対する市民・事業所等の皆様の声を広く募集しています。「みなさんの声」は、より実効性の高い取り組みをめざすうえで貴重な資料となります。

ぜひ、ご意見・ご要望・ご感想等をお寄せください。

意見・要望等の提出方法および提出先、問合せ先

郵 送 : 〒441-1392 新城市字東入船6番地1
 新城市役所 環境部 環境課

電 話 : 0536-23-7677 (直通)

ファックス : 0536-23-8388

電子メール : kankyou@city.shinshiro.lg.jp

本書の最終ページに、意見・要望等提出の参考様式を掲載していますのでご利用ください。提出の際には、必ずご住所・お名前・電話番号等をご記入ください。

お寄せいただいたご意見等は、本市の回答とともに、翌年度の「新城市の環境」にその内容等を掲載させていただきます。

(※本書にお名前等の個人情報掲載いたしません。)

なお、昨年度作成した「新城市の環境（平成23年度版）」に対する皆様からのご意見・ご要望などはありませんでした。

これまでも「みなさんの声」で届けられたご意見などを取り組みの参考として参りましたので、今後も、本市の豊かな自然環境・生活環境の保全のため、地球環境の保全のためにご意見等をいただけたら幸いです。

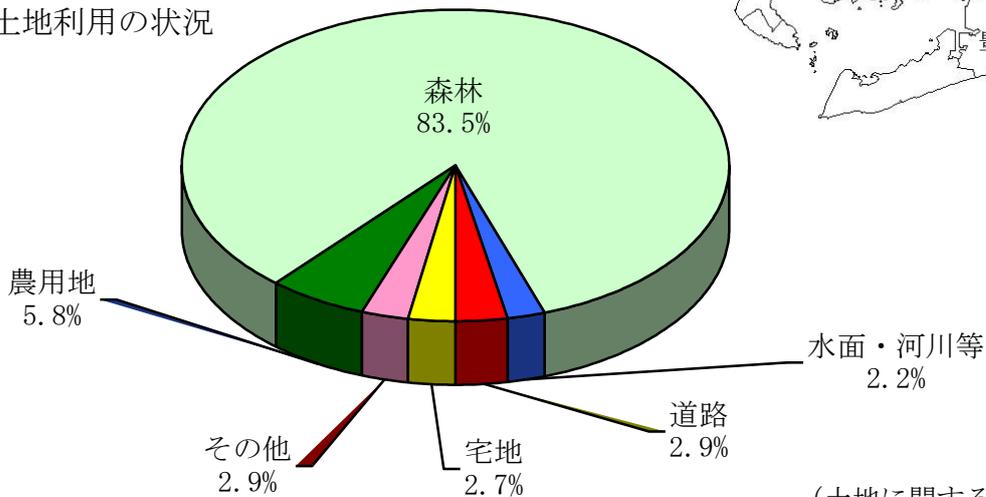
新城市の概要

国土地理院承認 平14総規 第149号

- ◆人口 50,013 人
男 24,645 人
女 25,368 人
- ◆世帯数 16,791 世帯
住民基本台帳（平成 24 年 4 月 1 日）

- ◆面積 499.00 k m²

- ◆土地利用の状況



(土地に関する統計年報
平成 24 年度版)

新城市環境基本計画の概要

めざす まちの将来像

ひと みなと
—市民がつなぐ 山の湊 創造都市—

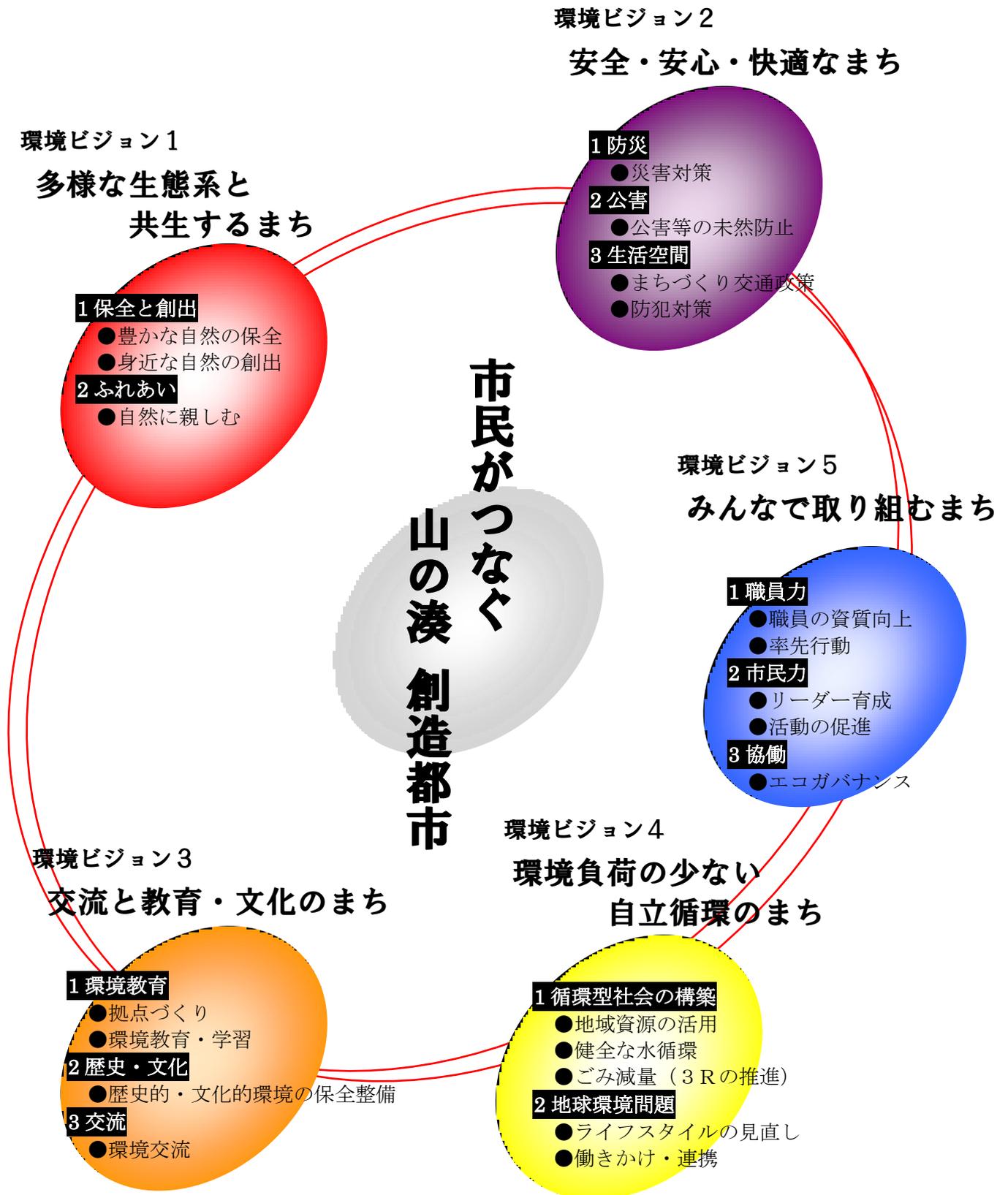
平成 20 年 3 月、新市になって初めての総合計画を策定しました。

この計画は「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念に「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現を目指していくための経営戦略プランとして期待が込められています。そしてこの計画には 4 つの基本戦略があります。そのひとつが「環境首都創造」です。

今日の環境問題は、わたしたち一人ひとりが速やかに対応すべき課題であると言えます。私たちが今ある豊かな自然環境のもとで健康かつ快適に暮らし、それを将来世代に引き継いでいくためには、行政はもとより、市民、事業者など地域すべての参加と協働による持続可能な社会づくりが必要です。

こうした社会が確実に構築できるよう総合計画を環境面で後押ししていくものが「環境基本計画」です。

環境ビジョンと基本方針



I 環境基本計画に沿った 施策と現況



環境ビジョン 1

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、その地域の風土や心身ともに健康的な暮らしを営むために恩恵を与えてくれる多様な自然生態系の一員として存在しています。しかし、わたしたち人間の身勝手な自然破壊による影響は、今や地球上のあらゆる生物多様性だけにとどまらず、生命の危機というところにまで議論が及ぶようになりました。

多様な生態系を育み、二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能としてだけでなく、地域の文化や風土、産業発展の基礎として、あらゆる生命の源である自然環境を保護し、維持・保全しなければならないという意識は世界中で高まり、具体的な活動や研究、開発等が進められています。

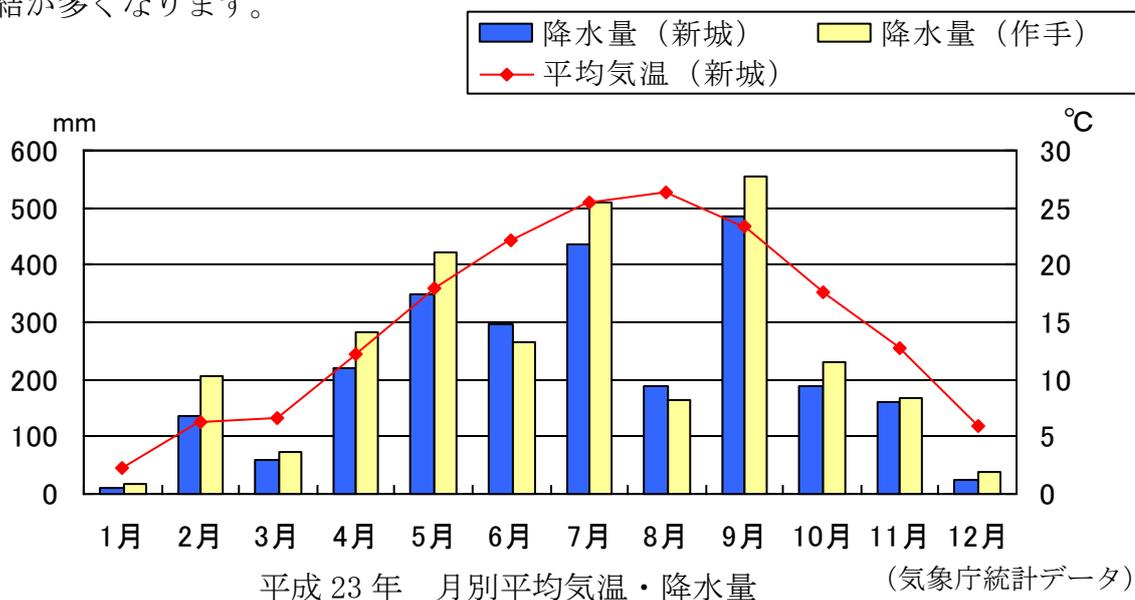
本市には、幸いにもまだ、多種多様な野生生物が生息する豊かな自然環境が市全域にわたり存在しています。

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

【自然環境の把握】

1 気候

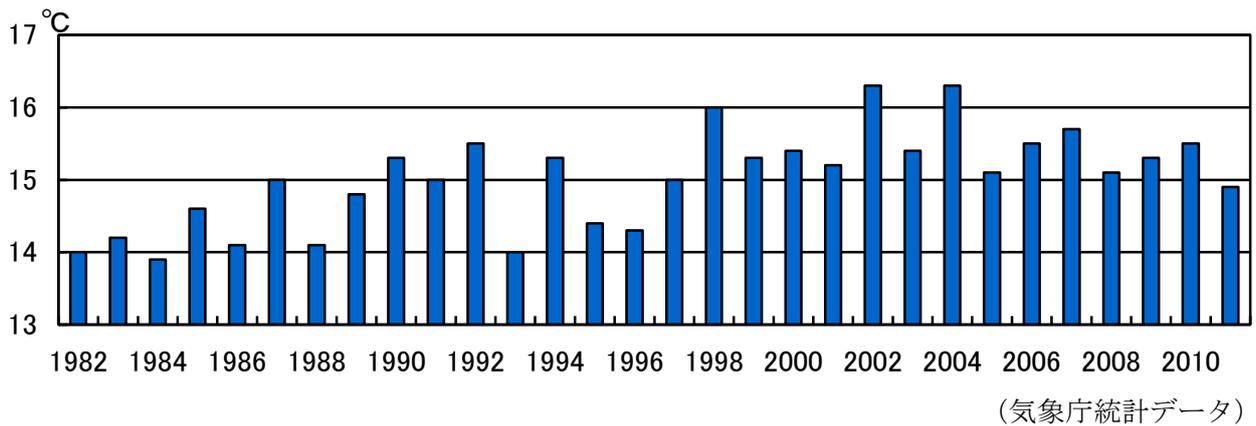
本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな地域ですが、作手地区になると約12℃となり、市域内で2～3℃の気温差になります。また、総雨量も気温と同様に市域に差があります。降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区になると、冬場は積雪や道路の凍結が多くなります。



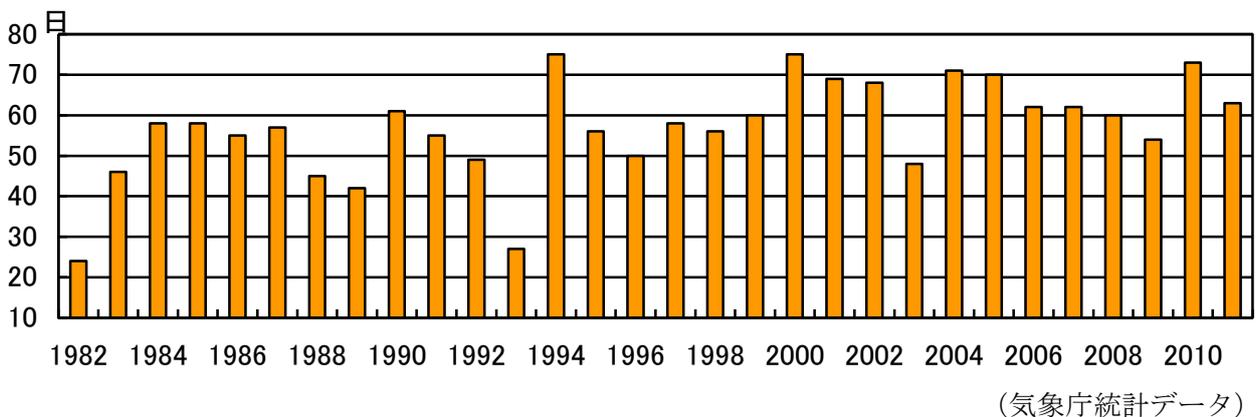
1982年から2011年までの30年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。特に1993年以降、年平均気温が14℃を下回ることはありません。

また、最高気温30℃以上の「真夏日」日数、最低気温0℃未満の日数においては、直近の10年間と1982～1991年の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることがわかります。

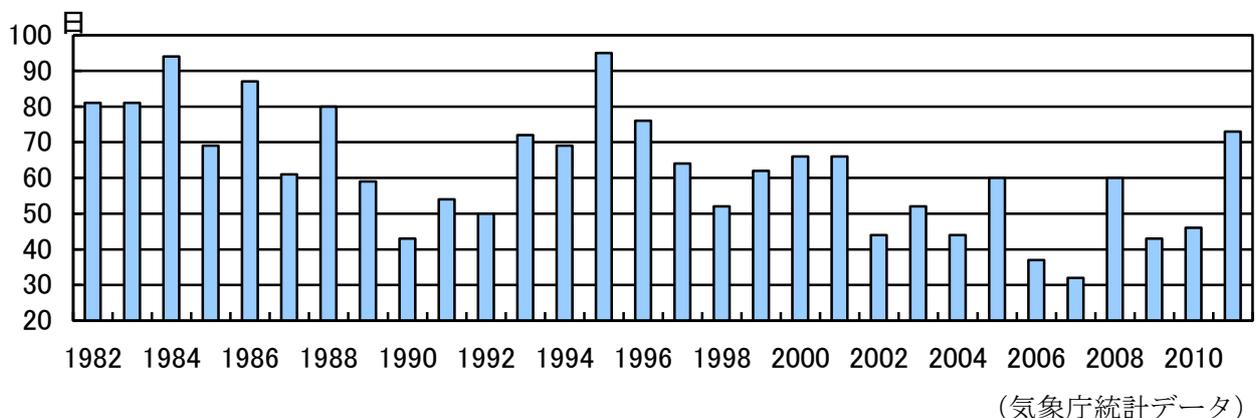
【年平均気温の推移】



【最高気温30℃以上の日数】



【最低気温0℃未満の日数】



※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。

2 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川変成岩類で構成されています。平野部は洪積層・沖積層となっています。



作手地区 長ノ山湿原

作手地区は床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになるでい炭のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

3 植生

本市の行政面積は、83.5%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の80%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余种確認されています。天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

4 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	市内全域の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られます。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）の生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。
鳥類	豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。また、鳳来寺山には「仏法僧(ブツボウソウ)」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されています。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。
昆虫類	本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ、多くのセミ類、トンボ類、チョウ類、また、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されています。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されています。最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルやヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やイモリが確認されています。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できます。



1 保全と創出

●豊かな自然の保全

【生命の源としての自然の確保】、【生物生息空間の保全・維持】

●身近な自然の創出

【原風景の回復】

《四谷の千枚田の特徴》

千枚田のある四谷地区は鞍掛山（標高883メートル）の南西斜面に広がる山間集落で、石積みの棚田は、標高220メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高430メートル付近まで広がっており、その標高差は約210メートルにもなります。また、棚田は、鞍掛山を水源に持ち、四谷の千枚田を囲むように山あい大代、大林、身平橋、田の口の4集落で構成されています。

鞍掛山の中腹からこんこんと湧き出てくる水は、毎秒20リットルで潤れることも無く、昔から大雨が降っても濁らず、生活排水の混入もなく、石積み水路と透有感のある清水が三筋の沢として流れ、棚田を潤しています。

傾斜地山林を苦勞して開墾し、構築された石積みは、鞍掛山の転石や山崩れで流出してきた石だけを積んだ棚田であり、また石積みの土地に家屋も建築しており、独特の石垣風景を呈しています。これらの自然石による石積み棚田、鞍掛山、豊富な水が正面から一望できる素晴らしい光景は訪れる人の心を和ませています。



《千枚田の魅力・能力》

山の傾斜地に作られた千枚田は、そのあぜや石垣によって大雨の際の土壌浸食を防ぎ、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流水するのを抑える災害防止機能を備えています。

山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、その曲線美を見せる四季折々の棚田の風景の美しさは、はるか太古の昔から日本の原風景として日本人の心に潤いとやすらぎを与えて来ました。

「四谷の千枚田」は大雨でも濁らない湧き水を持ち、おいしい米（棚田米）を生み、四季折々に多彩な表情を見せてくれて奥深い魅力を秘めています。常に水をたたえて豊かな緑を育む田は、様々な動植物にも生息空間を提供しています。「四谷の千枚田」ではモリアオガエルの卵も見られます。

《鞍掛山麓千枚田保存会》

千枚田の保存活動を通じて、農業労働力の確保と農業振興および地域の活性化を図るため組織されたグループです。活動内容としては耕作放棄地の解消に取り組むとともに「田植

え体験」「稲刈り体験」「生き物観察会」など都市と農村の交流も図っています。この他にも水路、里山の環境整備を行い、美化活動にも取り組んでいます。

◇鞍掛山麓千枚田保存会(平成23年度活動実績)

実施日	活動内容
4月7日(木)	横浜ゴム新城工場新規採用職員社員研修 内容：新入社員37名、総勢52名参加 ふれあい広場環境整備及び千枚田概要説明
5月7日(土)	新城高校農業クラブの育農学習 内容：農業クラブ、自主的参加の生徒、20名参加 田植え学習
5月15日(日)	棚田支援グループ「棚田の楽耕」交流勝活動の実施 内容：4家族、15名参加 田植え作業、千枚田自然観察会
5月21日(土)	方瀬集落生活道路の景観整備作業 横浜ゴム植樹行事「第三期“千年の杜”植樹会」参加
5月29日(日)	連谷お助け隊との合同による、千枚田景観・環境整備活動
6月4日(土)	第6回お田植え感謝祭「～ガンバロウ日本～」協力支援 沢山の方々の手でろうそくに次々と火が灯され、美しい空間が作り上げられた。 主催：連谷お助け隊
6月17日(金)	新城市立鳳来中部小学校郊外環境学習活動 内容：5年生児童36名 千枚田の自然観察活動
7月9日(土)	新城高校農業クラブの育農学習 内容：農業クラブ、自主的参加の生徒、20名参加 田の草取り実習活動
9月11日(日)	棚田支援グループ「棚田の楽耕」交流勝活動の実施 内容：4家族、15名参加 稲刈り作業、千枚田自然観察会
9月19日(月)	新城高校農業クラブの育農学習 内容：農業クラブ、自主的参加の生徒、20名参加 稲刈り実習活動
10月2日(日)	棚田支援グループ「棚田の楽耕」交流勝活動の実施 内容：4家族、15名参加 脱穀作業、千枚田探訪 連谷お助け隊との合同による、千枚田景観・環境整備活動
10月28日～29日	第17回全国棚田サミット参加(15名) 於：徳島県上勝町
11月13日(日)	連谷地区地域環境整備活動協力支援 内容：市道沿線の枝払い作業(与良木・田の口地区) 主催：連谷お助け隊
12月11日(日)	収穫感謝祭「餅つきイベント」の開催
12月15日(木)	千枚田施設等改修作業の実施(休憩場2箇所の屋根葺き替え)
3月4日(日)	千枚田施設等改修作業の実施(ベンチの取替え)
3月7日(水)	千枚田施設等改修作業の実施(ベンチの取替え)



新城市立鳳来中部小学校の校外環境学習



新城高校農業クラブの育農学習

◇豊橋調理製菓専門学校千枚田活動事業

実施日	活動内容	
5月12日(木)	生息環境調査、田植え体験 (51名参加)	
6月9日(木)	生息環境調査、田の草取り、 梅の収穫(55名参加)	
9月15日(木)	稲刈り(30名参加)	
9月29日(木)	脱穀体験、生育調査、成果報 告会(60名参加)	

《地域の活動》

「連谷お助け隊」

地区内の若者有志が中心となり、平成17年に開催された「全国棚田（千枚田）サミット」の支援組織として発足し、その後、千枚田保存会と協力しながら、環境景観整備、耕作支援、地域活性化活動、都市農村交流活動など地域への幅広い事業をサポートしています。

「連谷小学校」

地元の連谷小学校は複式学級の児童数6名の小さな学校で、約1kmほどの所に有名な四谷の千枚田があります。そこで3枚の田をお借りし、田起こしから田植え、稲刈り、脱穀等の作業を進め、11月には地域の方々と一緒になって餅つきをし、収穫までの苦勞と喜びを体験しています。平成8年度に始まった活動で、今では「千枚田で生きる」というテーマのもとに、食育も大きく位置づけた総合的な学習として全校的に取り組んでいます。

実施日	活動内容
4月27日(水)	田起こし
5月2日(月)	代かき
5月18日(水)	田植え
5月28日(土)	親子で「かかし」作り
6～8月に1回ずつ	田の草取り
9月6日(火)	「かかし」立て
9月28日(水)	稲刈り、はざかけ
10月12日(水)	脱穀
10月26日(水)	もみすり
11月19日(土)	「ふれあい教室」で餅つき



【自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり】

《田町川北公園》

土地区画整理事業で生み出された田町川北公園（新城市城北一丁目9番地2 512㎡）を周辺住民の皆さんの意見のもとに、公園施設を設け、残りのスペース全面に芝生を植えました。

市民の憩いの場、コミュニケーションの場を確保するとともに、災害時のオープンスペースの確保を図り、平成23年度に整備しました。



公園施設について

- ① ブランコ：一般的な2連式のものです。
- ② 砂場：大きさは2.5m×2.5mです。砂場の枠はコンクリート製ですが、ゴム製の枠を取り付けて安全を図りました。
- ③ ベンチ：背もたれ、座板が擬木製のベンチを北と南へ1基ずつ、計2基設置しました。
- ④ 手洗い場：材質は御影石です。
- ⑤ 照明灯：ソーラー式のLED照明を2基設置しました。
- ⑥ フェンス（柵）：敷地の北と東に擬木製（高さ1.1m）の格子柵を設置しました。
- ⑦ 階段：階段ブロック（御影石）を設置し、片側に手すりを設置しました。

《新町地区まちづくり協議会》

平成23年度事業の概要

① ひだまりパーク・街路樹「陽光」の管理

陽光桜の手入れを行うとともに新桜通りの清掃を定期的の実施し美化に努めました。ひだまりパークの管理においては、七夕笹飾り、案山子・イルミネーション・門松など、また花壇には旬の花を飾り付けし四季の演出を行いました。



② まちなか景観向上のための活動



花のまちづくりの実践としてガーデニング講習会を開催しました。新桜通りでは、フラワーポットを継続して道路へ設置。ひだまりパークに四角豆と朝顔を栽培し、緑のカーテンを実施。新桜通りふえすたのプレイイベントとして「花灯路」を開催しました。食彩園「やどかり」では、春にワイルドフラワー、秋にコスモスを栽培して「秋桜迷路」を作りました。

③ まちづくり憲章の周知

商工会主催の新桜通り夜店に参加。まちづくり憲章が書かれた「エコうちわ」を来場者に配り周知を図りました。



④ 協議会活動の輪を広げる

地域に残る歴史上価値の高い建造物や歴史的なまちなみ、歴史と伝統を反映した人々の生活や伝統文化が一体となって形成される良好な環境を色濃く残し、それらを活かしたまちづくりを積極的に進めている都市の石川県金沢市を視察。また、東新町公民館まつりに参加し、地元の山菜などを使った「かき揚うどん」を地区の人々に振舞い、地域の方との交流を深めました。



⑤ その他

第22回「緑の愛護」功労者
国土交通大臣表彰受賞
第21回「全国花のまちづくり
コンクール」受賞

平成23年度の活動状況

日 時		内 容
4月12日	19:00～	例会 総会について
4月22日	18:30～	総会
5月14日	9:30～	第22回「みどりの愛護」のつどい(富山県富山市)参加(「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞)
5月17日	19:00～	例会 23年度事業について
5月23日	9:00～	作業 新桜通りの花の植え替え・陽光桜の剪定
6月14日	19:30～	例会 夜店参加について
6月26日	9:00～	作業 ひだまりパークの七夕の飾りつけ
7月12日	19:30～	例会 夜店参加・視察について
7月23日	19:00～	新桜通り夜店参加 まちづくりエコうちわを無料配布
8月23日	19:30	例会 視察について
9月13日	19:30～	例会 視察・公民館まつりについて
9月13日	-	第21回全国花のまちづくりコンクール 団体部門入選
9月19日	7:00～	視察 石川県金沢市
9月23日	7:00～	視察 奈良県奈良市「ならまち」
10月 5日～		「秋桜迷路」開催
10月25日	19:00～	例会 東新町公民館まつりについて
11月 6日	9:00～	例会(作業) 新桜通りの花の植え替え
11月13日	9:00～	作業 ひだまりパークにイルミネーション設置
11月20日	10:00～	東新町公民館まつり参加 やどかりうどんの振る舞い

日 時		内 容
1 2月 6日	19:00～	例会 新桜通りふえすたについて
1 2月 7日	13:00～	作業 ひだまりパークに門松設置
1月17日	19:00～	例会 新桜通りふえすたについて ガーデニング講習会について
2月 7日	19:00～	例会 新桜通りふえすたについて ガーデニング講習会について
2月19日	10:00～	ガーデニング講習会開催
3月11日	9:00～	作業 東新町駅設置用プランターの花植え
3月13日	19:00～	例会 新桜通りふえすた・総会について
3月18日	13:00～	作業 東新町駅にプランターの花を16鉢設置 「花灯路（はなとうろ）」設置
3月18日 ～24日	19:00～ 20:00	「新桜通りふえすた」イベント「花灯路（はなとうろ）」 開催
3月19日	13:00～	東日本大震災における東北復興へ向けた新城高校生徒によるメッセージを新桜通りに飾りつけ
3月24日	9:00～	作業 「新桜通りふえすた」準備
3月25日	11:00～	歩行者天国「新桜通りふえすた」開催

2 ふれあい

●自然に親しむ

【自然に親しむ心の醸成】

子どもの頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にす
る心を醸成します。

《園児が鮎とアマゴの稚魚放流》

平成23年5月23日(水)、庭野地区の豊川左岸で、新城幼稚園の園児89人が鮎とアマゴの稚魚を放流しました。

園児が放流した鮎の稚魚など約3,000匹は、
豊川を元気に遡上そじょうしていきました。

川の豊かさや楽しさを知ってもらおうと、豊川上漁協と市観光協会が、毎年鮎釣り解禁日を控えた時期に、地元の園児を招待して行っています。

園児たちは素足で浅瀬に入ると、バケツの中の魚を川へ放し、魚が元気に泳ぎだす姿に大きな歓声をあげていました。



《親子せせらぎエリア》

市最大の特徴である自然環境は、住民の居住空間そのものであり、これを市民共有の財産として、良好な状態で将来に引き継いでいかななくてはなりません。

市教育委員会では、子どもの頃から、本市のすばらしい自然にふれて、ふるさとのよさを体感できるよう、「親子せせらぎエリア」を地元の協力のもとに設けました。



開設期間：平成23年7月30日(土)
～8月16日(火)

開設時間：午前10時～午後4時

開設日数：18日間(内、中止2日)

開設場所：作手・善夫地区 菅沼川

利用者数：	大人	642人
	子ども	484人
	合計	1,298人

環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策強化地域や推進地域に指定※されており、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなくまちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

※大規模地震対策特別措置法および東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定されている

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防資機材の整備、増強や備蓄を進め、消防力の強化拡充に努めています。

また、消防職員の増員も年次計画に盛り込み、今後も消防施設整備の促進及び広域消防の推進により消防力の増強に努めていきます。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する火災予防の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の改善、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。



《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めています。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

④愛知DMATによる医療救護活動

愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

《防災学習ホール》

消防防災センターの1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター（平井地内）



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、火災予防、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。

また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設及び事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。その際、女性の参画の促進に努めることや、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織の活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地域に自主防災会が141団体組織され、地域に密着した活動が展開されています。それぞれの防災会では、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備などを実施しています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の安否確認などの初期対応にはなくてはならない存在です。

「自主防災会の役割」

自主防災会は大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するばかりでなく、日ごろから防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し地域の防災力向上を推進しています。

「自主防災会各班の働き」

自主防災会では、防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成されており、組織的な防災活動が図られています。



通信訓練の様子



救護訓練の様子

《新城市防災ボランティア登録制度の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめボランティアによる被災地支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団OBで組織されている3団体と、アマチュア無線の会、個人会員等

会員数：138人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

③被災地での支援活動

◇平成23年度新城市防災ボランティアの会事業実績

項目	月 日 (曜日)	会 場	事 業 名
1	4月 7日 (木)	消防防災センター	第1回役員会
2	4月27日 (水)	消防防災センター	第1回定例会
3	7月14日 (木)	消防防災センター	第2回役員会
4	8月 6日 (土)	消防防災センター	演習訓練 災害ボランティアセンターの立上げ及び 運営訓練
5	8月28日 (日)	鳳来中学校 ふれあいパークほうらい	平成23年度愛知県・新城市総合防災訓練 災害ボランティアセンターの立上げ及び 運営訓練
6	10月16日 (日)	消防防災センター	防災ボランティアの会反省会 総合防災訓練について 防災ボランティアの会活動について
7	1月15日 (日)	新城文化会館	東三河地域防災研究協議会防災セミナー 「防災教育の大切さとその手法」 講師：東京大学教授 目黒公郎
8	1月26日 (木)	しんしろ福社会館	新城市ボランティアセンター連絡協議会
9	3月22日 (木)	消防防災センター	第3回役員会

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成23年度の公害、苦情等の申し出件数は119件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く46件、次いで悪臭が22件でした。（参考：平成22年度－不法投棄39件、水質汚濁29件）また、典型7公害のうち水質汚濁に関するものは21件あり、その内訳は特に緊急を要する油の流出などによるものでした。

市域が広い本市においては、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化に努めています。

◇公害・苦情等発生件数（平成23年度）

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型7公害	大気汚染	2	典型7公害以外	不法投棄	46
	水質汚濁	21		害虫等の発生	4
	土壌汚染	0		野生動物等の保護	1
	騒音	3		野焼き	19
	振動	0		その他	1
	地盤沈下	0			
	悪臭	22		小計	71
小計	48	合計	119		

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置及び特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成23年度）

施設の種類	法律			県条例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1 金属加工機械		13	179	16		235
2 空気圧縮機械等	8	3	372	4		648
3 土石用破碎機等	3		6			17
4 織機			6			0
5 建設用資材製造機械	3		6			8
6 穀物用製粉機			61			0
7 木材加工機械			75			45
8 抄紙機			0			0
9 印刷機械			9			5
10 合成樹脂用射出成形機	63		88			12
11 鋳型製造機			9			0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	3		87
13 送風機および排風機	—	—	—	1		337
14 走行クレーン	—	—	—			15
15 洗びん機	—	—	—			0

16 真空ポンプ	—	—	—			25
施設の合計	77	16	811	24		1,434
工場等の実数	5	3	118	6		195

◇振動に係る特定施設（平成23年度）

施設の種 類	法 律			県 条 例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1 金属加工機械		13	236	20		174
2 圧縮機および冷凍機	5	3	216	4		710
3 土石用破碎機等	3		12	3		24
4 織機			0			12
5 コンクリートブロックマシン等			4	2		3
6 木材加工機械			4			0
7 印刷機械			7			1
8 ゴム練用ロール機等			31			8
9 合成樹脂用射出成形機	63		94			18
10 鋳型製造機			10			0
11 穀物用製粉機	—	—	—			0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	3		81
13 送風機および排風機	—	—	—	4		507
施設の合計	71	16	614	36		1,538
工場等の実数	4	3	79	8		176

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成23年度）

施設の種 類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	12	10
2 びょう打機を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業	35	42
4 空気圧縮機を使用する作業	23	28
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	3	0
6 バックホウを使用する作業	78	365
7 トラクターショベルを使用する作業	4	
8 ブルドーザーを使用する作業	28	
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	4
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	—	246
11 コンクリートカッターを使用する作業	—	117
12 ディーゼルエンジン原動機を用いる作業	—	0
13 ロードローラー等を使用する作業	—	259
合 計	183	1,071

◇振動に係る特定建設作業（平成23年度）

施設の種 類	法 律	県条例
1 くい打機等を使用する作業	15	9
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	35	0
4 ブレーカーを使用する作業	23	74
合 計	73	83

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

《悪臭防止法に基づく規制》

市では、悪臭防止法による規制を平成21年3月1日から分析機器により測定する「物質濃度規制」を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

(臭気指数規制とは)

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入され、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)の対数値に10を乗じた値です。

(規制地域の区分)

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

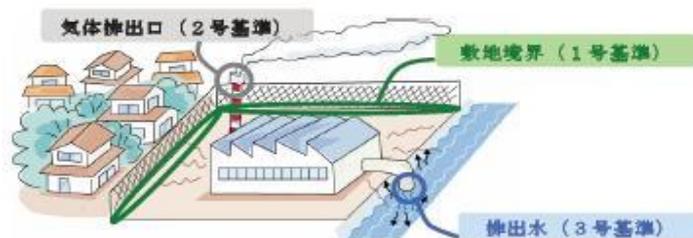
地域区分	内 容	区 分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の間位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主に工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分及び採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口及び排水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

地域区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



◇平成23年度の届出状況

施設の種類		届出件数
畜産農業	豚房施設	6
	牛房施設	26
	鶏飼育	9
	うずら飼育	1
	小計	42
ゴム製品製造業		2
し尿処理施設		1
ごみ処理場		5
合計		50

臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭 気 の 状 態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数=10×Log(臭気濃度)
10	10	ほとんどの人が気にならないにおい	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15		
64	18	楽に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、昭和48年から市内で操業する企業と「公害防止協定」の締結を進めてきましたが、市や企業を取り巻く環境も大きく変化してきたため、平成20年度に協定内容の見直しを行い「環境保全協定」として再締結しました。

環境保全協定は従来 of 公害防止協定に「地球温暖化防止」や「周辺住民とのコミュニケーション」などを盛り込み、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。

◇ 環境保全協定締結事業所（平成23年度末現在）

公害防止協定締結事業所名	地区	業 種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	非鉄金属・金属製品製造業
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輛用レザー製造業
セツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
宇都宮化成工業株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 新城工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業

三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通、加工
株式会社新晃製作所 新城AD工場	新城	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	新城	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
株式会社動研	新城	自動車部品等製造業
株式会社ハウセン	新城	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	新城	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	新城	金属加工
株式会社マテリアル新城 作手工場	作手	非鉄金属再生業
株式会社高木製作所 作手工場	作手	自動車関連部品製造業
大高精工株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社ケンメイ TRセンター新城工場	新城	事業用鋼管製造業
株式会社マテリアル新城 本社	新城	二次合金製造業

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/l 底質 : pg - TEQ/g

調査項目 ・地点		環境 基準	測 定 値									
			移動前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
土 壤	No.1	1,000	3.1			6.1					9.5	
	No.2		2.3				0.34					2.3
	No.3		2.5			11.0						4.2
	No.4		6.0	3.3						8.1		
	No.5		5.4	2.2						2.1		
	No.6		0.65				0.32					2.6
	No.7		4.7	2.3						5.5		
	No.8		13.0						8.5			
	No.9		2.6			0.72						0.8
	No.10		18.0						12.0			
	No.11		1.8				1.6					2.4
	No.12		4.2		5.4						5.3	
	No.13		3.5		5.1						7.5	
大 気		0.6	0.034	0.16					0.014			
水 質		1.0	0.027		0.076					0.067		
底 質	樋田川	150	0.14			0.83					1.4	
	豊 川		0.032			0.083					0.28	

調査項目 ・地点		環境 基準	測 定 値								
			H22	H23							
土 壤	No.1	1,000									
	No.2										
	No.3										
	No.4			3.5							
	No.5			2.2							
	No.6										
	No.7			3.4							
	No.8			19.0							
	No.9										
	No.10			16.0							
	No.11										
	No.12										
	No.13										
大 気		0.6		0.0062							
水 質		1.0									
底 質	樋田川	150									
	豊 川										

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

区 分	排ガス (ng - TEQ / m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ / g)		焼却灰※2 (ng - TEQ / g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0.0	0.16	0.23	0.0002	0.0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0.0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0.0	0.0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0.0	0.0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.00000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038
H23	0.00000030	0.0015	0.000036	0.050	0.067	0.00000022

※1：バグフィルターで捕集された灰（一般的には「飛灰（ひばい）」と呼ぶ）

※2：ストーカーに残った灰（一般的には「燃え殻（もえがら）」と呼ぶ）

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水：10pg - TEQ / l以下

地下水：1pg - TEQ / l以下

※単位：pg - TEQ / l (TEQ=毒性等量)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045

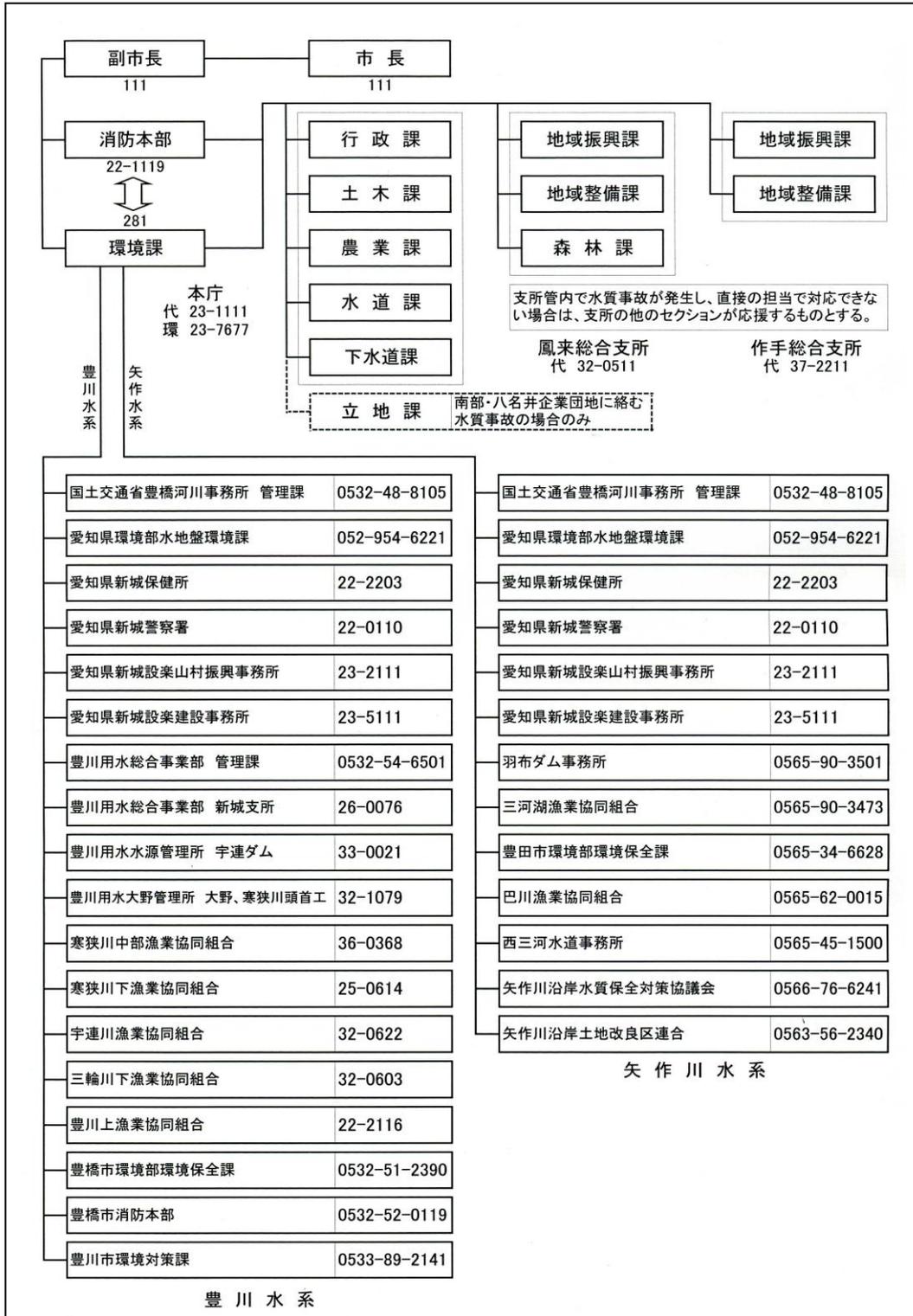
区 分	H21	H22	H23					
放流水	0.00014	0.000009	0.0061					
地下水1	0.014	0.062	0.061					
地下水2	0.018	0.33	0.20					

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しています。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」（平成23年4月1日現在-毎年更新）



3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から22年度の3ヵ年をかけて地域公共交通活性化・再生総合事業により実証運行の実施や運賃・ルートの見直し等を行い、利用者目線に立った路線の構築を図ってきました。平成23年度からは実証運行の3路線の運行を継続し、移動手段の確保を図っています。

『連携計画の目標』

市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作り上げるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。

新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 運行形態・路線網の検討 | 4 バス関連施設の整備 |
| 2 ニーズの把握と反映 | 5 地域・利用者の参画 |
| 3 利用しやすい料金体系 | 6 積極的な情報提供 |

『連携計画の計画期間』

計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

『協議会の設置』

法定協議会として位置づけた「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

《新城市地域公共交通会議・協議内容》

- 1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- 2 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- 3 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
- 4 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《共通回数券対象路線の拡充》

新城市地域公共交通会議で協議した結果、中宇利線と吉川市川線の運賃を平成22年4月1日から200円に統一し、また10月1日からは作手線の運賃をそれまでの距離制からゾーン制とし、Sバス共通回数券の利用を可能としました。この回数券は200円のチケットが6枚綴りで1,000円（100円6枚綴りは500円）と、1回乗車分お得です。車内販売や商工会との連携により買物カードでの引き換えを始めたこと等で、回数券の売り上げは伸びています。

《ラッピングバス》

平成21年度は、鳳来地区の塩瀬線に鳳来西小学校の児童全員の絵を、また平成22年度には新城地区の北部線にバス通学をしている東郷東小学校児童の絵をラッピングしました。鳥や魚、地域の歴史を描くなど乗ることが楽しくなるバスになりました。作手地区の守義線、つくであしがる線とあわせて4台のラッピングバスが市内を走っています。どのバスも地元みなさんに親しまれ、子どもたちの通学や高齢者の通院・買い物に活躍しています。



北部線ラッピングバス

●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組みを行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

(安全・安心なまちづくり)

- 1 犯罪の防止に関する事
- 2 地域防犯力の向上
- 3 犯罪が起きない生活環境づくり
- 4 子どもの安全確保
- 5 その他安全・安心なまちづくりに関すること

(快適なまちづくり)

- 1 ごみのポイ捨て等の防止に関する事
- 2 ペット(動物)の適正な管理に関する事
- 3 喫煙者のモラルに関する事
- 4 空地および空家の適正な管理に関する事
- 5 落書き等の防止に関する事
- 6 その他快適なまちづくりに関すること



青パト隊

《落書き消し隊による快適なまちづくり》

市内の国・県道および市道のような壁や地下道のほか公共トイレなどの公共施設には、心無い人達によりスプレーペンキなどによる落書きが行われています。

こうした悪質な落書きは、市民や市を訪れた方々に不安や不快感を与えると同時に、地域犯罪への結びつきが懸念されています。

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、



落書き消し隊

このような落書きの消去を自主的に行っていただくボランティアを募集したところ大勢の方々から応募をいただきました。

この落書き消し隊の活動により、市内の公共施設への落書きは大変少なくなりましたが、まだまだ後を絶ちません。安全で快適な環境を保つため、落書き消し隊の活動はこれからも続けていきます。

《こども110番バス》

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、児童等の安全確保を目的として市内を走る路線バスおよび市営バス等を活用した「こども110番バス」を平成20年度から運行しています。

このバスには、正面および乗車口に「こども110番バス」であることをシールで表示し、児童等が身に危険を感じたときに助けを求めたり、運転手が必要と判断したときは、バス内に児童等を一時的に保護して警察に通報するなどの措置がとられます。



《放置自転車への対応》

最近市内の駅周辺などには自転車が乱雑に駐輪され、中には長期間放置されているものもあります。放置自転車は安全な通行の妨げになるばかりでなく、防災や都市景観などの面からも社会問題となっています。

◇放置自転車の状況

平成 23 年度中撤去台数 57 台



駅名	野田城	新城	茶臼山	三河東郷	大海	長篠城	本長篠	三河大野	三河川合	その他
撤去台数	18	26	3	1	1	1	2	1	1	3
内盗難車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《地域安全灯設置費補助制度》

地域住民の交通安全対策、防犯対策を積極的に推進し、地域の安全を確立することを目的として、地域安全灯を設置する行政区に対し補助金を交付しています。この補助制度は、毎年度当初に地域安全灯設置予定数の調査により設置を希望する行政区に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。



(平成 23 年度の実施状況)

- 補助金交付額 2,245,000 円 89 灯 (44 行政区)
- 対象事業 行政区が事業計画に基づいて行う地域安全灯整備事業
- 補助率・限度額 地域安全灯 1 灯当たり 5 万円を限度として、事業を実施するために必要な工事費の 2 分の 1 を補助

環境ビジョン 3

交流と教育・文化のまち

わたしたちの地球環境問題への関心の度合いは、世界から見ても非常に高いレベルであることがわかっています。しかし、一人ひとりの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や持続可能な地域社会づくりについてはあまり進んでいないのが現状です。

これは、これまでの環境教育・学習機会が、ライフスタイルや地域の課題を総合的な視点で捉えた具体的な取り組みへと結びついていなかったからといえます。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

持続可能な地域社会の実現のためには、地域に住む一人ひとりがこうした地域の恵みを保全し、活かしながら、学校や地域が連携して環境教育・学習を進めることが大切です。

また、学校や地域をはじめ、自治体や海外との積極的な交流は、地域の特色をより一層高められるきっかけとなります。

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 環境教育

●拠点づくり

【環境教育拠点の整備】

地球温暖化や廃棄物などに見られる環境問題は、人のライフスタイルと密接に関わっています。こうした問題の解決のためには、現在の大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄を基調にした高負荷なライフスタイルを、極力環境への負荷の少ないものへ速やかに変革していく必要があります。

それには、一人ひとりが、それぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と人を取り巻く環境との相互作用について理解し、行動に結びつけていけるような環境教育の拠点の整備が重要な要素となります。

本市では、鳳来寺山参道の門前にある「鳳来寺山自然科学博物館」が環境教育の拠点として挙げられます。「足下の気づき」から 地域を知る → 何をすべきか考える → 実際に行動するというコンセプトの下でさまざまな講座、展示が行われています。



《鳳来寺山自然科学博物館の主な取り組み》

鳳来寺山を中心とした奥三河の自然に関する展示と、足元の自然をテーマにした特別展や、野外学習会、子ども向け自然講座、現地見学ツアーなどの活動を活発に行っています。

また、博物館友の会があり、市内はもとより県内外に多くの会員がいて博物館を活用しています。会員の有志によるボランティアグループ「博物館協力隊」(子どもから大人まで26名が登録)が結成され、博物館主催で開催する野外学習などの補助や環境整備活動、資料整理などを行うとともに、友の会主催の自然観察会などの講師などもつとめています。

郷土の自然について調査、展示、教育普及、資料収集するといった、さまざまな博物館活動を市民ボランティアとともに力をあわせて推進しています。



夏の自然合宿

◇特別展

実施日	テーマ
4月29日(金)～6月30日(木)	しんしろの花・木・石・カエル展
7月20日(水)～8月31日(水)	私たちのまわりの自然とくらし展
9月25日(日)～10月16日(日)	山不作の年のきのこ展
11月1日(火)～3月4日(日)	友の会35年の歩みと博物館

◇野外学習会

実施日	テーマ	参加数	開催場所
4月29日(金)	県民の森の植物を楽しもう	32	愛知県民の森
5月29日(日)	名大年代測定センター・博物館見学	43	名古屋大学
6月5日(日)	鳳来寺山でモリアオガエルや初夏の生きもの絵を観察しよう	35	鳳来寺山
7月3日(日)	豊川上流から河口までの河原と河岸のようす	15	設楽町～豊橋市
8月6日(土) ～7日(日)	夏の自然合宿「鳳来寺山のフクロウや光に集まる虫を観察しよう」	51	音為川
10月9日(日)	きのこを調べよう	35	うでこき山周辺
10月30日(日)	木地師の里の秋の植物	17	設楽町面の木周辺
12月4日(日)	城山周辺の岩石	39	中宇利など
1月15日(日)	水鳥を観察しよう	21	桜淵公園

◇子ども自然講座

実施日	テーマ	参加数	開催場所
7月24日(日)	どうぶつのからだ	7	博物館
7月31日(日)	ルーペで花を観察しよう	3	博物館
8月28日(日)	石でアクセサリーをつくろう	12	博物館

◇ジュニアナチュラリスト養成楽級・山の学校「森のこびと教室」

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
5月15日(日)	植物の見かた	10	鬼久保広場
8月21日(日)	ミクロの世界をのぞく	8	鬼久保広場
10月16日(日)	きのこの見方	10	鳳来寺山
11月5日(土)	森のつくり	6	桜淵公園

◇現地見学会

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
10月23日(日)	領家帯の滝めぐりツアー	18	只持の不動滝など
1月29日(日)	郷土の巨樹・名木を訪ねる	14	門谷、黄柳野など
2月25日(土) ～26日(日)	奥三河自然満喫ツアー	44	市内各所

【公民館活動の整備・充実】

市では、農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに農村環境を保全する効果の高い取り組みを行う活動組織を支援しています。

現在、市内19地区で農地保全のための活動が行われ、そのうち11地区においては生態系保存のための実践活動も行われています。

◇活動状況

No.	地区名	活動組織名	主な活動
1	上平井	上平井地域環境保全隊	生物生息状況把握、水質モニタリング調査ほか
2	片 山	片山地域環境保全隊	生物生息状況把握、田法面への植栽ほか
3	牛 倉	牛倉地域環境保全隊	大宮川の生物状況把握、水仙の植栽
4	鳥 原	鳥原地区環境保全会	希少種の監視及び生息状況の把握、施設への植栽ほか
5	浅 谷	浅谷地域の環境を守る会	五反田川の水質・魚の生息調査、コスモス等の作付け
6	石 田	石田の地域環境を守る会	ホタルなどの生息調査
7	豊 島	豊島環境保全会	放流等を通じた在来生物の育成、生物生息状況把握
8	田 代	田代地域環境保全会	在来生物の育成活動
9	黒 瀬	黒瀬美土里会	水路内の生物生息状況把握
10	善 夫	善夫守里隊	水路内の生物生息状況把握
11	菅 沼	菅沼を良くしまい会	水路内の生物生息状況把握

●環境教育・学習

市では、身近な自然の様子から地球温暖化といったグローバルな環境問題にいたるまで、ニーズに応えた環境学習を実施しています。

《親と子の走る環境教室》

親と子の「走る環境教室」は、夏休み中の市内の小学生とその保護者を対象に参加者を募集し、マイクロバスなどを使って、市内外のリサイクル工場や環境関連施設の見学や勉強会を通じ、環境問題に対して理解を深め、その対策について親子で考えるものです。



平成23年度は、でんきの科学館を見学し、親子でエネルギー資源の未来について学びました。

◆ 8月21日（日）

参加者数 児童11名 保護者7名

◆ 8月29日（月）

参加者数 児童15名 保護者11名

◇親と子の走る環境教室の開催状況

年度	見学先
H13	県下水道科学館（平和町）自然共生研究センター（岐阜県川島町）
H14	王子製紙株式会社春日井工場（春日井市）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H15	トヨタ「里山学習館エコの森ハウス」（豊田市）
H16	愛知県下水道科学館（平和町）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H17	川売・梅の里、四谷・千枚田（旧鳳来町）段戸・きららの森（設楽町）
H18	でんきの科学館、エコパルなごや（名古屋市）
H19	コカ・コーラ東海北工場、東邦ガス（株）ガスエネルギー館（東海市）
H20	中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ 46（三重県川越町）
H21	あいち臨空新エネルギー実証研究エリア（常滑市）新舞子マリパーク風力発電所（知多市）
H22	浜岡原子力館（静岡県御前崎市、浜松科学館（静岡県浜松市）
H23	でんきの科学館（名古屋市）

《市民環境講座》

市では、環境問題に取り組んでいる、若しくはこれから取り組もうとされているみなさんを対象に「環境活動に関する学習機会」を提供するために、平成16年度から毎年「市民環境講座」を開催しています。平成23年度のテーマは「エネルギー」と「エコライフ」とし、環境ジャーナリストの村上敦さん、環境エコライフ・アドバイザーの笑呼路次郎（エコロジー）さんをお招きし、多くのみなさんの参加を得ました。



◆ 8月7日（日） 講師：村上 敦 氏
 日本がドイツから学べること
 ～エネルギー戦略と持続可能なまちづくり～
 新城文化会館 小ホール
 参加者77人

◆ 3月6日（日）
 講師：笑呼路 次郎（エコロ ジロー）氏
 実践！楽しいエコライフ
 + 環境腹話術
 新城文化会館 301講習室
 参加者41人



《水生生物調査》

市では、市内小中学校の生徒や行政区と河川における水生生物調査活動を行っています。

ほぼ毎年、同じ地点の水生生物の調査をしますが、水質の状況を把握するとともに、地域の自然とふれあうことのできる良い機会となっています。また、地元の水生生物調査を実施することにより、地元の川を自分たちで守ろうという意識の高揚にもつながります。



◇水生生物調査実施の状況（平成23年度）

学校・団体名	河川名	実施日	参加人数
千郷小学校①	野田川	6月22日	35
千郷小学校②	野田川	6月22日	37
庭野小学校	原川	6月22日	12
千郷小学校③	野田川	6月23日	35
千郷小学校④	野田川	6月23日	35
舟着小学校	大入川	6月24日	16
東郷東小学校	五反田川	6月24日	46
山吉田小学校	黄柳川	6月28日	11
鳳来東小学校	宇連川	6月29日	20

海老小学校	谷川	6月29日	18
巴小学校	巴川	7月4日	24
千郷中学校	野田川	7月5日	58
東郷西小学校	半場川	7月13日	63
協和小学校	巴川	7月14日	7
八名中学校	宇利川	7月26日	13
石田区水生生物調査会	石田地内 庚申川支流	8月6日	50
菅沼区水生生物調査会	菅沼川支流	8月7日	15
舟着子ども会吉川支部	大峯川	8月7日	8
豊島環境保全会	杉川、殿田川支流	8月21日	30
実施19回（10小学校・2中学校・4団体）			計533名

《地球温暖化に関する学習会》

持続可能な社会を構築していくためには、住民の方々の環境に配慮した行動も大切です。

市では、緊急な課題である気候変動などの地球温暖化問題に対し、状況を理解し、自ら考え、行動していただくため、要望により学習会を実施しています。

1 授業90分を基本に、受講される方の習熟度によって講座内容を変更しています。



◇地球温暖化に関する学習会実施状況（平成23年度）

団体名等	主な内容	実施日	参加人数
海老小学校	温暖化防止教室	6月21日	18
八名幼稚園	温暖化防止教室	9月9日	56
新城小学校	温暖化防止教室	10月4日	101
実施3回（1幼稚園、2小学校）			計175名

《ごみに関する環境学習》

市では、ごみの出し方や分け方をはじめ、処理の方法などについて実際に現場を見学して理解してもらうことを目的に、市内小学校の4年生を中心にごみに関する学習を実施しています。

◇ごみに関する学習会実施状況（平成23年度）

見学日	学校等名	見学者数	見学施設			見学時間
			クリーンセンター	資源集積センター	鳥原埋立処分場	
5月10日(火)	東陽小学校	28人	○	○	○	9:00～11:30
5月11日(水)	連谷小学校	4人	○		○	9:15～11:30
	海老小学校	3人				
5月13日(金)	鳳来西小学校	17人	○		○	9:30～11:20
5月18日(水)	千郷小学校(松・竹組)	72人	○	○		9:20～11:20
5月19日(木)	舟着小学校	16人	○		○	9:45～11:30
5月20日(金)	巴小学校	13人	○		○	9:30～11:20
5月23日(月)	八名小学校	34人	○		○	9:00～11:00
5月24日(火)	鳳来中部小学校	30人	○			9:20～10:50
5月25日(水)	千郷小学校(梅・雪組)	70人	○	○		9:20～11:20
5月27日(金)	東郷東小学校	46人	○		○	9:20～11:40
5月31日(火)	東郷西小学校	63人	○		○	9:10～12:00
6月21日(火)	庭野小学校	14人	○		○	9:15～11:00
6月28日(火)	新城小学校	102人	○		○	9:00～12:10
11月16日(水)	老人クラブ連合会	40人	○	○	○	9:30～11:00
実施15回（13小学校・1団体）						計552名

《水道に関する環境学習》

市では、子どもたちに水道に関する基礎知識を学ぶことにより、水環境に対する興味と関心をもってもらうことを目的に、市内小学校4年生を対象に水道教室を実施しています。

水道講座（パワーポイントによる水道の基礎知識の学習および簡易急速ろ過実験）および、希望校については鯉淵浄水場はじめ、それぞれ地区の浄水場見学を実施しています。



◇水道に関する環境学習実施状況（平成23年度）

学校名	内容	実施場所	実施日	参加人数
黄柳野小学校	講座	黄柳野小学校	6月1日	8名
新城小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月3日	99名
山吉田小学校	講座	山吉田小学校	6月6日	10名
東陽小学校	講座・見学	東陽小学校、大野浄水場	6月7日	26名
連谷小学校	講座・見学	連谷小学校、連合浄水場	6月8日	3名
巴小学校	講座	巴小学校	6月9日	12名
舟着小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月10日	15名
協和小学校	講座・見学	協和小学校	6月13日	6名
海老小学校	講座・見学	海老小学校、海老浄水場	6月14日	2名
東郷西小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月15日	60名
鳳来寺小学校	講座	鳳来寺小学校	6月16日	6名
鳳来西小学校	講座・見学	鳳来西小学校、布里浄水場	6月17日	8名
東郷東小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月21日	44名
鳳来中部小学校	講座・見学	鳳来中部小学校、乗本浄水場	6月22日	28名
八名小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月27日	32名
庭野小学校	講座・見学	桜淵監視センター、鯉淵浄水場	6月28日	13名
開成小学校	講座	開成小学校	6月29日	10名
千郷小学校	講座	千郷小学校	7月1日	135名
実施18回（18小学校・25クラス）				計517名

《環境ポスターコンクール》

市では、ごみの減量化・資源リサイクル・環境美化の意識を高揚し、環境問題に関心を持っていただくため、社会科の授業で「ごみ」について勉強している小学4年生を対象に、環境ポスターの募集を行っています。平成23年度は237点の作品が寄せられました。

◆金賞2名、銀賞3名、銅賞5名、入選10名



平成23年度金賞作品

《しんしろエコ・ライブラリー》

市では、環境図書などを通して、さまざまな情報を皆さんに提供し、共に考え、その対策を進めていくための契機になればと、市内在住の方を対象に無料で貸し出しを行っています。

この事業は、市内のスーパーなどが取り組んでいる「レジ袋有料化」による収益金を「環境関連の資金として使用して欲しい」と1事業所から市に寄付をいただいたことから始まりました。



◇貸出状況（平成23年度）

品名	件数
図書	16
DVD	8
	計24件

《チャレンジ25新城》



市では、市民のみなさん、事業所がひとつのチームとなり、温暖化の防止施策を無理なく、楽しく、できる限り大きな成果を挙げることを目的として「チーム・マイナス6%しんしろ」を結成し、平成22年度より、国の動きに合わせて「チャレンジ25新城」へ移行しました。

多くの方にこの取り組みを知っていただくために、さまざまな機会を通じて、PR活動を実施しています。

■「チャレンジ25」って何するの？

CO₂削減のために、具体的な「6つのチャレンジ」を提案しています。チーム全員が、日々のちょっとした気遣いを積み重なれば、確実に大きな削減効果が期待できます。

1. エコなスタイルを選択しよう
2. 省エネ製品を選択しよう
3. 自然を利用したエネルギーを選択しよう
4. ビル・住宅のエコ化を選択しよう
5. CO₂削減につながる取組を応援しよう
6. 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

◆平成23年度末登録数 個人2,002名 団体8団体

◇平成23年度 チャレンジ25新城の活動状況

実施日	活動の内容
4月8日	今年度第1回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。開催内容などについて再検証しました。 はつらつセンター会議室 参加委員11名
4月25日	今年度第2回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。新城青年会議所との調整やメインキャンドル図案、各園への参加呼びかけなどについて検討しました。 市民体育館第1会議室 参加委員16名
5月16日	今年度第3回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。メインキャンドルの図案決定、各園への参加呼びかけ状況などについて検討、報告しました。 市民体育館第1会議室 参加委員13名
5月18日	滋賀県守山市議会視察対応（8名）。チャレンジ25新城の取り組みなどについて説明しました。
5月22日	社団法人新城青年会議所5月例会「いま、あらためて考えること」に、環境課職員もパネリストとして参加しました。また、環境課から省エネ・節電の呼びかけチラシを配布しました。 参加者57名、チャレンジ25登録者3名
5月28日	電気自動車の展示、チャレンジ25登録受付のため、第23回豊川市民まつり「おいでん祭」に参加しました。台風接近による大雨のため、予定していた電気自動車同乗体験は中止となり展示のみとなりました。 チャレンジ25登録者4名
6月13日	今年度第4回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。メインキャンドル、環境紙芝居、一般グループの参加呼びかけについて検討しました。 市民体育館第1会議室 参加委員11名
6月21日	「海老小学校」の全児童を対象に、温暖化防止教室を開催しました。また、先生や児童を対象に電気自動車の体験乗車会も開催しました。 参加児童15名、先生3名、チャレンジ25登録者15名
7月2日	「ツール・ド・新城2011」会場にて、電気自動車の展示、チャレンジ25新城のPRを実施し、温暖化防止を呼びかけました。また、2時間エンデューロ・ママチャリ部門に2チームが参加し、Aチームが5位、Zチームが6位と大健闘しました。
7月3日	「ツール・ド・新城2011」会場にて、電気自動車の展示、ソーラークッキングなどを行い、温暖化防止と自然エネルギーの利用についてPRしました。また、チャレンジ25キャンペーンの登録も行いました。 2日間のチャレンジ25登録者64名
7月22日	今年度第5回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。メインキャンドルの色使い、新作の環境紙芝居のチェック、園の参加状況報告、一般グループの参加呼びかけなどについて協議しました。 はつらつセンター会議室 参加委員12名
7月25日	「エネルギーに関する職員研修」（テーマ：エネルギー問題と温暖化対策－今、何

	を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 作手総合支所 参加者：第1回9名、第2回8名
7月26日	「エネルギーに関する職員研修」(テーマ:エネルギー問題と温暖化対策ー今、何を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 鳳来総合支所 参加者：第3回20名、第4回22名
7月27日	「エネルギーに関する職員研修」(テーマ:エネルギー問題と温暖化対策ー今、何を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 市民体育館 参加者：第5回76名、第6回67名
7月29日	「エネルギーに関する職員研修」(テーマ:エネルギー問題と温暖化対策ー今、何を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 市民体育館 参加者：第7回77名 市民病院 参加者：第8回45名
8月1日	今年も市役所で実施した緑のカーテンで採れたゴーヤなどを、市民保険課前の待合室で配布を始めました。
8月2日	「エネルギーに関する職員研修」(テーマ:エネルギー問題と温暖化対策ー今、何を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 消防防災センター 参加者：第9回82名
8月3日	「エネルギーに関する職員研修」(テーマ:エネルギー問題と温暖化対策ー今、何を議論し、行動すべきなのかー) を実施しました。 消防防災センター 参加者：第10回52名
8月6日	今年も石田区で計画された「ふるさとの環境を考える～水中生物調査会～」において、職員が水生生物調査に協力しました。 参加区民60人
8月7日	今年度第1回目の市民環境講座(日本がドイツから学べること～エネルギー戦略と持続可能なまちづくり～)を開催しました。 文化会館小ホール 参加者77名
8月21日	今年度1回目の親と子の走る環境教室を開催しました。でんきの科学館の見学を通して、親子で環境問題に対する理解を深めました。 参加者 大人7名、子ども11名
8月26日	今年度第6回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。フェアトレードの歌、紙芝居の内容・配役、メインキャンドル作業進捗状況、一般グループの参加状況などについて報告、協議がありました。 はつらつセンター会議室 参加委員13名
8月29日	今年度2回目の親と子の走る環境教室を開催しました。でんきの科学館の見学を通じて、親子で環境問題に対する理解を深めました。 参加者 大人11名、子ども15名 チャレンジ25登録者10名
9月9日	「八名幼稚園」で園児を対象とした、温暖化防止教室を開催しました。 参加園児50名、先生6名
9月9日	民生・児童委員会全員協議会において、「エネルギー問題に関する説明会」を実施

	<p>しました。</p> <p>文化会館大会議室 参加者120名</p>
9月19日	<p>新城東高等学校「雁峰祭」に出かけ、電気自動車の同乗体験会を実施しました。</p>
9月26日	<p>今年度第7回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。フェアトレードの歌や商品販売、環境紙芝居の内容、メインキャンドル作業進捗状況などについて協議しました。</p> <p>はつらつセンター会議室 参加委員12名</p>
9月30日	<p>市民団体「しんしろ環境あいうえお会議」の皆さんを対象に、「エネルギー問題に関する勉強会」を実施しました。</p> <p>はつらつセンター会議室 参加者8名</p>
10月4日	<p>「新城小学校」の4年生を対象に、温暖化教室を開催しました。また、先生や児童を対象に電気自動車の体験乗車会も開催しました。</p> <p>参加児童98名、先生3名</p>
10月12日	<p>「キャンドルナイト新城2011」で行う環境紙芝居の練習を実行委員の皆さんと行いました。</p> <p>参加委員8名</p>
10月16日	<p>新城文化会館はなのき広場で開催された、第70回リサイクルフリーマーケットにおいて、電気自動車の同乗体験会、太陽焦熱炉を使ったフェアトレードコーヒーの試飲などを実施しました。同乗体験会では、文化会館周辺道路（約1キロメートル）を走行しました。</p> <p>同乗体験会参加者10名、チャレンジ25登録者25名</p>
10月22・23日	<p>「JAまつり」会場（JA愛知東グリーンセンターしんしろ）にて、電気自動車の展示、緑のカーテン倶楽部コンテスト2011の審査結果公表・表彰式を行い、温暖化防止などのPRを実施しました。また、チャレンジ25キャンペーンの登録も行いました。</p> <p>チャレンジ25登録者66名</p>
10月24日	<p>今年度第8回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。当日の準備や片づけ、スケジュール確認、フェアトレード商品の販売について最終チェックなどを行いました。</p> <p>市民体育館第1会議室 参加委員12名</p>
10月29日	<p>新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2011を開催しました。参加保育園・幼稚園10園、一般1団体などにより、キャンドル2,000本以上が点灯され、会場では毎年恒例の環境紙芝居のほか、フェアトレードをテーマとした合唱や商品（チョコレートなど）の販売コーナーも設置しました。</p> <p>来場者2,000人余</p>
10月30日	<p>前日に行われたキャンドルナイト新城2011で使用した資材（ペットボトルなど）の整理や分別作業、会場の清掃を実行委員の皆さんで行いました。</p> <p>参加委員12名</p>
11月13日	<p>電気自動車の展示やチャレンジ25新城登録受付のため、今年も「つくで祭り」にブース出展しました。</p>

	チャレンジ25登録者70名
11月21日	今年度第9回目の「キャンドルナイト新城実行委員会」を開催しました。今年度の反省点と来年度に向けた取り組みなどを協議しました。 市民体育館第1会議室 参加委員11名
12月18日	安城市で開催された「あんじょうエコライフフェアinさくらい」にブース出展させていただき、新城市のPRを行いました。
3月3日	今年度第2回目の市民環境講座「実践！楽しいエコライフ」を開催しました。 文化会館301会議室 参加者41名 チャレンジ25登録者21名



2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

【史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持】

《環境整備の実施》

国指定史跡長篠城跡をはじめとした城跡や古墳等の史跡、県指定天然記念物長の山湿原や清岳向山湿原などの適正な環境維持を行うため、地元市民等の協力により草刈り等の環境整備を行いました。



長ノ山湿原



宇利城跡

◇指定文化財の状況

平成23年度末現在

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	建造物	東照宮	門谷	S28. 11. 14
		鳳来寺仁王門	門谷	S28. 11. 14
		望月家住宅	黒田	S49. 2. 5
	絵画	絹本著色三千仏名宝塔図	中宇利	H 6. 6. 28
	彫刻	木造薬師如来坐像	庭野	S 6. 12. 14
		木造阿弥陀如来坐像 附 木造観音菩薩坐像	巢山	S52. 6. 11
	無形民俗	三河の田楽	門谷・七郷一色	S53. 5. 22
	史跡	長篠城跡	長篠	S 4. 12. 17
	名勝	鳳来寺山	門谷	S 6. 7. 31
		阿寺の七滝	下吉田	S 9. 1. 22
	天然記念物	乳岩及び乳岩峡	川合	S 9. 1. 22
		馬背岩	豊岡	S 9. 5. 1
		黄柳野つげ自生地	黄柳野	S19. 3. 7
		甘泉寺のコウヤマキ	作手鴨ヶ谷	S47. 5. 26
国登録文化財	建造物	旧黄柳橋	乗本	H10. 9. 2
		瀧川家住宅主屋	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅長屋門	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅祠	出沢	H17. 2. 28
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）本館	大野	H21. 1. 8

		旧大野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	大野	H21. 1. 8
県指定文化財	絵画	甘泉寺の涅槃図	作手鴨ヶ谷	S47. 6. 7
	彫刻	木造十一面観音立像	杉山	S32. 1. 12
		木造不動明王立像	巢山	S53. 3. 15
		木造熊野三所懸仏	巢山	S54. 3. 22
	無形民俗	信玄原の火おんどり	竹広	S40. 5. 21
		乗本万灯	乗本	S51. 7. 14
		南設楽のほうか	大海・布里・一色 塩瀬・源氏・名号	S58. 9. 14
	史跡	設楽のしかうち行事	能登瀬	S58. 3. 7
		宇利城跡	中宇利	S32. 9. 6
		旗頭山尾根古墳群	八名井	S53. 5. 29
	名勝	断上山古墳9・10号墳	大宮	S53. 10. 16
		満光寺庭園	下吉田	S49. 7. 3
	天然記念物	須山のイヌツゲ	作手清岳	S29. 2. 5
		ムカデラン自生地	川合	S30. 5. 6
		ねずの樹	門谷	S30. 7. 1
長ノ山湿原		作手岩波	S48. 11. 26	
中宇利丸山の蛇紋岩植生		中宇利	S55. 2. 12	
市指定文化財	種別	指定数	名称	
	建造物	8	能舞台、満光寺の山門、薬師堂他	
	絵画	3	太田白雪画像、鳥居勝商磔殺の図他	
	彫刻	29	木造十一面観音立像、木造大日如来坐像、木造子安観音立像、石造庚申碑、木造神馬、石造閻魔大王他	
	工芸品	6	能装束・能面、鰐口、唐の頭、喚鐘、鉄砲、梵鐘	
	典籍	8	太田白雪自筆著書、太田白雪「きれぎれ」他	
	古文書	38	今川義元証文、今川氏真証文、菅沼家家譜、慶長9年検地帳、御觸書留帳（町役場日記）等	
	考古資料	7	大ノ木遺跡他遺跡、茶臼山古墳他古墳出土品等	
	歴史資料	1	吉田川井堰引船図 附 井堰御普請関係文書	
	無形	3	祭礼能、立物花火、鳳来寺硯製作	
	有形民俗	7	石座石、服部神社伝来赤引糸関係遺物他	
	無形民俗	13	新城歌舞伎、鍋づる万灯、名越神楽、天王祭他	
	史跡	64	黒瀬遺跡、摩訶戸古墳群、新城城跡、信玄塚、富賀寺中世墓地、芭蕉句碑、蟻塚、今水寺跡他	
	名勝	4	鳴沢の滝、桜淵、鮎滝、富賀寺庭園	
天然記念物	24	白鳥神社の大スギ、ヒメハルゼミ、中央構造線長篠露頭、見代のオハツキイチョウ他		



国指定文化財 望月家住宅【建造物】



国指定文化財 木造薬師如来坐像【彫刻】



県指定文化財 信玄原の火おんどり【無形民俗】



県指定文化財 設楽のしかうち行事【無形民俗】



市指定文化財
ミカワバイケイソウ自生地【天然記念物】



市指定文化財 富賀寺庭園【名勝】

【歴史・文化の活用】

《歴史・文化関連施設》

「鳳来寺山自然科学博物館」

鳳来寺山自然科学博物館は、国指定の名勝天然記念物・鳳来寺山を中心に、自然の宝庫である東三河を研究するため昭和24年9月に結成された「東三河の地質と鉱物の会」が田口鉄道鳳来寺駅の公舎を改造して開館した、田口鉄道自然科学博物館が前身になります。

そして、昭和38年4月26日、元鳳来寺村長で林業家の丸山喜兵衛氏の寄付により、日本初の二重展示方式を取り入れるなど全国的にも画期的な町立の自然科学博物館が建設されました。

各自然分野の専門家である学術委員による野外学習会などの教育普及活動は、開館時からたゆまず開催しています。また、展示においては、鳳来寺山をはじめとした当地域の地学、動植物などを幅広く展示しています。

また、県内最大規模の植物標本を収蔵するなど、自然資料の収集保存活動も行っています。



鳳来寺山自然科学博物館

「設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館」

日本三大決戦の一つとされる長篠・設楽原の戦いは、織田・徳川連合軍が初めて新兵器鉄砲(火縄銃)を大量に使用し、その威力をまざまざと見せつけ、後の戦術に一大変革をもたらした日本史に残る著名な戦いです。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館には、戦国の分岐点を演じた「鉄砲の戦いー設楽原の決戦」にまつわる人、経緯、火縄銃の果たした役割・その歴史を展示しており、織田・徳川連合軍が陣地の前にめぐらした武田騎馬軍の進撃を防ぐための馬防柵も再現しています。

また、設楽原歴史資料館には、日本開国の基となった幕末の日米修好通商条約調印の立役者・岩瀬忠震についての資料も展示しています。



設楽原歴史資料館



長篠城址史跡保存館

「作手歴史民俗資料館」

作手高原には、「全国重要湿地 500」にも選定されている広大な湿地帯があり、人々は原始・古代から現代に至るまで、その湿地をたくみに利用してきました。

作手歴史民俗資料館には、こうした風土の中で育まれた人々の歴史、民俗や湿地についての資料が集められています。



作手歴史民俗資料館

《新城ふるさとマイスター》

趣味や仕事などで、豊富な知識や経験、優れた技術を持つその道の達人「新城ふるさとマイスター」が、地域での講演会や体験型行事の先生として、とっておきの技や知恵をお教えします。現在のふるさとマイスターは、次の方たちです。

◇新城ふるさとマイスター認定者一覧

氏名		【内容】
藤田 萬吉		【木彫】
林 吉宏		【農村家庭のしきたり】
杉浦エリザベス・森田紀代美		【二ヶ国語絵本読み聞かせ】
竹本 政一		【陶工芸】
原田 弘子		【藍染】
菅谷 哲也		【火縄銃研究】
河部 義通		【柿酢】
滝川 英昭		【メンタルヘルス】
岡田 真澄		【世界の桜】
大井 みどり		【パッチワーク】
古市 正一郎		【マジック（手品）】
菅谷 年弘		【趣味の庭造り】



二ヶ国語絵本読み聞かせ

《新城まちなか博物館》

新城まちなか博物館は、新城の風土の中で生まれた新しいタイプの博物館活動で、仕事場や生活の場がそのままミュージアムであるということです。

「まち」の活動や暮らしの工夫がそのまま博物館であり、生涯学習のキャンパスとなります。順次まちなか博物館の指定を進め、現在は16館になりました。

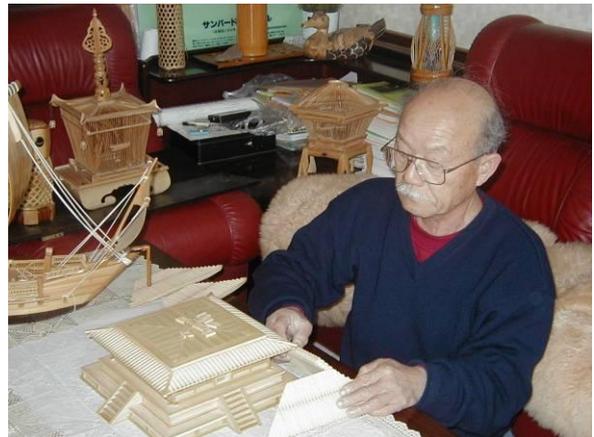
◇新城まちなか博物館指定一覧（平成 23 年度末現在）

No.	博物館名	内 容
1	日野屋商店	酒蔵
2	中西農村民具室	明治時代からの農村民具の展示
3	大原商家民具室	明治時代からの商家民具の展示
4	はたおり工房	高機による機織り

5	馬場彫金工房	鋼板のレリーフ・器の作成
6	藍弘苑	本藍による絞り染め
7	出沢やままゆ養蚕所	やままゆ施設見学・養蚕体験
8	郷土の食品・さくら工房	そば・五平もち作り体験
9	竹細工工房	虫かご・歴史的建造物の制作
10	寒峰窯（陶芸）	陶芸及び制作
11	イーハートーブ吉川（染色工房）	染め絵制作
12	竹工房・雅夢	竹細工
13	明神窯（竹炭）	釜入れ・釜出し・材料集め体験
14	エコファーム河部自然農園	果樹栽培と柿酢作り
15	(有)伸昌 [しんしょう]	銅版を使った折鶴作り
16	医王寺民俗資料館	農具、家庭用品、鉱物、岩石等の展示



出沢やままゆ養蚕所



竹細工工房



エコファーム河部自然農園



竹工房・雅夢

3 交流

●環境交流

【自治体、NPO・NGO等との交流】

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深めることは、情報の共有化による取り組みの連携を図ることができるなどのメリットがあります。

《キャンドルナイト新城》

市では、私たちの現在のライフスタイルを少しでも改善するためのきっかけづくりとして「キャンドルナイト新城」を開催しています。

このアクションは、公募の市民実行委員会による「開催の趣旨づくり」から始まりました。

開催時期や場所、方法などが企画立案され、毎年多くの方の参観を得ています。

開催5回目となった平成23年度は10月29日、文化会館はなのき広場で実施され、約2,000名ものお客様がいらっしゃいました。会場は、幼稚園・保育園、一般団体のキャンドルが並び、暖かな灯火に包まれました。

実行委員会では、毎年「メインアート」を作成しており、会場を訪れる方々の楽しみにもなっています。今回は心をひとつに繋げていこうとの想いをこめて、手と手をつなぐ「絆」と、明るい未来を期待して「虹」を制作しました。

キャンドルナイト新城2011 開催の主旨

いま、地球温暖化問題が深刻化しています。このままの状態では温暖化が進むと、水や食べ物の不足など様々な問題が起こり、次世代の生存についての危機がくると言われています。

温暖化の原因は、たくさんの水や電気、化石燃料（石油、ガソリンなど）を使い、そして、たくさんのごみを捨てるといったわたしたちのいまのライフスタイルにあります。

わたしたちがライフスタイルを見直すことで、温暖化問題は解決の方向に向かいます。

こうしたことから、仲間や家族、学校、会社など様々なグループで「電気を消してスローな夜」を感じ、今一度、生活の原点を見つめ直すきっかけづくりとして、10月29日夜、新城文化会館において、ここ新城市から「みんなのチカラ」で行動する参加型イベント「キャンドルナイト」を行っています。

今年で6回目となるイベントですが、特に今回は、震災犠牲者の方々への追悼、節電の呼びかけ、日本全体を包む、祈り、願いなどを、キャンドルの灯すあかりで、心をひとつに繋げていこうとの想いを込めて計画しました。

あたたかな灯火に想いを込め、地球に優しい取り組みとしていきます。



《日本の環境首都コンテスト、同全国フォーラム、同東海地域交流会》

市では、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的とした「日本の環境首都コンテスト」に参加しています。コンテストは、持続可能な地域社会の実現のためにNGOが重視する取り組みの有無について質問・審査されます。

新城市はこのコンテストを「市民の環境施策の提案書」として捉え、第1回目からこのコンテストに参加しています。

◇日本の環境首都コンテスト成績（H22年度で終了）

参加年度	総合順位	人口規模別順位	参加年度	総合順位	人口規模別順位
H13年度	27位	3位	H18年度	3位	1位
H14年度	24位	2位	H19年度	5位	1位
H15年度	8位	2位	H20年度	5位	1位
H16年度	2位	2位	H21年度	5位	1位
H17年度	2位	1位	H22年度	6位	1位

※平成17年度から合併後の新城市として参加。人口規模5万人以下から5万人～10万人に区分変更。

さらに、コンテストが自治体の環境施策向上に活用されるよう、自治体とネットワーク合同の研究会や職員研修、地域ブロックごとに交流会が開催され、本市も参加しています。平成23年度においては、「環境首都創造 自治体全国フォーラム」が本市で開催されました。

◇交流会開催状況

区分	時期	開催場所
全国フォーラム	10月19日～20日	新城市 新城文化会館
中部環境5市サミット	8月11日	掛川市 大日本報徳社 大講堂

《森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト》

昨今の森林関連産業を取り巻く状況は厳しいものがあり、山村の過疎化や高齢化により林業に携わる人が減少してきたこと、採算の合う産業として成り立ちにくいことなどによって、放置される森林が増え、林業から人々の関心が離れてしまいました。

そんな状況を背景として、林業や製材業だけではない多様な角度からの「森との関わり方」を創出し、森林に関わる人材育成と新産業を創造することを目的として、平成18年11月16日に「森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト」が地域再生計画として認定されました。



この計画は、具体的には市内の森林NPOの活動を中心として、森林に関する基礎知識の学習会や間伐・枝打ち・下草刈りなどの技術を覚えるための講習会を開催することにより、森林整備と人材育成のしくみを作り上げ、森づくりと人づくりを進めていくものです。

平成23年度においては、初心者・中級者・上級者（森林ボランティアリーダー養成講座）3コースの講習会を計23回開催し、子供から大人まで、市内外から291名の方が参加されました。

環境負荷の少ない自立循環のまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。このまま今の社会経済活動を続けた場合、社会経済の発展どころか生命の存続にまで影響を及ぼすおそれがあります。

こうした事態に陥らないためにも、健全な生態系バランスを維持回復し、環境面と経済活動、社会的公正が統合的に向上する持続可能な社会構造への変革を進める必要があります。

そのために、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換し、また、地域資源を循環的に活用し発展していく環境配慮型事業活動の確立が求められます。

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

【バイオマスの総合的利用と再生産】

バイオマスを含めた再生可能エネルギーは、「気候変動枠組条約」における取り扱い上、二酸化炭素排出量が計上されないこととなっているので（カーボンニュートラル）、地球温暖化対策に大きく貢献するものと位置づけられています。

そこで、市では地域内でのエネルギー循環利用の面からもバイオマス由来燃料（バイオディーゼル燃料「BDF」）を公用車に使用することとなりました。

このBDF事業は、「新城ふるさと銀行本店」による提言から始まったもので、現在は市外の業者からBDF燃料を購入し、公用車である廃棄物収集車に使用しています。



BDF燃料を使用した「廃棄物収集用トラック（公用車）」

【環境配慮型事業の推進】

市では、「新城市環境と安全に配慮した農業推進方針」を平成20年10月に制定しました。本市の農業を環境と安全に配慮したものとしていくため、家畜糞尿などのたい肥の施肥や稲わらのすきこみなどにより土壌に有機物を供給することを基本として、化学肥料、農薬の依存を減らし生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷を低減した持続可能な農業を目指すことを目標としています。

- 「たい肥循環」：牛糞をたい肥化したものを水田にまき、そこで刈り取られた飼料を牛の餌とするもので、市内での耕畜連携した取り組みとして積極的に展開しています。

●健全な水循環

【健全な水環境の構築・強化】

国で示された「水道ビジョン」を受けて、市では新たな視点に立った「新城市水道ビジョン」を平成20年5月に策定しました。このビジョンでは、平成28年度までを計画期間として、水道事業が抱えている課題に対する基本的な方針や将来像の実現に向けた各種施策などを定めています。「安全な水を安定的に供給する」という目標を目指し、現状把握や課題整理をしたうえで施策の設定を行っています。

「目標期間内における達成すべき4つの施策」

- 1 運営基盤の強化・顧客サービスの向上
外部委託の導入、官民連携などの様々な形態による連携方策などを検討し、本市にとって最適かつ経済的で持続可能な水道事業の運営形態の確立を目指します。
- 2 安心・快適な給水の確保
水源水質の監視システムなどを導入した水質監視の強化、配水管の定期的な洗浄や更新の実施に努めます。
- 3 災害対策などの充実
老朽化施設の修繕・更新を行い、特に石綿管については計画的に解消を図るよう計画します。耐震性貯水槽の建設および耐震型配水池の増設など災害対策備蓄水拠点の整備を検討します。
- 4 環境・エネルギー対策
水道事業では自然環境の保全への取り組みが水源水質の維持や水量の確保につながることから、事業全体を通じて環境負荷の低減化に取り組むなど環境、エネルギー対策に努めます。



また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「新城市排水処理基本計画」を平成23年3月に策定しました。この計画では、平成37年度を目標年次とし、生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理の整備推進に努めるとともに、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を理念・目標としています。

「生活排水処理の基本方針」

生活排水処理対策として、生活排水処理施設整備を推進するとともに、市民に対して生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行うことが重要である。

生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとする。

(1) 公共下水道及び農業集落排水設備の推進

公共下水道及び農業集落排水施設の計画区域においては、早期に管路整備を実施し、汚水処理の推進を図る。

(2) 水洗化率の向上

水洗化率100%を目標とし、地域住民に対して公共下水道及び農業集落排水施設への接続または、合併処理浄化槽処理を呼びかけていく。

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る基本方針

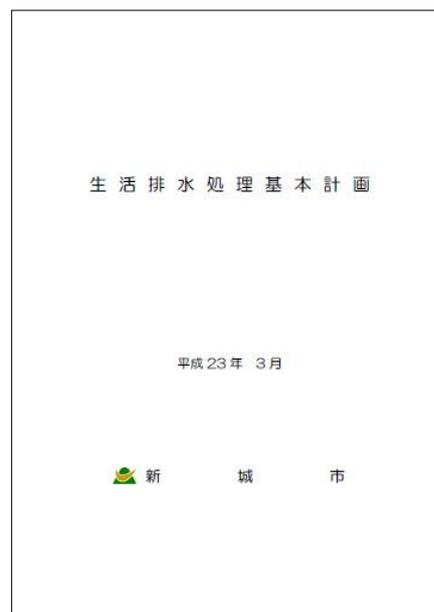
し尿及び浄化槽汚泥等は、新城市清掃センターで処理している。

新城市清掃センターは、昭和49年に計画処理能力54kℓ/日の低希釈二段活性汚泥方式（標準脱窒素処理方式）にて処理を開始し、処理水は豊川に放流している。施設から発生する脱水汚泥は、新城市クリーンセンターにて焼却処分している。

今後は、施設整備の経年的老朽化及び浄化槽汚泥の増加に対応すべく、公共下水道事業と協調し、整合性を図った施設整備の方向について検討していく必要がある。

(4) 発生源対策

水質汚濁発生源対策については、広報及び教育活動等で積極的な啓発を図る。



【広域連携の強化・推進】

上流から下流まで、豊かで質の良い水の恩恵を確保するために、豊川流域圏全体を見据えた取り組みを行っています。

「新城市水道ビジョン」で掲げた施策の一つ「環境・エネルギー対策」では、「水源基金による人材育成」として、有収水量1m³あたり1円を拠出し、(財)豊川水源基金の水源林保全流域協働事業による水源涵養等の事業を拡充していくこととしています。これまでも、この拠出金を財源として水源林の整備や水源林整備のNPO法人が設立されています。

【河川・池沼等の水質保全】

市では、豊川水系29河川、矢作川水系1河川において、年2回、定期的に河川水質調査を実施しています。

- 「調査箇所」
- ・新城地区 豊川水系で13か所
 - ・鳳来地区 豊川水系で15か所
 - ・作手地区 豊川水系で3か所、矢作川水系で1か所

「河川水質調査地点」



1	錦砂川	9	杉川	17	巴川（豊川）	25	槇原川
2	五反田川	10	深沢川	18	海老川	26	大津谷川
3	大宮川	11	大入川	19	音為川	27	宇連川
4	半場川	12	原川	20	大井川下流	28	大島川下流
5	沖野川	13	宇利川	21	新戸川	29	小滝川
6	田町川	14	大井川	22	黄柳川	30	巴川（矢作川）
7	幽玄川	15	分野川	23	真立川	31	岩波川
8	野田川	16	谷川	24	阿寺川	32	巴川（豊川）

◇平成23年度河川水質調査結果・夏期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	亜鉛
1	錦砂川	新城	H23. 8. 31	22. 6	7. 7	9. 4	0. 6	3	33, 000	0. 019
2	五反田川	〃	H23. 8. 30	23. 8	7. 8	8. 8	0. 8	3	33, 000	0. 007
3	大宮川	〃	〃	22. 8	7. 8	8. 6	1. 5	6	79, 000	0. 005
4	半場川	〃	〃	23. 3	7. 6	8. 5	0. 7	4	70, 000	0. 003
5	沖野川	〃	〃	25. 3	7. 6	7. 8	1. 5	<1	33, 000	0. 006
6	田町川	〃	〃	21. 6	7. 7	8. 6	1. 0	14	49, 000	0. 003
7	幽玄川	〃	〃	25. 2	7. 3	8. 2	1. 8	<1	70, 000	0. 004
8	野田川	〃	〃	24. 2	7. 4	8. 5	1. 1	4	70, 000	0. 008
9	杉川	〃	〃	25. 2	7. 3	7. 9	1. 6	4	35, 000	0. 005
10	深沢川	〃	〃	23. 6	7. 9	8. 5	0. 8	3	7, 900	0. 005
11	大入川	〃	〃	23. 2	7. 8	8. 4	0. 7	1	17, 000	0. 003
12	原川	〃	〃	22. 5	7. 3	8. 1	0. 9	1	79, 000	0. 004
13	宇利川	〃	〃	25. 7	7. 6	8. 1	1. 1	2	170, 000	0. 011
14	大井川	鳳来	H23. 8. 31	23. 5	7. 5	8. 6	0. 6	1	13, 000	0. 016
15	分野川	〃	〃	24. 1	7. 5	9. 4	0. 6	<1	3, 300	0. 016
16	谷川	〃	〃	23. 9	7. 6	9. 3	0. 7	<1	13, 000	0. 007
17	巴川（豊川）	〃	〃	24. 0	7. 8	9. 8	0. 6	2	24, 000	0. 006
18	海老川	〃	〃	24. 8	7. 9	9. 3	0. 8	5	49, 000	0. 009
19	音為川	〃	〃	23. 0	7. 7	9. 0	0. 9	1	11, 000	0. 006
20	大井川下流	〃	〃	24. 2	7. 7	9. 1	0. 6	3	33, 000	0. 015
21	新戸川	〃	〃	22. 7	7. 6	8. 8	<0. 5	5	33, 000	0. 010
22	黄柳川	〃	〃	23. 6	8. 0	9. 5	0. 7	<1	17, 000	0. 015
23	真立川	〃	H23. 8. 30	22. 5	7. 7	8. 7	1. 8	<1	13, 000	0. 004
24	阿寺川	〃	〃	23. 2	7. 7	8. 5	0. 7	<1	3, 300	<0. 001
25	楨原川	〃	〃	25. 4	7. 6	8. 3	1. 1	<1	3, 300	0. 008
26	大津谷川	〃	〃	24. 4	7. 4	8. 7	1. 5	1	3, 300	0. 002
27	宇連川	〃	〃	25. 7	7. 6	8. 0	1. 2	<1	4, 900	0. 005
28	大島川下流	〃	〃	27. 3	7. 8	8. 0	1. 3	<1	3, 300	0. 008
29	小滝川	作手	H23. 8. 31	20. 9	7. 6	9. 0	<0. 5	3	13, 000	0. 019
30	巴川（矢作川）	〃	〃	23. 5	7. 7	9. 1	0. 8	1	17, 000	0. 015
31	岩波川	〃	〃	21. 7	7. 6	9. 1	0. 6	2	3, 300	0. 013
32	巴川（豊川）	〃	〃	23. 1	7. 8	9. 1	0. 6	3	3, 300	0. 008



市内河川での採水の様子

◇平成23年度河川水質調査結果・冬期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	亜鉛
1	錦砂川	新城	H24. 2. 22	10.4	7.7	11	0.9	<1	1,700	0.007
2	五反田川	〃	H24. 2. 21	9.1	7.6	12	1.9	1	3,300	0.002
3	大宮川	〃	〃	6.7	7.7	12	1.2	1	2,400	0.001
4	半場川	〃	〃	7.1	7.7	12	1.4	2	2,400	0.006
5	沖野川	〃	〃	2.8	7.3	12	1.8	<1	790	0.009
6	田町川	〃	〃	6.2	7.6	12	1.5	17	7,000	0.002
7	幽玄川	〃	〃	5.2	7.4	12	9.8	1	13,000	0.018
8	野田川	〃	〃	6.8	7.4	13	1.2	1	3,300	0.008
9	杉川	〃	〃	3.8	7.3	14	1.2	<1	24,000	0.009
10	深沢川	〃	〃	5.5	7.7	13	1.5	<1	220	0.005
11	大入川	〃	〃	4.7	7.7	13	1.5	<1	4,600	0.002
12	原川	〃	〃	4.2	7.4	13	1.1	<1	11,000	0.002
13	宇利川	〃	〃	4.6	7.5	12	1.6	1	4,900	0.006
14	大井川	鳳来	H24. 2. 22	8.0	7.5	12	0.6	<1	790	0.014
15	分野川	〃	〃	6.9	7.1	13	0.9	<1	7,900	0.014
16	谷川	〃	〃	6.2	7.2	13	0.8	<1	130	0.011
17	巴川（豊川）	〃	〃	6.3	7.3	13	0.5	<1	45	0.014
18	海老川	〃	〃	5.4	7.4	13	0.8	<1	490	0.014
19	音為川	〃	〃	5.6	7.5	12	0.9	<1	220	0.013
20	大井川下流	〃	〃	8.1	7.8	12	1.4	<1	49,000	0.025
21	新戸川	〃	〃	7.8	7.4	12	0.6	<1	2,400	0.017
22	黄柳川	〃	〃	6.5	8.0	14	0.6	<1	1,700	0.016
23	真立川	〃	H24. 2. 21	4.0	7.7	14	1.2	<1	790	0.001
24	阿寺川	〃	〃	4.1	7.5	13	1.1	<1	170	0.002
25	禎原川	〃	〃	4.7	7.1	13	1.4	<1	78	0.004
26	大津谷川	〃	〃	5.4	7.3	13	1.6	<1	20	0.001
27	宇連川	〃	〃	7.0	7.3	12	1.7	1	130	0.002
28	大島川下流	〃	〃	6.2	7.7	13	1.7	<1	130	<0.001
29	小滝川	作手	H24. 2. 22	6.8	7.3	12	<0.5	<1	230	0.014
30	巴川（矢作川）	〃	〃	6.4	7.3	12	0.8	<1	78	0.012
31	岩波川	〃	〃	7.8	7.3	12	0.8	1	140	0.013
32	巴川（豊川）	〃	〃	7.0	7.5	12	0.6	<1	45	0.009

●ごみ減量（3Rの推進）

【もったいない啓発活動】

《しんしろエコショップ認定制度》

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市が市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を実施しています。この制度は、事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、市民・事業所・行政が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護などに努めることに対する意識の高揚を図ることを目的としています。

認定を受けた販売店などは「しんしろエコショップ認定シール」の交付と販売店などの取り組みを市のホームページや広報で紹介しています。

認定審査は、公募市民による「しんしろエコショップ認定審査員」5名の方（平成23年度末時点）が、認定販売店の現地審査や認定会議により行っています。

こうした取り組みをとおして、積極的に情報提供を行い地域の活動も支援することとしています。

「しんしろエコショップ認定の評価」

- ・ RRR (トリプルアール) ... 3 Rの取り組み全てを実施している販売店。
- ・ RR (ダブルアール) ... 3 Rのうち2種類の取り組みを実施している販売店。
- ・ R (シングルアール) ... 3 Rのうち1種類の取り組みを実施している販売店。

◇しんしろエコショップ認定販売店 (平成23年度末現在)

No.	販売店名	行政区	業種	認定種類	認定日
2	新城無線	栄町	家電販売	RR	H18. 1. 26
3	岡田屋電機商会	新城中町	家電販売	R	H18. 2. 9
4	マルブン	栄町	衣料品販売	RR	〃
5	ピアゴ新城店	的場	小売百貨	RRR	〃
6	日野屋商店	本町	酒蔵	RRR	H18. 2. 21
7	寝具の夏目	富沢	寝具販売	RRR	〃
8	渡辺カメラ	新城中町	カメラ・現像	RR	H18. 3. 17
10	沢田畳店	平井	畳製造販売	RRR	H18. 3. 17
11	(株)つくで手づくり村	市場	農産物販売など	RRR	H19. 2. 19
12	平田畳店	本郷	畳製造販売	RRR	〃
13	リオスオジマヤ電気	内金下	家電販売	RR	〃
15	電化プラザマツシタ長篠店	内金上	家電販売	RR	〃
16	岡本屋酒店	本郷	酒類販売	RRR	〃
17	大林酒店	大野	酒類販売	RRR	H19. 6. 20
18	みどり写真館	大野	カメラ・現像	RRR	〃
19	かくたけ酒店	大野	酒類販売	RR	〃
20	高木ミシン電機ストア	大野	家電販売	RR	〃
21	auショップ新城	片山	携帯電話販売	RR	〃
22	鈴木達也行政書士事務所	栄町	行政書士事務所	RRR	H20. 9. 5
23	(株)バロー新城店	野田	食料品など販売	RRR	〃

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号



公募市民審査員による認定審査の様子

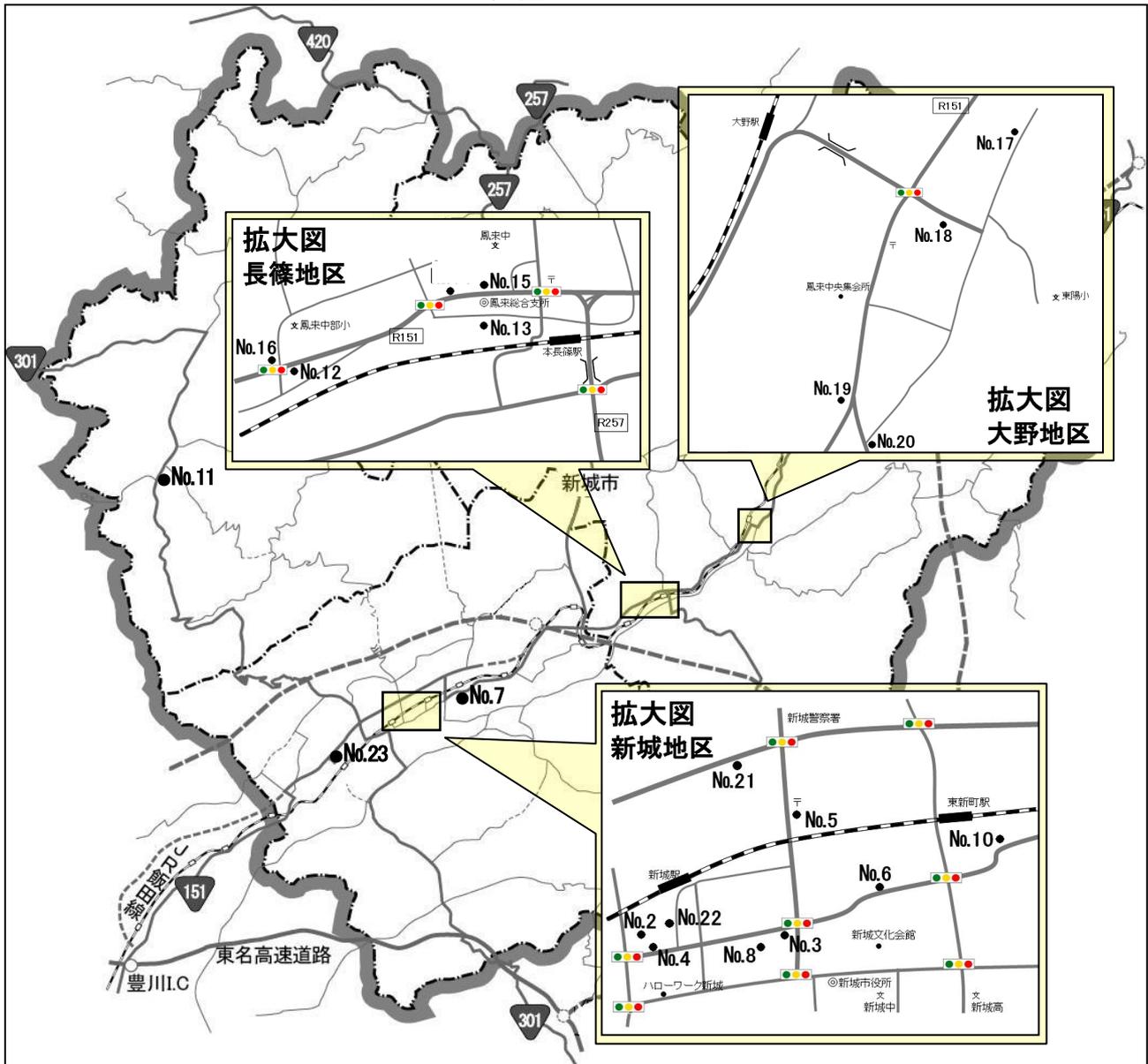


販売店などの様子
(バロー新城店)

販売店などの様子
(鈴木達也行政書士事務所)



◇しんしろエコショップ認定販売店の位置



◇しんしろエコショップ認定販売店の取り組み内容等

No.	販売店名	取り組み内容など
2	新城無線	販売した商品の修理（リユース）、商品の分別処理など（リサイクル）
3	岡田屋電機商会	使用済電池のリサイクル（リサイクル）
4	マルブン	販売した商品の修理（リユース）、切れ端を利用した名札生地の配布（リサイクル）
5	ピアゴ新城店	マイバッグ持参運動など（リデュース）、納品箱の再使用（リユース） 容器包装のリサイクルなど（リサイクル）
6	日野屋商店	分離型キャップの採用（リデュース）、一升びんの回収および再使用（リユース）、酒粕の販売（リサイクル）
7	寝具の夏目	再生可能な布団の製造販売（リデュース）、古綿再生の取り組みなど（リユース）、古綿を畑肥料として還元（リサイクル）
8	渡辺カメラ	フィルムケースなどの再使用（リユース）、フィルムパトローネの分別（リサイクル）
10	沢田畳店	ごみを出さない店の方針（リデュース）、畳床の再使用（リユース） 畳材料の再利用（リサイクル）
11	(株)つくで手づくり村	マイバッグ持参の推進（リデュース）、通い箱の使用など（リユース） 「おから」の再生利用など（リサイクル）

12	平田畳店	古畳、ござなどをゴミにしないお店の意識（リデュース）、古畳の補修など（リユース）、畳材料の再利用（リサイクル）
13	リオスオジマヤ電気	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
15	電化プラザマツシタ長篠店	販売した商品の修理（リユース）、使用済電池のリサイクルなど（リサイクル）
16	岡本屋酒店	お酒の量り売りなど（リデュース）、一升びん・ビールびんの回収（リユース）、チラシに再生紙を使用など（リサイクル）
17	大林酒店	包装紙などの簡素化の呼びかけ（リデュース）、一升びん・ビールびんの回収（リユース）、店頭で分別ボックスを設置（リサイクル）
18	みどり写真館	レジ袋の削減（リデュース）、カメラの修理を推奨（リユース） 使い捨てカメラなどのリサイクル（リサイクル）
19	かくたけ酒店	一升びん・ビールびんの回収（リユース） リユースできないびんのリサイクル（リサイクル）
20	高木ミシン電機ストア	販売した商品の修理（リユース） 電球・蛍光灯のリサイクル回収など（リサイクル）
21	auショップ新城	待合スペースに不用の絵本などを使用（リユース） 使用済携帯電話のリサイクル（リサイクル）
22	鈴木達也行政書士事務所	パソコン画面での表示による紙使用の削減（リデュース）、オフィス用品のリユース品使用（リユース）、廃段ボールの活用（リサイクル）
23	(株)バロー新城店	マイバッグ・マイバスケットの販売など（リデュース）、納品箱の再使用（リユース）、容器包装のリサイクルなど（リサイクル）

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号

【ごみ分別・収集・処理体制の整備】

ごみ減量の取り組みの基本は、①ごみになるものを減らすこと（Reduce）、②再使用すること（Reuse）、③再生利用すること（Recycle）です。

市民や事業者がごみになるものをできるだけ使わない・買わないこと、また、身の回りにあるものを長く大切に使うこと、そして、ごみとして排出されるものは、分別を徹底し、再生利用を進めるとともに適正処理することに取り組んでいます。

市では、可燃ごみを焼却処理するクリーンセンターと焼却灰や埋立ごみを処理する4つの最終処分場を運用し、適正処理や維持管理を行うことで、施設の延命化を図っています。

また、毎月1回各行政区において行われている資源回収では、区の公民館や集会場などを会場とし、家庭で分別したものを種類ごとに回収しています。区長、生活環境委員を中心に区民が区民の分別指導に当たるなど、円滑に資源回収が行えるよう工夫しながら取り組んでいます。回収したものは、資源回収業者などを通じ、再資源化処理しています。

◇平成23年度 一日あたりのごみ排出量

	1人あたり	1世帯あたり
可燃ごみ	660.2 g (641.2 g)	1,983.0 g (1,955.2 g)
不燃ごみ	44.9 g (37.8 g)	134.9 g (115.2 g)
資源ごみ	170.1 g (179.5 g)	511.1 g (547.4 g)
計	875.2 g (858.5 g)	2,629.0 g (2,617.7 g)

人 口：50,270人
(外国人除く)
世帯数：16,735世帯

※（ ）内は、平成22年度の数値

※人口及び世帯数は、平成23年10月の数値。（廃棄物処理実態調査より）

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「新城市ごみ処理基本計画」を平成22年6月に策定しています。この計画は、平成30年度を目標年度として、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の排出抑制や再生利用、収集処理などに関する基本方針を定めたものです。

【計画の概要】

1 基本方針

計画の基本理念である「市民・事業者・市の協働による循環型ライフスタイルの実現」をめざすため、以下のことに取り組みます。

- (1) 「もったいない」の意識を持ち、ごみの出ないライフスタイルを市全体に広めます。普及します。
(排出抑制)
- (2) 再使用、再生利用により、資源が循環する仕組みづくりに取り組みます。(再使用・再生利用)
- (3) 排出されるごみを適正に処理する体制を確立します。(適正処理)

2 計画の目標値

	平成20年度		平成30年度
ごみの排出抑制 (市民1人1日当たりの排出量)	836g	⇒ 14%減	720g
再生利用率 (1年間に排出されたごみに占める資源の割合)	20.1%	⇒ 6.4%増	26.5%
最終処分場 (1年間に埋め立てるごみの量)	2,063トン	⇒ 22%減	1,607トン

3 目標を達成するための方策

(1) 排出抑制の方策

- ・ごみに関する情報提供と「もったいない」意識の啓発を行います。
- ・ごみ減量を実践する人材を育成します。
- ・再利用(リユース)できる仕組みをつくります。
- ・ごみ減量活動を支援します。
- ・多量排出者による経費負担の方法を検討します。

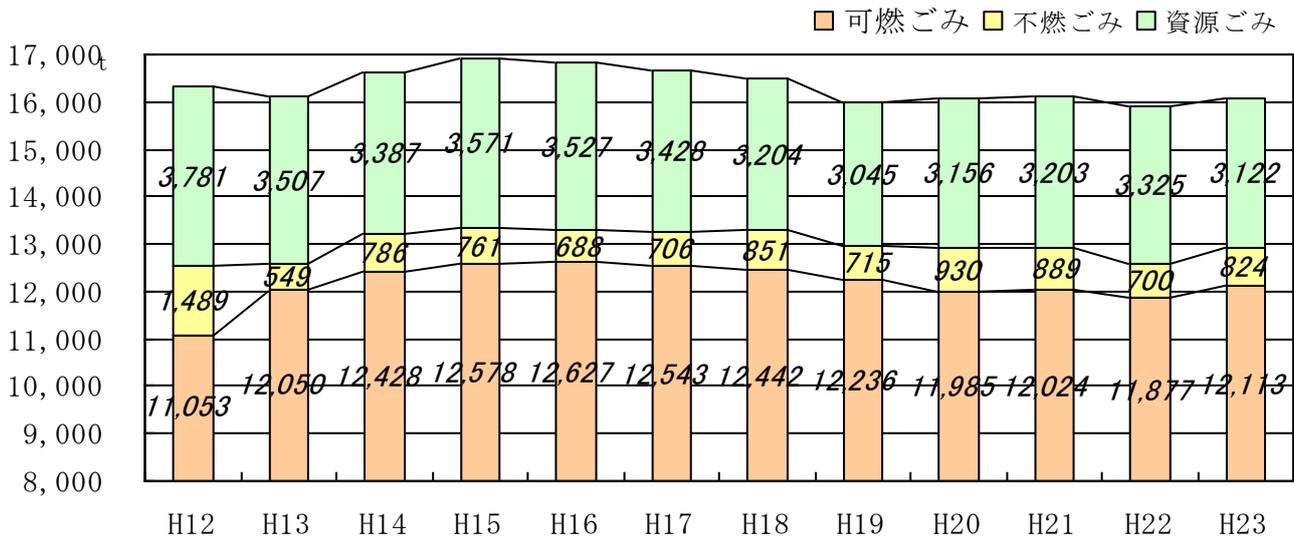
(2) 再生利用の方策

- ・分別排出の徹底を呼び掛けます。
- ・集団回収活動を推進します。
- ・資源物を選別回収します。
- ・分別収集品目の拡充を検討します。

(3) 適正処理の方策

- ・排出されたごみは適正かつ効率的に収集運搬・中間処理・最終処分を行います。
- ・収集処理を行う施設の維持管理に努め延命化を図ります。

ごみ排出量の推移



※平成17年10月1日以前の数値は、旧市町村の実績合計値。 (廃棄物処理実態調査より)
 ※不燃ごみは、埋めるもの、有害なもの、粗大ごみ(家電4品目含む)の合計値。

《生ごみ処理器等設置費補助金交付制度》

市では、家庭から出る生ごみの減量化対策の一環として、コンポスト化容器または電気生ごみ処理機の設置に対し補助金を交付する「生ごみ処理器等設置費補助金交付制度」を行っています。補助限度額はコンポスト2,000円/基、電気式15,000円/基です。

◇生ごみ処理器等設置費補助金交付実績

年度	設置基数		補助金総額	補助金限度額 (1基)	
	コンポスト	電気式		コンポスト	電気式
H18	15基	30台	445,900円	2,000円	15,000円
H19	26基	19台	314,800円	2,000円	15,000円
H20	35基	19台	340,400円	2,000円	15,000円
H21	27基	6台	139,800円	2,000円	15,000円
H22	16基	8台	151,400円	2,000円	15,000円
H23	17基	4台	93,400円	2,000円	15,000円

《レジ袋削減プロジェクト》

市では、近隣市町村(豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)と協働で、ごみの発生抑制につながるレジ袋削減に向けた広域的取り組みを実施しています。

取り組みの内容は、レジ袋の削減に向けた実施可能性調査や、東三河7市町村が自治体域を越えて連携したレジ袋削減の方策(有料化)の検討、マイバッグの啓発活動などを実施するものです。本市においても管内での消費者への啓発活動、レジ袋の使用状況調査、事業所への参加協力の呼びかけなどを行っています。

このプロジェクトの推進にあたっては、市内の3つの住民団体(しんしろ環境あいうえお会議、新城市生活学校、生活学校つくで)と13事業所、行政の三者による「レジ袋削減推進協議会」を平成20年11月に設立し推進しています。平成21年4月のスタート時点では、レジ袋の無料配布を中止(有料化)する市内協力店舗は17店舗でしたが、22店舗に増えています。

◇レジ袋有料化実施店舗

店舗名
Aコープ（しんしろ店、作手店、八名店）
カネキ商店
株式会社ジップドラッグ（長篠店、新城店）
食彩広場大野店
新城設楽クリーニング組合（犬塚クリーニング店、旭クリーニング店、 岩田クリーニング店、大和クリーニング店、永谷クリーニング、 東陽クリーニング商会、長谷川クリーニング
株式会社ドラッグスギヤマ（新城店、新城東店）
株式会社バロー新城店
有限会社マルイチ（本店、野田店）
株式会社三河猪家
ヤマ九酒店
ユニー株式会社ピアゴ新城店

〈レジ袋有料化参加店を募集中〉

市では、レジ袋削減の効果をより高めるため、有料化に取り組んでいただける市内の店舗を募集しています。

「参加の要件」

- レジ袋の無料配布を中止（有料化）すること。
 - レジ袋の辞退率80%以上をめざすこと。
 - レジ袋を販売し、収益金が出た場合は環境保全活動や社会貢献活動に使用すること。
 - レジ袋の削減効果（辞退率・販売枚数など）を報告すること。
（これらの要件を「協定」として交わさせていただきます。）
- ※詳細は、生活衛生課（電話0536-22-0521）までお問い合わせください。

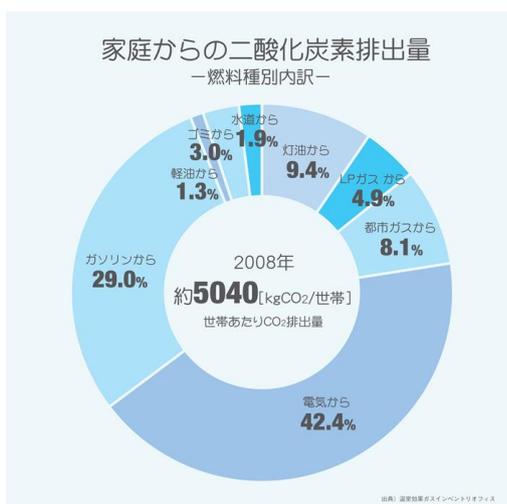


2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

【省資源・省エネ行動】

日々深刻化している地球温暖化問題などに対し、具体的な行動へとつながる「きっかけ」となるような取り組みとして、家庭で使用している電気やガソリンなどの燃料の「ムダをなくす気持ち」や「省エネ行動」を促進するための機器のモニター制度を実施しています。《「省エネナビ」モニターの募集》



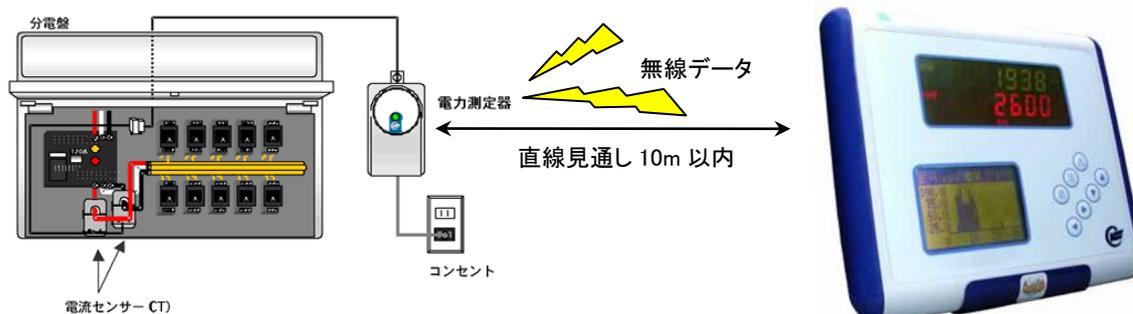
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、家庭のさまざまなところから出されています。「家庭からの二酸化炭素排出量グラフー燃料種別内訳ー」からも分かるように、照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房などのガソリンや灯油、ガスを使う部分で順に多くなっています。私たちの家庭生活から排出される二酸化炭素のうちで、照明や家電製品、自動車です約3分の2以上も占めていることとなります。

(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

市では、家庭での電気使用のムダをなくす気持ちや省エネ実践行動の促進を図るため、家庭内の電気使用量を金額などに換算し、省エネ達成度などをリアルタイムに表示する機器「省エネナビ」を貸出し、楽しく省エネを実践していただくためのモニターを募集しています。

◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・パソコン使用時間が多ければ電気代がかさむ。安い回線や定額でつなぎ放題と言う言葉の裏を考えるべきだと痛感した。
- ・ナビを目に入るところに置き、ちよくちよく見るようにした。
- ・省エネナビのランプが青色になるよう、家族で楽しんだ。
- ・明かりをこまめに消したり、炊飯ジャーの保温時間を短くするようにした。
- ・家族全員が意識を持たないと効果がないことがわかった。 など



《「燃費マネージャー」モニター募集》

日頃からよく使う自動車の運転の仕方を工夫し、ガソリンのムダな使用をなくす気持ちの喚起・高揚や、エコドライブの促進を図ることを目的として、瞬間燃費や平均燃費などを表示するリアルタイムデジタル燃費計「燃費マネージャー」を貸し出すモニター制度を行っています。



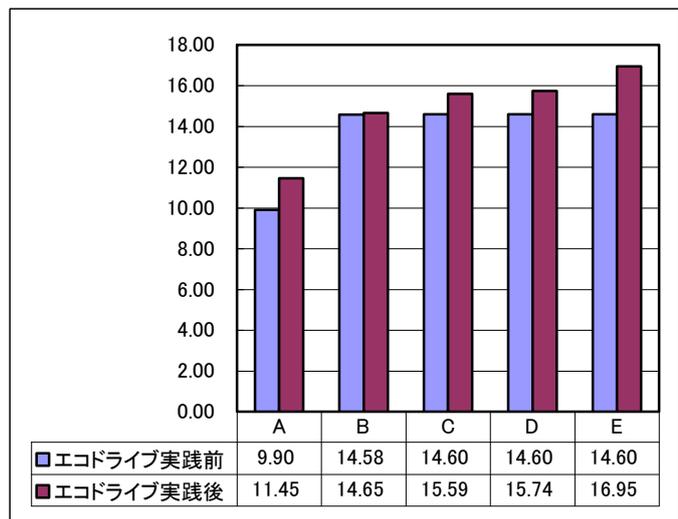
◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・常にエコドライブを意識するようになった。
- ・運転の仕方がすぐに反映されるので考えながらのドライブになり、飽きずにモニターできた。
- ・実際に燃費が目に見えて分かることによって、今までよりもアクセルワークを意識しながら運転した。
- ・アイドリングストップ、ふんわりアクセルなど気にするようになった。
- ・どのようなときに燃費が悪くなるか分かるので、付けて良かった。 など

〈燃費データの比較〉

グラフの燃費データは、モニターの平均データを集計したものです。

参加者の中には、エコドライブ実施前に比べ16%も燃費が向上した方や、エコドライブテクニックの習熟度が上がった方など、機器を取り付けたことで運転に対する意識が変わり、エコドライブを強く心がけることにつながっているようです。



《「エコワット」の無料貸し出し》



「省エネナビ」や「燃費マネージャー」など具体的な省エネ行動に結びつけてもらうためのモニター制度に続き、電気料金、使用電力量、二酸化炭素排出量を把握できる機器「エコワット」の貸出も行っています。

設置は、機器をコンセントに差し込み電化製品をつなぐだけなのでとても簡単に使用でき、必要以上に電気を使っていないかをチェックできます。

「エコワット」利用者は、テレビ・炊飯器・冷蔵庫・電気ポットなどで電気量等を測定しており、利用後のアンケートの中には「家電を買い替えるきっかけになりそうだ。」と回答している方もいました。

【自然エネルギー利用の促進】

市では、平成16年度より市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業を行っています。

家庭での温暖化対策や自然エネルギー利用促進のためにもこの事業を継続しています。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付実績】

年度	申込件数	総合計出力	補助金額
H16	5件	21.32kw	1,920,000円
H17	5件	23.84kw	2,000,000円
H18	18件	61.36kw	2,852,000円
H19	20件	66.70kw	1,642,000円
H20	24件	102.94kw	2,151,000円
H21	70件	260.61kw	5,900,000円
H22	68件	269.07kw	4,785,000円
H23	65件	296.72kw	4,800,000円



《学校への自然エネルギー等の利用》

東郷西小学校、新城中学校屋内運動場、八名幼稚園、長篠保育園に太陽光発電設備を設置しています。校内使用電力の補助や非常時の電力としてだけでなく、環境への負荷低減等環境問題への考え方や発電表示パネルなどを使った環境教育への教材として利用しています。



八名幼稚園の屋根に設置されている太陽光パネル



とても好評の発電表示板

《市営住宅への自然エネルギー等の利用》

作手地区にある市営住宅（開成住宅）には、地産地消となる三河材の使用のほか、太陽光発電システムが設置されています。作手地区の人口減少対策として合併前から計画されていたものですが、新市における施策として、環境との共生、循環型社会の構築をめざした環境へ配慮した住宅が建設されています。

〈開成住宅の主な特徴〉

- ①柱などに地元の三河材を使用
- ②太陽光発電システムを設置（1.84kW×5戸）
- ③安全・安心なオール電化型住宅



太陽光発電システムの設置にあわせ、オール電化型住宅としたことで、火傷や火災の発生を抑えることにもつながっています。

●働きかけ・連携

【環境活動の輪づくり】

「しんしろ環境あいうえお会議」や「暮らしと環境を考える会-りさいくる21」などの住民団体の活動を支援しています。市では、年4回（春、夏、秋、冬）発行される季刊誌「えこ広場」のお手伝いや、年4回のペースで開催されている「フリーマーケット」などに協力しています。地域住民や事業所、行政がお互いの得意分野を活かし合い、環境活動のさらなる活発化を図ります。



第70回「リサイクル・フリーマーケット」開催の様子
場所等：新城文化会館はなのき広場（平成23年10月16日）



第70回のリサイクル・フリーマーケットでは、市環境課の職員による電気自動車の体験乗車会や、太陽焦熱炉を使ったフェアトレードコーヒーの試飲などを実施しました。

《行政との連携、住民による環境活動など》

環境活動を行っている住民団体の中には、市からの要請を受け、他市町村の視察受入れ時に同席し市民としての意見を述べてもらうなど、市の視察対応にも協力をいただいています。また、市が企画する行事などの市民への情報提供に積極的にに関わり、行政側とともに市民参加を促してもらっています。

また、フリーマーケットでは、救援衣料回収活動も行っています。新品の下着・くつした・パジャマ・タオル・タオルケット・シーツや、洗濯済みでシミや傷みのない毛布・ズボン・ジーンズ・Tシャツ・ポロシャツ・トレーナー・セーター・ブラウスなどを受け入れています。

【自治体、NPO、NGO等との連携】

《「環境首都創造自治体全国フォーラム2011 in 新城」の開催》

環境問題に積極的な全国の自治体や環境NGOなどが、ともに今後の環境政策などについて議論を交わす全国フォーラムを開催しました。



平成23年10月19日、20日 新城文化会館大会議室、小ホールにて開催

新城市は、「持続可能な地域社会を創る 日本の環境首都コンテスト」（主催：環境首都コンテスト全国ネットワーク）が始まった初回（平成13年・2001年）から、全回連続で参加してきました（環境首都コンテストは全10回、2010年で終了）。この全国フォーラムは、第1部がこれまでコンテストに参加してきた自治体の首長と環境NGO、学識者が膝をつきあわせて環境政策について議論するもの（市区町村長と環境NGOによるディスカッション・クロードフォーラム）で、第2部が全国の自治体が取り組む環境先進事例の報告会（一般にも開放-オープンフォーラム）です。

《つくで祭りやツール・ド・新城等のイベントでの啓発》

「つくで祭り」や「ツール・ド・新城」等のイベント会場において、環境ブースを設置し、地球温暖化や環境保全に関する啓発活動などを実施しました。

市では「チャレンジ25」への登録を促進することで地球温暖化防止の啓発を行い、平成21年9月より市の公用車として東三河の自治体で初めて導入した電気自動車の展示も行いました。また、「ツール・ド・新城」では、太陽焦熱炉を使って、太陽熱でゆで卵を作る実験も行いました。



「ツール・ド・新城」での環境ブース
(平成23年7月2日、3日)



「つくで祭り」での環境ブース
(平成23年11月13日)

環境問題への対応は、ひとつの自治体で完結するものではありません。近隣自治体や、同じような問題を抱えている他の自治体などと協働のプロジェクトなどを実施していくことが、市の環境施策の推進力となっています。

環境ビジョン 5

みんなで取り組むまち

21世紀の自治体のあり方として、自然生態系と共生し、持続的に成長・発展していく地域経済社会を構築することが求められています。

そのために、行政は、職員の資質や環境意識の向上だけでなく、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

また、地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政の持つ情報をできる限り公開して共有化を図り、地域住民が主体的に地方自治に関わるしくみづくりや支援をしていくことが必要です。

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

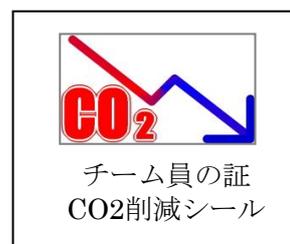
わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 職員力

●職員の資質向上

持続可能な社会を構築していくためには、職員各々が実施している事業に対し、環境に配慮した視点を持つことが必要です。喫緊な課題である「気候変動」などに対する正しい知識を持ち、職員自ら率先行動するため、全職員を対象に定期的にメーリングリストで環境情報を提供しています。

なお、平成21年9月、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明しました。これにより国民運動が「チーム・マイナス6%」から「チャレンジ25」に変わったため、メーリングリスト名も平成22年1月から変わっています。



■チャレンジ通信発行 Vol.60 ~ Vol.103 (計44号発行) 【H23.4月~H24.3月末】

【組織づくり】

市では、平成22年度から、新たに「総合政策部」なる組織を新設しました。部長以下総勢5人の小さな所帯ですが、施策事業の開始から一貫して取り組むことが求められる「部」として設置された組織です。

これまでの予算費目別・縦割り型組織とは別に、特定政策実現のために、全庁を横断（縦貫）する組織を所掌し、事業を引っ張る役割を負っています。

総合政策部は、各部の仕事が円滑に進むよう総合調整をする役割ではなく、それ自信が車の「エンジン」となることを求められた組織です。これまでの事務事業の流れの延長に

はない、新たな政策課題や事業目的の実現に向かって、それに関係する各部の事業を再構成し、総動員していく力が求められています。この組織で扱う課題は、「新城版こども園」、「自治基本条例」、「自治人事制度」、「新庁舎建設問題」の四つです。

●率先行動

【行動計画と進行管理】

市では、温室効果ガス削減や経費削減のため、ひとつの事業所の率先行動として平成20年6月に「新城市地球温暖化防止実行計画～職員一人ひとりの率先行動～」を策定し、平成23年4月に、第2次計画を策定しました。これにより「ごみ排出量」や「燃料消費料」、「電力使用料」などの管理を実施しています。

■【目標】平成18年度の実績を基準とし、平成32年度までに二酸化炭素排出量を25%削減する。

平成18年度と比較した平成23年度の温室効果ガス排出量は、6.1%減となった。これは、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止に伴う電力不足への対応により、電力の使用に関し、ピークシフト、ピークカットなどを考慮し、勤務時間の調整（朝残業の実施、休憩時間の調整）などの取り組みを進めることで、灯油・軽油等の燃料使用量、電気使用量を減少することができた。

平成18年度（基準年）	平成23年度実績値	削減率（%）
23,886,813 (kg-CO ₂)	22,433,230 (kg-CO ₂)	6.1%減

【市民・事業所との連携】

市では地域の方々や事業所に対し、施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組む仕組みの構築に取り組んでいます。

そのひとつに環境基本計画が挙げられます。

この計画は、平成20年3月に策定された総合計画を環境面で後押しするものとして、市民のみなさんと常にオープンな会議のもとで平成20年10月に策定しました。この計画の進捗状況をみなさんにお知らせするため、年に一度、環境報告書を作成・公表しています。

また、平成22年10月に、この計画に掲げられている「環境ビジョン」を強力的に推進していくための具体的な行動計画「(仮称) しんしろアジェンダ21」の策定に向けた会議を設置し、計画の策定に取り組んでいます。

今後、「市民自治社会の実現」に向け、みなさんや事業所との連携により環境基本計画を進めていきます。

2 市民力

●リーダー養成

市では、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る「環境リーダー」を養成する講座を開催しています。

また、広大な市域の約84%を占める森林は本市の特徴ですが、森林の有する公益的機能を保持するために行政・NPOなどが連携し、森林を整備していく人材（ボランティア）を指導するリーダーを育成するための「森林ボランティアリーダー養成講座」を実施しました。同講座は地域再生計画「森とひとを育てる森林総合産業創出プロジェクト」の一環として行われ、平成23年度においては市内外から22名が参加し、会場となったおよそ1.5haの森林（市有林など）が整備されました。



●活動の促進

環境問題の多くは、個々の取り組みだけでは解決できません。個人の取り組みからグループの取り組みへ、また、それが事業所や行政区域を越えた団体と連携した取り組みになっていくことも重要です。

市民のみなさんとの協働事業のひとつであるキャンドルナイト新城実行委員会は、いつ、どこで、誰と、どんなかたちでイベントを創出していくのかを共に考えながら企画しています。

イベントを成功させるため、また、定着させていくために、事業所の方々にもイベントに対する理解を求めながら進めています。

このほかにも、市民のみなさんが企画し、運営している「しんしろ節句まつり」において古着を使った吊し雛の展示や「エコファッションショー」が開催されるなど、環境意識



の高まりが行動に表れるようになりました。

また、情報提供をさまざまなかたちで事業者や市民のみなさんに届けることは、パートナーシップを構築するうえで非常に重要です。市では広報紙やホームページを利用しながら、さまざまな情報を提供しています。

毎月1回発行される「広報しんしろ・ほのか」においては、環境情報ページとして「エコとびっくす」を掲載しています。また、特にみなさんにPRすべき環境情報は、広報担当課と調整を図り、特集記事として掲載します。

◇広報への情報掲載状況

月（発行月）	掲載した主な環境情報
5月号（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・流域モニタリング一斉調査の参加者募集 ・「緑のカーテン倶楽部」コンテスト参加者募集 ・太陽光発電システム設置費補助金交付のお知らせ ・衣類の資源回収について ほか
6月号（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハチの駆除」についてのお知らせ ・不法投棄は犯罪です ほか
7月号（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「昼も。夜も。節電ライトダウン2011」のご協力をお願い ・不要な使い捨てライターの捨て方について
8月号（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座第1回「日本がドイツから学べること」開催のご案内 ・「親と子の走る環境教室」参加者募集 ・「しんしろクリーンフェスタ2011（第1回）」結果報告 ほか
9月号（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ予報、注意報発令に対する注意 ・衣類、布類の出し方 ほか
10月号（9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャンドルナイト新城」開催のご案内 ・「環境に関する図書など」の貸し出しについて ・「環境首都創造自治体全国フォーラム」開催のご案内 ・野焼きの禁止について ほか
11月号（10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「新城市民節電所第1号」経過報告 ・ごみの自己搬入について ほか
12月号（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテン倶楽部コンテスト」開催結果 ・ペットボトルの品質調査結果報告 ほか
1月号（12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「新城市民節電所第1号」取組結果報告 ・「省エネコンテスト」開催結果 ・ごみの量とごみ処理経費の報告 ほか
2月号（1月）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の運転状況のお知らせ ・可燃ごみの搬入検査結果報告 ほか

3月号（2月）	・「しんしろアジェンダ 21 策定委員」募集 ・「市で処理できないもの」の処分方法についてのお知らせ ほか
4月号（3月）	・市内の放射線量の測定結果 ・犬の登録と狂犬病予防集合注射のご案内 ほか

このほかにも広報では、みなさんが「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を募集し、譲り合うシステムとして「リユースの広場」を設け、毎月掲載しています。

ご家庭で不要となったものでも、みなさんの中にはそれを必要としている人がいます。物を大切に使う意識の高揚のためにもぜひご利用ください。

また、環境講座開催などに関する情報をダイレクトに入手されたい方のために、電子メールや郵送による情報提供も実施しています。

■登録者数 電子メール 19名、郵送 60名

希望される方は環境課へお気軽にお申し込みください。

3 協働

●エコガバナンス

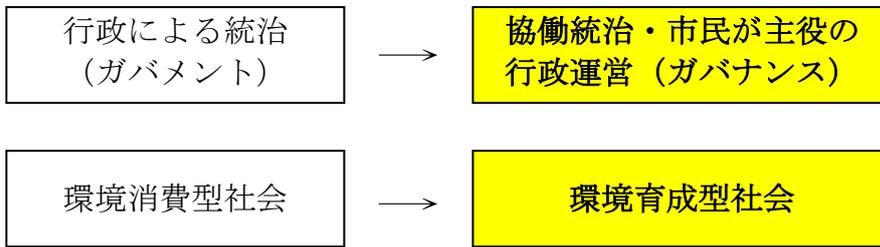
旧新城市は、環境管理の国際規格ISO14001に取り組んできました。「新城市都市環境基本計画」と「新城市環境基本条例」をベースにした環境マネジメントシステムを構築し、平成13年2月の認証取得後も取り組みの内容や職員の資質向上などの継続的改善に努めてきました。

平成17年10月1日、市町村合併により新しい新城市が誕生し、市民・事業所・行政が協働して持続可能な市民自治社会を地域全体でつくりあげていく「しんしろエコガバナンス宣言」（平成18年2月25日）を行い、新たな新城市の環境の取り組みのしくみづくりがスタートしました。

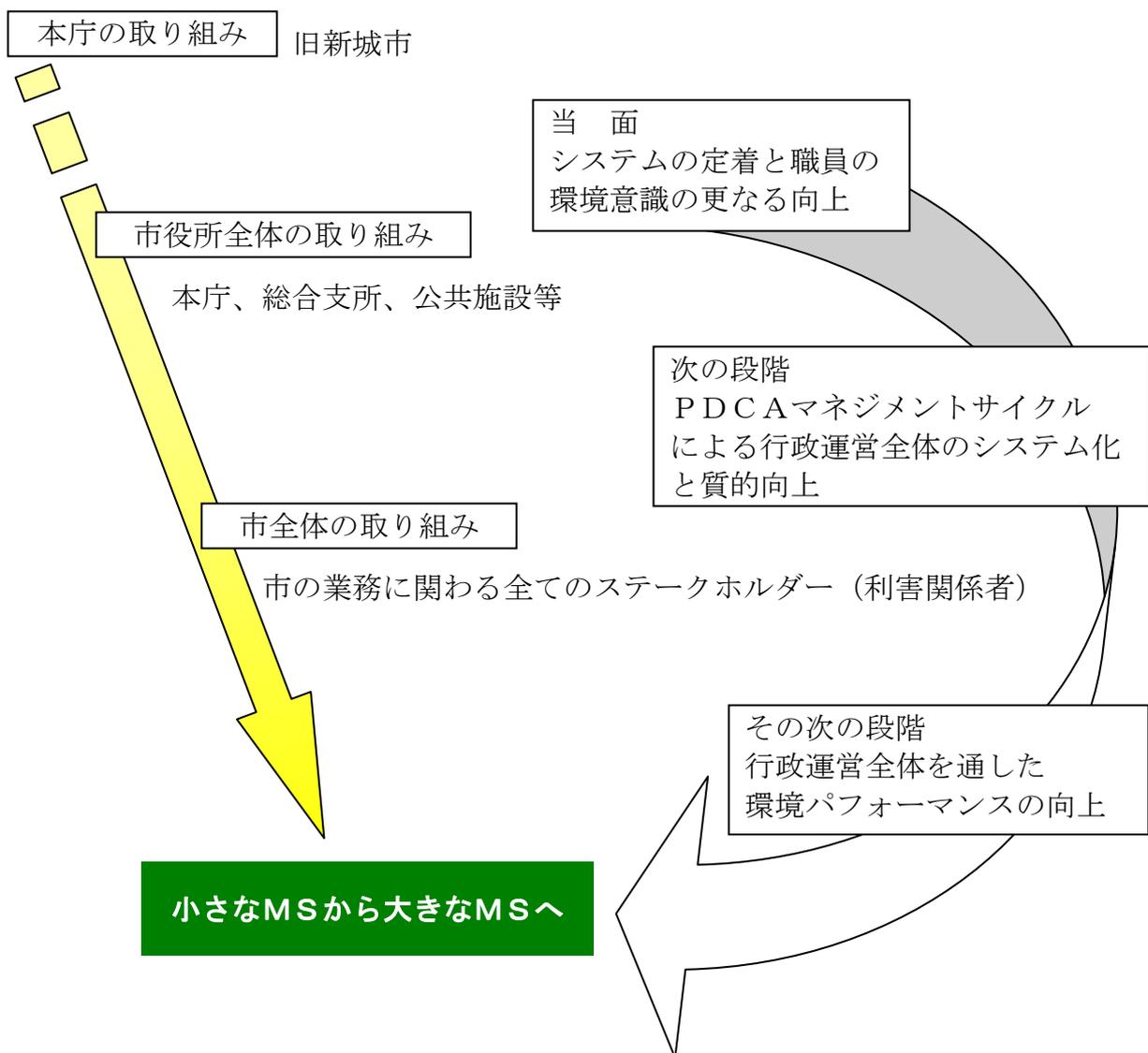
「しんしろエコガバナンス3つの柱」

1. エコオフィス : 紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において（環境行動配慮事業）環境への悪い影響を減らそうとするもの
2. エコアクション : 温暖化防止の取り組みや河川の水質改善、環境ボランティアなど環境を保全・改善しようとするもの（環境活動改善事業）
3. エコガバナンス : 環境に軸足を置いた市民自治社会の確立と充実をめざし、そのしくみを市民みんなでつくりあげていこうとするもの（環境連携構築事業）

「しんしろエコガバナンスのめざすもの」



【市町村合併による今後の取り組みの基本方向】



《IS014001 認証取得事業所等連絡会議》

地域における環境に関する取り組みを進めていくには横のつながりが不可欠です。

市では、IS014001認証取得事業所とコミュニケーションを充実することによって、「連携」による環境への取り組みを一層高めていくことを目的として定期的に会議を開催しています。

◇IS014001認証取得事業所等連絡会議名簿（平成23年度末現在）

連絡会議参加事業所	
三菱電機(株)名古屋製作所新城工場	(株)アイデン
(株)大紀アルミニウム工業所新城工場	(株)育良精機製作所愛知新城工場
横浜ゴム(株)新城工場	BASF INOAC ポリウレタン(株)
新東工業(株)新城製作所	バルカーセイキ(株)
新東工業(株)豊川製作所	光田屋(株)
共和レザー(株)新城工場	(株)トンボ鉛筆 新城工場
(株)イアックコーポレーション八名事業所	イズテック(株)新城工場
オーエスジー(株)本社	オーエスジー(株)新城工場
新城市	

〈会議内容抜粋〉

改正もしくは改正の予定がある環境関連法令のほか、以下のような内容について情報交換しました。



会議実施日	主な内容
5月12日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市議会3月定例会、4月臨時会における議決結果について 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する政令について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について ほか
8月24日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市議会6月定例会、8月臨時会における議決結果について 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例について ほか
11月17日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市議会9月定例会における議決結果について 水質汚濁防止法規則等の一部を改正する省令の公布について ペーパーレス化、LED化などについて事業所間の情報交換 など
2月15日 勤労青少年ホーム集会室	<ul style="list-style-type: none"> 市議会11月臨時会、12月定例会、1月臨時会における議決結果について 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令について 京都議定書目標達成計画の進捗状況について ほか

II 新城市総合計画 基本戦略4 「環境首都創造」の進捗状況



●計画の体系

戦略の方向	
目標が達成された姿	個別目標(施策)
基本戦略① 市民自治社会創造	
1-1. 市民と行政が協働する「山の湊」を創る	
1-1-1 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点 1-1-1-1. まちづくりの協働体制を整備します 重点 1-1-1-2. 情報の発信と共有を進めます 重点 1-1-1-3. 市民ニーズを把握します
1-1-2 広域連携・交流が進んでいる	1-1-2-1. 広域連携・交流を進めます
1-2. 市民が主役の「山の湊」を創る	
1-2-1 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点 1-2-1-1. 市民活動を応援します 重点 1-2-1-2. 地域内分権の担い手を組織します
1-2-2 市民同士の交流や融和が進んでいる	1-2-2-1. 市民交流を進めます
1-2-3 男女共同参画の意識が浸透している	1-2-3-1. 男女共同参画社会をつくります 1-2-3-2. 男女平等意識の浸透を進めます
1-2-4 国際化への対応が進んでいる	1-2-4-1. 多文化共生を進めます 1-2-4-2. 国際交流活動を応援します
基本戦略② 自立創造	
2-1. 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る	
2-1-1 市内に多くの人々が訪れている	重点 2-1-1-1. 地域資源を活かした観光戦略を進めます 2-1-1-2. 観光施設を有効に活用します
2-1-2 光ファイバーネットワークを活用した情報の受信が盛んである	重点 2-1-2-1. 利用可能な情報システムの拡大を進めます 2-1-2-2. 光ファイバネットワークを有効に活用します
2-2. 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る	
2-2-1 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点 2-2-1-1. 森林の保全・整備を進めます 2-2-1-2. 林業生産活動を応援します 2-2-1-3. 林業基盤の整備を進めます
2-2-2 地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている	重点 2-2-2-1. 農業生産物の消費拡大を進めます 2-2-2-2. 農業生産活動を応援します 2-2-2-3. 農業基盤の整備を進めます
2-2-3 まちの賑わいと働く場が確保されている	2-2-3-1. 魅力ある商店街づくりを応援します 重点 2-2-3-2. 企業誘致を進め、雇用を確保します 2-2-3-3. 頑張る中小企業を応援します
2-3. 人が集い暮らす「山の湊」を創る	
2-3-1 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点 2-3-1-1. 公共交通網の整備と利用向上を進めます 2-3-1-2. 道路網の整備を進めます
2-3-2 快適に暮らせるまちになっている	2-3-2-1. 活気がある市街地をつくります 2-3-2-2. 安全な水を届けます 2-3-2-3. 下水を処理し水環境を守ります 2-3-2-4. 公園、墓園の整備を進めます 重点 2-3-2-5. 良質な住宅の整備を進めます 重点 2-3-2-6. 生活環境を保全します
2-4. 地域の文化と人を育む「山の湊」を創る	
2-4-1 歴史文化財が継承・活用されている	2-4-1-1. 歴史文化財を継承します 2-4-1-2. 歴史文化財の紹介・活用を進めます
2-4-2 子どもが健やかに育っている	2-4-2-1. 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます 2-4-2-2. 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
2-4-3 いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている	2-4-3-1. 市民文化活動を応援します 2-4-3-2. 市民スポーツ活動を応援します 2-4-3-3. 生涯学習活動を応援します
基本戦略③ 安全・安心の暮らし創造	
3-1. 健康に暮らせる「山の湊」を創る	
3-1-1 地域の医療体制が整っている	重点 3-1-1-1. 病院、診療所の体制を整えます 重点 3-1-1-2. 地域医療の連携を進めます

3-1-2	みんなが健康づくりに努めている	3-1-2-1. 予防医療を進めます	3-1-2-2. 健康づくりを応援します
3-2. みんなで支え合う「山の湊」を創る			
3-2-1	地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点 3-2-1-1. 子どもを生む環境を整えます	重点 3-2-1-2. 子どもを育てる環境を整えます
		重点 3-2-1-3. 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます	
3-2-2	だれもが生きがいを持って社会に参加している	重点 3-2-2-1. 地域内福祉・相互扶助活動を進めます	3-2-2-2. 高齢者の生きがい対策を進めます
		3-2-2-3. 障害者の自立を支援します	
3-3. 安全に暮らせる「山の湊」を創る			
3-3-1	災害に強いまちづくりができている	重点 3-3-1-1. 地震・防災対策を進めます	重点 3-3-1-2. 災害対応能力を強化します
		重点 3-3-1-3. 消防体制を強化します	
3-3-2	地域ぐるみの安全対策が進んでいる	3-3-2-1. 防犯活動を進めます	3-3-2-2. 交通安全対策を進めます
		3-3-2-3. 消費者支援活動を進めます	
3-3-3	ペット動物の愛護管理対策を進めます	3-3-3-1. 犬の愛護管理対策を進めます	
基本戦略④ 環境首都創造			
4-1. 環境首都「山の湊」を創る			
4-1-1	環境への理解が浸透している	4-1-1-1. 地域の環境を学びます	4-1-1-2. 地域の環境を調査し紹介します
4-1-2	良好な自然環境が保全されている	4-1-2-1. 農村環境を保全します	4-1-2-2. 森林環境を保全します
		4-1-2-3. 水辺環境を保全します	
4-1-3	地球温暖化に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点 4-1-3-1. 循環型社会への取り組みを進めます	4-1-3-2. 廃棄物の適正処理を進めます

● 事務事業の分析・評価

必要性、有効性、効率性の3つの視点それぞれで、該当項目の数により点数化。各視点とも1項目2点で10点満点。

ただし、①必要性のうち「法令により実施することが義務付けられている。または、行政内部の管理上必要な事業である。」に該当する場合は10点とする。

①必要性	法令により実施することが義務付けられている。または、行政内部の管理上必要な事業である。
	法令に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。
	市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事業である。
	市民ニーズが高く、市が実施するに相応しい事業である。 国・県・民間に類似サービスはない。
②有効性	課題解決に貢献している。
	施策の進捗に貢献できるような事業内容になっている。
	市民に具体的な説明できるような効果が上がっている。
	成果指標の実績値が目標値以上である。 市が廃止すると市民に影響が大きい事業である。
③効率性	コスト削減への取り組みを実施している。
	他に類似、重複する事業はない。または、相互に補完する内容となっている。
	他市町村と比べても、対象範囲や水準を見直す必要がない。
	受益者負担や補助等の割合に問題はない。(受益者負担が発生しない事業を含む) 事業内容と受益対象者が整合している。または、受益者が一部に限定されない。

●事業が与える環境影響

その事業が環境に与えている直接的な影響を下記の項目からチェックし、プラス面とマイナス面のそれぞれで該当する項目数。

生活環境	大気汚染の保全
	水環境の保全
	土壌・地下水の保全
	騒音・振動の防止
	悪臭の防止
	廃棄物の減量・リサイクル
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進
	水環境と水辺環境の保全、整備
	生態系の保全と生物多様性の確保
地球環境	オゾン層の保護
	温暖化の防止
	酸性雨の防止
	熱帯雨林の保全
	地下資源等の保護
その他の環境保全・改善	

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【文化課】 鳳来寺山自然科学博物館運営事業									
最終成果目標		環境への理解が浸透している				総合計画 体系コード	4-1-1				
施策名	1	地域の環境を学びます									
事業の目的	新都市の豊かな自然に接する野外学習会やイベントを行い、郷土の自然に対する理解と愛着を深め、自然環境の保全と共生のまちづくりをめざす。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	野外学習会等参加者の満足度	%	96	98	96	96	96				
②	新城の自然誌の刊行	冊	作成作業	作成作業	作成作業	編集発行	編集発行				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	2	効率性	2
平成23年度事業の内容											
動物、植物、地学に関する現地学習会を市内全域を対象に実施する。 ・野外学習会9回、子ども自然講座3回、ジュニアナチュラリスト養成講座1回開催 ・屋根のない博物館現地見学ツアー2回開催 ・地域の自然をテーマにした特別展を3回開催											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、人材流動化・人材育成、市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数					
				2		4					
環境的な側面											
+の要因	自然環境保全に関する教育普及・啓発										
-の要因	保全対象物への侵害										
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	・博物館及び学術委員 ・市民及び博物館ボランティア					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>・計画した活動は全て実施することができた。参加者の評価は高評価であったが、参加者数において定員に満たないものもあった。広報活動に工夫が必要である。</p> <p>・自然学習、自然環境調査を市内各地のフィールドで実施していく。</p> <p>・平成24年度はこれまでの自然環境調査の成果をもとに自然誌発行に向けて、執筆活動に入る。平成25年度に「新城の自然誌・動物編」、26年度「新城の自然誌・地学編」、27年度に「新城の自然誌・植物編」の発行を順次行っていく。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【農業課】 中山間地域等直接支払事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	1	農村環境を保全します									
事業の目的	農業生産の条件不利地において、協定に基づき農業生産活動等に取り組む農業者に対して平地との生産コスト差を直接に支払支援を行う。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	集落協定数	協定	102	112	113	113	113				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	4							有効性	4	効率性	6
平成23年度事業の内容											
集落協定を締結しその集落協定に基づく活動について交付金を交付する。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境に視点をおいた経済、市民討議会での声				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				4		6					
環境的な側面											
+	要因	持続可能な農地の維持管理を図ることができる。									
-	要因	会議開催・情報提供資料作成による電気の使用及び資料等紙の排出による環境破壊が考えられる。									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、意識の啓発を図るよう努める。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政: 助言、支援 農家、地域: 生産活動の推進					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
協定集落が持続可能な農業生産活動を実施することができた。 今後は、協定集落へ出向き地域農業のあり方検討会等を実施する。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【農業課】 農地・水保全管理支払交付金事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	1	農村環境を保全します									
事業の目的	農地・農業用水等の資源を将来にわたって良好な環境で保全するため、共同事業を対照とした保全向上を支援する。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	環境向上活動参加者	人	3,900	5,126	3,500	3,500	3,500				
②	生物の生息状況調査	地区	16	11	10	10	10				
事務事業の分析・評価											
必要性	4							有効性	6	効率性	8
平成23年度事業の内容											
農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、農家だけでなく地域住民一体となった環境保全の取組に対する活動を総合的に支援する。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、環境に視点をおいた経済				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				4		0					
環境的な側面											
+	要因	集落機能の低下により、資源の適切な保全管理及び自然環境や景観の保全・形成等をめぐる市民の要請への対応									
-	要因										
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政:助成金の交付(国1/2,県1/4,市1/4) 協働活動への助言及び実施時状況の確認					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>農地・水保全管理支払交付金の次期対策については、平成19年度から5年間地域共同の活動により農地・農業用水等の保全管理活動に対して支援を行ってきたが、農地周りの農業用施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組の継続・強化が必要である。このため、平成24年度から5年間を新規要望地区を追加し農地・水保全管理支払交付金による地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に対する支援について、集落を支える体制を強化し継続するとともに、農地周りの農業用施設の長寿命化の取組保全活動に対する支援を強化する。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 水源林対策事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	2	森林環境を保全します									
事業の目的	森林の適切な管理により、水源かん養機能の向上を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	森林整備実施面積	ha	196.11	257	209	209	209				
②	作業路新設延長	m	1,204.5	598	1,200	1,200	1,200				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	6	効率性	2
平成23年度事業の内容											
<p>豊川水系の水資源の安定確保を図るため、本市の水源かん養林保全のための森林整備事業を行い、もって森林の有する多面的機能の発揮と林業の振興を図る。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減、環境に視点を置いた経済、総合計画市民委員会				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				7		0					
環境的な側面											
+の要因	水源涵養機能等森林の有する多面的な効用を環境に与えることを目的として森林管理を実施している。										
-の要因											
環境関連の法的要求事項											
森林林業基本法	森林の適正な整備及び保全が図られなければならない。										
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	豊川水源基金の助成事業であり、その規程に基づいて事業実施している。					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>流域の市町村が出資し合って設置された基金を有効利用して、豊川水系の水資源の安定確保を図るため、本市の水資源涵養機能向上のための森林整備が実施された。 今後も基金の意義を十分に踏まえ、その資金を最大限有効利用して森林管理を進めていく。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 森林資源調査・研究事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	2	森林環境を保全します									
事業の目的	基本となる林業や製材業をベースにしながら、公共財としての森林の環境面に配慮した新産業による地域経済の活性化と新規雇用の創出を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	参加者数	人	22	51	100	100	100				
②	参加者の満足度	%	86	70	80	80	80				
事務事業の分析・評価											
必要性	6							有効性	6	効率性	8
平成23年度事業の内容											
<p>森林資源の利活用等に係る講演会、先進地視察等を実施し、森林に関連する新産業の創出に向けて様々な情報収集を行ったり、講演を聴くことで地元木材関係者や市民の方に森林資源の利活用による新産業の創出の必要性についての意識の醸成を行う。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
エネルギー創造、環境と経済、環境負荷低減、地域でエネルギーを創る、環境に視点をおいた経済、会派要望				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				6		0					
環境的な側面											
+の要因	森林・林業の課題解決のための調査・研究、研修会等の開催などを通し、健全な森林管理を行うことが出来る方法を模索し、新たな産業の誕生を目指す。										
-の要因											
環境関連の法的要求事項											
森林・林業基本法		森林の適正な整備及び保全が図られなければならない。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	調査研究を行う課題の選定において、木材生産業者などの意見を積極的に採用する。					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>先進地の調査視察による情報収集、講演会などでの住民意識の醸成など、行政側と市民側双方が森林資源の利用活用等について理解を深められている。今後もニーズの把握による的確なテーマ設定による活動を続け、森林総合産業創出につなげていきたい。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【森林課】 市民参加の森づくり推進事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	2	森林環境を保全します									
事業の目的	森林体験学習を実施・推進することにより、「森づくり」と「人づくり」を行う。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	市民参加の森づくり参加者数	人	260	291	300	300	300				
②	技術習得者	人	—	—	10	10	10				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	6	効率性	6
平成23年度事業の内容											
<p>市内のNPO法人との協働事業で様々なレベルに合わせた森林作業の講習会を開催する。 講演会の他にも、子供たちに森に親しんでもらうための自然観察会を行ったり、学校や地域に出向いて森の大切さ森林整備の方法を伝える講座も行っている。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減、人材流動化・人材育成、総合計画市民委員会				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				7		0					
環境的な側面											
+ の要因	森林体験学習を実施・推進することにより森林環境に意識を向ける「人づくり」を行い、その「人」が森に係わることで地域の森づくりを行っていく。										
- の要因											
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市内のNPO法人と委託契約を結び、事業実施に係わる全般的なことを委託している。NPO法人開催の講習会で森林作業の技術を身につけた市民が、地域の森づくりの担い手となる。					結果					
						④未達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>参加者一人一人に技術を教えていくため、講習会の参加人数には限度があり、また、参加すれば参加しただけ身に付くためリピーターも非常に多い。 参加者の顔ぶれを多様化するため、より多くの市民の方への参加を促す方法を再検討し、講習内容のマンネリ化防止につとめ、さらに充実した講習会の実現を目指していく必要がある。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】水質浄化・管理事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	3	水辺環境を保全します									
事業の目的	市民の生活環境の保全と健康の保護をはかるため環境状況の指標となる物質や人体に有害な物質などの現状把握、経年の推移を調査測定し公表するとともに、水質変化の原因による対策を講じ環境保全対策の基礎資料とする。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	ボランティア等による河川水質検査の実施	回	5	4	10	10	10				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	6							有効性	8	効率性	10
平成23年度事業の内容											
<p>年2回、市内30河川32箇所において、pH、BODなど11項目の検査を実施し、市内河川の水質状態を把握する。 また、市内小中学校や地域ボランティア団体から水生生物調査の要望があった際に調査をサポートすることで身近な水辺環境保全への理解を深める。</p>											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
該当なし				+要因の項目数		-要因の項目数					
						6					
環境的な側面											
+の要因											
-の要因		河川調査や協議会に化石燃料による自動車を使用。									
環境関連の法的要求事項											
水質汚濁防止法		公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策の啓発等に係わる指導施策等の実施									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容		行政:水生生物調査の側面的支援 地域:水生生物調査の実施				結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
今後とも継続して市内の河川の水質状態を把握していく必要がある。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【文化課】文化財保護事業									
最終成果目標		良好な自然環境が保全されている				総合計画 体系コード	4-1-2				
施策名	3	水辺環境を保全します									
事業の目的	市域の歴史文化の理解を助け、歴史的遺産や自然環境の保護や活用を通して地域の活性化向上を図る。具体的には歴史文化財等の紹介、保護活用を進めることで、市民が歴史文化を資源として認識し、市民が内外に誇れるまちづくりの核として活用できる地域社会を確立する。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	指定文化財等件数	件	249	249	251	252	253				
②	保存団体会員人数	人	848	680	740	740	740				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	0	効率性	0
平成23年度事業の内容											
市域に残る歴史遺産である文化財の保護に努める。 ・文化財保護審議会の開催。 ・野田城や旗頭山古墳、断上山古墳等の史跡、長の山湿原などで環境整備の実施や案内看板整備を実施。 ・清岳向山湿原遊歩道整備の実施。 ・市内各所で実施されている民俗芸能の保存伝承のため支援の実施。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
その他				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		0					
環境的な側面											
+の要因	草刈り等の環境整備の実施によって、動植物の生息環境の安定化を図る。										
-の要因											
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	文化財調査にかかるボランティアの育成					結果					
						④未達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>環境整備や郷土芸能の後継者育成を実施することで、歴史・文化の継承の心を育むことや保護に努めることができた。しかし、市内には伝承された様々な文化財や歴史・文化・自然的価値が発見されていない未発掘の遺産も数多く残されている。</p> <p>これら未知の歴史文化遺産の発掘や地域に伝わる既知の文化財を多くの市民がそれら価値を知り、情報等の発信ができるような仕組みの工夫が必要である。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコオフィス推進事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます									
事業の目的	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	補助キロワット数	kW	269.07	287.72	250	250	250				
②	緑のカーテン 取組者数	人	57	65	120	125	130				
事務事業の分析・評価											
必要性	6							有効性	6	効率性	10
平成23年度事業の内容											
法令や京都議定書に記された二酸化炭素削減率の達成などのため、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定や各取り組みの啓発・推進、住民活動への支援などを行う。(家庭での電気使用量の削減に対する取り組み)											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減、中部環境先進5市会議での共同宣言、市民討議会での声、総合計画市民委員会				+要因の項目数		-要因の項目数					
				4		7					
環境的な側面											
+	要因	地球温暖化防止のため、温室効果ガスとなる二酸化炭素排出量の削減と環境保護への啓発を図る。太陽光・太陽熱などを利用した創エネ、省エネを推進。									
-	要因	緑のカーテンに在来種以外の植物を使用。住宅用新エネルギーにかかる補助申請等での紙の使用。									
環境関連の法的要求事項											
地球温暖化対策の推進に関する法律		地方公共団体は温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	行政:住宅用新エネルギーシステム導入促進に関する補助 市民:【個人、事務所など】新エネルギーシステムの設置					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>国が示す「温室効果ガス25%削減」に対し、市が抑制できる部分(割合)を区分していく必要がある。原子力発電所の事故によるエネルギーセキュリティの高まりから、拡充していく方向と想定される。国の動向を確認し、効率のよい事業展開に努めていく。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコアクション推進事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます					
事業の目的	個々の活動(点)を面への取組へと進めていく。【市民力の育成】						
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)
①	市民環境講座への出席者数		146人	118人	60人×回数	60人×回数	60人×回数
②	エコアクション事業への参加者数	人	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
事務事業の分析・評価							
必要性	4	有効性	6	効率性	10		
平成23年度事業の内容							
<p>地球規模で深刻化する環境問題に対し、身近なところで着実に取り組んでいる市民及び市民団体の活動を支援するとともに、活動している市民や市民活動団体のネットワークの充実を図る。</p> <p>また、環境活動に関する学習の機会や情報提供を行い、新城市全体の取り組みを充実させ、市民・事業所・行政が協働して、環境首都を目指す。</p>							
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境負荷低減、市民討議会での声、その他				+ 要因の項目数		- 要因の項目数	
				7		5	
環境的な側面							
+	要因	環境活動に関する学習の機会や情報提供を行い、理解を図る。また、地域の自然や環境問題に対する「気づき」を与える事業であり、環境配慮意識の醸成につながる。					
-	要因	イベント実施等に伴う温室効果ガス排出(化石燃料の使用、キャンドルの燃焼など)					
環境関連の法的要求事項							
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するものとする。					
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律		地方公共団体は、環境配慮等の状況の公表や活動を推進するように努めるものとする。					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	行政:企画・実行を支援 地域:活動への参加 NPO:企画・実行					結果 ①達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>温暖化に関する出張授業については、徐々に増加している。</p> <p>地球規模で深刻化する環境問題に対し、問題を理解し、考え、行動し、働きかけ、連携していく仕掛けづくりのために必要な市民を増やし、ネットワーク化するための事業である。</p>							



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコガバナンス推進事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます					
事業の目的	環境に基軸を置いた持続可能な市民自治社会の確立。						
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)
①	環境基本計画の推進	—	年次報告書	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理
②	事業所とのコミュニケーション	回	4	6	年4回以上	年4回以上	年4回以上
事務事業の分析・評価							
必要性	6	有効性	8	効率性	6		
平成23年度事業の内容							
平成13年2月28日に審査登録された旧新城市役所のISO14001を平成18年2月に「しんしろエコガバナンス」への取り組みへ変更した。しんしろエコガバナンスとは環境に基軸を置き、持続可能な市民自治社会を確立しようとするものである。							
							
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
人材流動化・人材育成、中部環境先進5市会議での共同宣言、その他				+要因の項目数		-要因の項目数	
				1		6	
環境的な側面							
+	要因	審議会の運営、環境情報等の提供による外部コミュニケーションの促進などが、環境保全・改善につながっている。					
-	要因	審議会やISO会議開催、フォーラム参加などに伴う温室効果ガス排出(化石燃料の使用など)。					
環境関連の法的要求事項							
大気汚染防止法		自動車排出ガスの抑制					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量及び適正処理					
新城市環境基本条例		環境審議会の設置					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	行政:企画・実行を支援 地域:活動への参加					NPO:企画・実行(支援)	
						結果 ②ほぼ達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>持続可能な市民自治社会を確立することを目標に、コミュニケーションを中心とした事業展開をしている。企業とのコミュニケーションにはISO14001に対する認識が必要不可欠であり、環境マネジメントシステム審査員などの資格取得が必要である。「しんしろアジェンダ21」の策定を目指す。</p>							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【行政課】 公用車(低公害車)導入事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます									
事業の目的	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	低公害車両保有比率(毎年4月1日現在)	%	30.9	35	43	45	47				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	0							有効性	2	効率性	2
平成23年度事業の内容											
公用車を低公害車に更新する。(6台) <市役所全体> 更新13台(内行政課管理6台) 増車 3台											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
該当なし				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				2		2					
環境的な側面											
+	要因	低公害車への更新を進めることで化石燃料の消費を抑制し、かつ二酸化炭素の排出を抑制できる。									
-	要因	自動車からの排気ガスによる環境悪化や化石燃料の消費。									
環境関連の法的要求事項											
県民の生活環境の保全等に関する条例		目標導入率30%									
大気汚染防止法(第21条の2)		自動車排出ガスの規制									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	庁用車の更新に関する事で市民の関与はない。					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
今後も引き続き、車両更新時期に合わせ低公害車の導入を行っていく。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【環境課】エコイノベーション推進事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3	
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます					
事業の目的	環境・経済・社会をバランス良く成立させ、持続可能な社会を構築していくため、市が同意した5つの社会提案を実現していくための調査・研究。						
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)
①	再生可能エネルギーに係る導入検討	事例検	共同事業に	3	3	3	3
②	人事交流	回	4	3	検討会出席	検討会出席	検討会出席
事務事業の分析・評価							
必要性	4	有効性	4	効率性	4		
平成23年度事業の内容							
<p>持続可能な社会を構築していくには、全ての事業に「環境」という視点を加えていくことが必要である。また、市町村レベルでのエネルギー安全保障の確保の在り方についても検討するために、会議への参加や情報収集を行う。(新城市が提案元となったものは「地域の主体性を大切にした再エネの飛躍的拡大」がある。)</p> <p>環境首都戦略的協働ネットワーク会議、環境5市サミット・打合せ会議などに出席。環境展への出展など。</p>							
環境面での位置付け					事業が与える環境影響		
エネルギー創造、環境と経済、人材流動化・人材育成、地域でエネルギーを創る、環境に視点を置いた経済、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす、中部環境先進5市会議での共同宣言、市民討議会での声					+要因の項目数		-要因の項目数
					3		6
環境的な側面							
+の要因	中部環境先進5市共同で出展予定の環境展(メッセナゴヤ)において、各地域の環境配慮製品などをPRし、その利用をすすめる。						
-の要因	会議・打合せ開催・現場調査などに伴う、電気・ガソリン・紙等の使用。						
環境関連の法的要求事項							
大気汚染防止法		自動車排出ガスの抑制。					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量・適正処理					
新城市地球温暖化対策実行計画		スマートエナジープロジェクト					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	行政:人材の流動化に係る諸事情の調整 NPO:人材の流動化に係る諸事情の調整					結果	
						①達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
<p>「人材流動化検討会」(H23/6/27:飯田市、12/27:新城市、H24/3/28:多治見市で開催)は、平成22年度からの通算で7回を数え、今年度で検討会の開催は終了し、今後その成果報告会を開催予定である。「環境5市会議」に関連し、掛川市での中部環境先進5市サミットへの参加(8/11)や事務担当者会議への参加、安城市でのエコライフフェアへの参加などの交流を継続している。今後は5市の中で順次サミット開催や5市の産業マッチングの調査・研究を予定している。</p>							



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】ゼロ・エミッション事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます									
事業の目的	「ゼロ・エミッション」とは「排出(放出)するものがゼロになること」を意味し、環境分野では、「廃棄物のない状態」を示しており、ゼロ・エミッションの実現に向けた事業に取り組む。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	クリーンフェスタによる回収量	kg	6,670	5,340	5,000	4,900	4,800				
②	環境ポスターへ応募した子の全4年生に占める割合	%	43	48	50	51	52				
事務事業の分析・評価											
必要性	8							有効性	8	効率性	6
平成23年度事業の内容											
各市区から選出された生活環境委員にごみの分別指導や不法投棄などの監視を依頼することで、市民が主体となってごみの減量や適正処理、環境保全に取り組む。生ごみ処理機などの購入補助により、家庭から排出されるごみの減量を図る。また、「しんしろクリーンフェスタ」の開催や環境ポスターコンクールを実施し、子供から大人まで市民全体の環境保全意識の高揚を図る。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				3		1					
環境的な側面											
+	要因	まちの環境保全を意識付けする活動を行う事業である。									
-	要因	イベント実施に伴う温室効果ガス排出(ごみ収集車両使用)									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		土地又は建物の占有者(管理者)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を清潔を保つように努めなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		何人も、生活環境を清潔に保持するように努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市民参加による環境美化活動に協力。ごみ減量をテーマに活動する市民団体「リサイクル21」が主催するマーケットに協力。3者(市・事業者・市民団体)による協定締結店舗におけるレジ袋有料化の推進。					結果					
						②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>毎年度2回開催する生活環境委員会議において、分別回収の方法、不法投棄等について、意見交換を行い、要望等を把握。</p> <p>市民が主体となって廃棄物の減量や適正処理に取り組む事業の推進により、環境保全意識が高まると思われる。</p> <p>清掃活動を始めとして、ごみ減量化を市民の活動として地域へ定着させていくため、当事業を推進する。小学校では、ごみに関する学習を4年生において行い、クリーンセンター始めごみ処理施設見学等にも参加されていることから、環境ポスター募集の対象を4年生としている。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【行政課】エコオフィス推進事業(庁内)									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	1	循環型社会への取り組みを進めます									
事業の目的	地球温暖化防止のため、新城市役所関係事業所から排出される二酸化炭素の削減と環境保護への啓発を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	温室効果ガス排出量の削減(平成18年度比)	%	-5	-5	-6	-6	-7				
②	電気使用量(削減)(H18年度比)		-5	-5	-7	-8	-9				
事務事業の分析・評価											
必要性	2							有効性	2	効率性	2
平成23年度事業の内容											
<ul style="list-style-type: none"> ・朝残業の実施…昨年比15.1%(1806h)の残業を削減した。 ・蛍光灯の間引き…照度計を用いて、蛍光灯を削減(約400本)した。 ・エアコン使用の低減…稼働時間を守ることは勿論、扇風機を用いたり、積極的に緑のカーテンに取り組んだ(14課)。 ・昼休憩時間のシフト(ランチシフト)…12時～13時⇒12時30分～13時30分 ・年末年始のコンサート参加 等 											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
市民討議会での声				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		5					
環境的な側面											
+	要因	エコオフィスを推進することで温暖化の防止につながる。									
-	要因	電気、紙などの消費。									
環境関連の法的要求事項											
地球温暖化対策の推進に関する法律		地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。									
新城市地球温暖化防止実行計画(第2次計画)		温室効果ガスの排出削減目標の達成及びグリーン購入の推進など									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	環境基本計画に基づき、庁内の「新城市地球温暖化防止実行計画」と、市の「地球温暖化防止地域推進計画」と協調し、「市民節電所1号」としての責務を果たしていく。					結果					
						③一部達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
電力のPPS事業者からの購入による電気料の削減が図られた。また、エコタップを市施設に配備することで、電気量の削減を図ることができた。											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】 廃棄物減量化・資源再利用推進事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	クリーンセンター西側にストックヤードを整備し、3地区に分かれて収集運搬していた資源物を保管し、資源の再利用を図る。また、資源物は好条件で売却する。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	資源物の売却収入	千円	11,134	12,245	12,250	12,300	12,300				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	6
平成23年度事業の内容											
<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集拠点化、資源集積センターとクリーンセンターとの一括運営 分別表の作成 廃棄物減量化・資源化のための広報等啓発業務 環境学習(分別説明会、施設見学等)への参加促進 											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す、容器入り飲料の利用を減らす、市民討議会での声				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		1					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の減量化・資源リサイクル化を推進するため、市民への啓発等を行い、資源物を適正に回収する。									
-	要因	資源回収に伴う温室効果ガス排出(回収車両使用)									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、再利用の可能な物を回収するための必要な施策を実施することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	市の職員と各地域の生活環境委員さんと協力の下、市が指定した資源物分別表にしたがって、分別収集の徹底を行う。					結果 ②ほぼ達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>市内の資源回収会場で集められた資源物を回収業者へ収集処理委託、あるいは市の車輛で資源集積センターへ搬入し分別整理した後、品目ごとに再生処理事業者へ処理委託し、資源物の有効利用に努めた。</p> <p>市場の変動はあるものの、なるべく高値での資源売却に努めていく。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】 廃棄物収集運搬事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	収集作業員の雇用や廃棄物収集車輛の維持管理を適正に行い、家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみ、地区の資源回収時に排出された資源物などの収集運搬を行う。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	収集車両の整備不良	回	0	0	0	0	0				
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	8
平成23年度事業の内容											
クリーンセンターとの一括運営を図りながら、可燃ごみと不燃ごみについて一部地域の収集を業者へ委託している。週2回の可燃収集は、全市域における収集業務を効率よく継続して実施する。また、資源物や埋立てごみは、資源集積センターや鳥原処分場で選別などを行い適正な処理を行う。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		1					
環境的な側面											
+	要因	一般廃棄物を効率よく収集運搬することにより適正に処理する。									
-	要因	一般廃棄物収集に伴う温室効果ガス排出(収集車両使用)									
環境関連の法的要求事項											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	各地区の廃棄物集積場所における管理を地域住民に委ねる。					結果 ①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>広域な市域における可燃ごみ・不燃ごみの収集については、臨時作業員の雇用や車輛の維持管理を適正化し、一部市域の収集を事業者へ委託したが、可燃ごみの週2回収集を実施した。収集後の廃棄物は、クリーンセンター、資源集積センター、鳥原処分場で適正に処理を行った。</p> <p>今後正規職員退職の減員が生じることに伴い、収集を委託へ移行する等収集体制の見直しを行っていく必要がある。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】クリーンセンター管理事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます					
事業の目的	クリーンセンターの適切な運転管理及び効率的な維持管理を行い、施設の延命化を図る。						
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)
①	可燃ごみの搬入量	トン			13,220	13,220	13,220
②	環境測定				項目基準 値	項目基準 値	項目基準 値
事務事業の分析・評価							
必要性	10	有効性	8	効率性	8		
平成23年度事業の内容							
クリーンセンターの適切かつ効率的な維持管理を行う。							
環境面での位置付け				事業が与える環境影響			
環境と経済、環境負荷低減、ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数	
				1		10	
環境的な側面							
+	+の要因 廃棄物の適正処理						
-	-の要因 ごみ焼却施設の使用・管理、ボイラー、バーナー、送風機、薬品類の使用、紙の使用・排出、電気の使用。						
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		焼却施設の適正な維持管理等					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		焼却設備及び焼却方法等					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		焼却施設の適正な維持管理等					
ダイオキシン類対策特別措置法		ダイオキシン類の測定及び基準値以内となる焼却処理の実施等					
新都市環境基本条例		廃棄物の削減と適正処分					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	廃棄物の排出の抑制、再利用、分別排出					結果	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							



基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】し尿処理施設管理事業										
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3						
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます										
事業の目的	生活排水（し尿、浄化槽汚泥）の適正処理の維持を図る。											
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)					
①												
②												
事務事業の分析・評価												
必要性	10							有効性	6	効率性	8	
平成23年度事業の内容												
<p>新城市で発生するし尿、浄化槽汚泥を、遅滞なく適正に処理して、水質基準内にして放流する。</p>												
環境面での位置付け				事業が与える環境影響								
環境負荷低減				+要因の項目数		-要因の項目数						
				0		8						
環境的な側面												
+	要因	し尿を処理する事業であり、水環境の保持に貢献する。										
-	要因	処理に伴うエネルギーの使用(化石燃料、電気など)										
環境関連の法的要求事項												
騒音規制法												
清掃センターし尿処理に係る同意書		PH5.8～8.6COD総量規制										
毒劇物取締法												
水質汚濁防止法		特定施設の設置届										
市民協働の取り組み												
市民参加の 時期・内容	該当なし 市民が直接利用できる施設ではなく、処理を主目的とした施設のため					結果						
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)												

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】鳥原埋立処分場維持管理事業					
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます					
事業の目的	最終処分する一般廃棄物から金属类等資源を分別し、効率的に焼却や埋め立てを行うための破碎処理を行い、埋立処分場をより長期間使用する。						
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)
①	分別・破碎後の不燃物	トン			540	540	540
②	水質検査				項目基準	項目基準	項目基準
事務事業の分析・評価							
必要性	10	有効性	8	効率性	8		
平成23年度事業の内容							
市全域から回収・搬入される不燃ごみ・粗大ごみを分別し、金属类等資源の再利用を図り、不燃物については破碎処理を行い、他の2箇所(七郷一色、作手菅沼)の埋立処分場へ運搬し、埋立作業を実施する。また、浸出水処理施設の維持管理(水質検査、機器点検等)を行う。							
環境面での位置付け					事業が与える環境影響		
環境負荷低減、ごみゼロを目指す					+要因の項目数		-要因の項目数
					1		11
環境的な側面							
+	+の要因 廃棄物の適正処理。						
-	-の要因 破碎機・投入機・油圧ショベルの使用、紙の使用・排出、電気の使用、薬品の使用。						
環境関連の法的要求事項							
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査の実施等					
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等					
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分					
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分					
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分					
市民協働の取り組み							
市民参加の 時期・内容	廃棄物の排出の抑制、再利用、分別排出					結果	
						①達成	
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)							
市内から排出された不燃埋立ごみ、粗大ごみを処分するための最終処分場において、再分別と破碎を行いながら浸出水処理施設においては、水質検査や環境測定など法定基準に基づき、維持管理を行った。処分場内で作業に長年使用してきた油圧ショベルを更新した。3つの不燃処分場のうち鳥原処分場は、今後も不燃廃棄物搬入と破碎処理の拠点として使用し、最終的な埋立地として運用する方針である。埋立処分場をより延命化するため、分別の徹底化とごみ排出量の抑制をお願いしていく。							

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】有海埋立処分場維持管理事業							
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3		
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます							
事業の目的	焼却灰等の埋立処分及び浸出水処理施設の維持を行う。								
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)		
①	焼却灰等の埋立量	トン			1,539	1,539	1,539		
②	水質検査				項目基準 値	項目基準 値	項目基準 値		
事務事業の分析・評価									
必要性	10	有効性	6					効率性	8
平成23年度事業の内容									
クリーンセンターから排出される焼却灰等の埋立業務、浸出水処理施設の修繕、水質検査の実施等維持管理を行う。									
環境面での位置付け					事業が与える環境影響				
ごみゼロを目指す					+要因の項目数		-要因の項目数		
					1		10		
環境的な側面									
+	+の要因 廃棄物の適正処理。								
-	-の要因 油圧ショベルの使用、紙の使用、電気の使用、薬品の使用。								
環境関連の法的要求事項									
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令			放流水、地下水の水質検査の実施等						
ダイオキシン類対策特別措置法			放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等						
新城市環境基本条例			廃棄物の削減・再利用と適正処分						
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			廃棄物の削減・再利用と適正処分						
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例			廃棄物の適正処分						
市民協働の取り組み									
市民参加の 時期・内容	市の担当職員と管理委託業者との話し合いで、効率良い維持管理に努める。					結果 ①達成			
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)									
<p>一般廃棄物の焼却に伴い発生した残渣(焼却灰・飛灰)を整地管理、雨水排水管理等に配慮しながら適正に埋立処理した。また、浸出水による公共水域の汚染を防止するため、排水基準等に適合するよう水処理施設機器等の維持管理を行うことで適正に処理した。</p> <p>埋立処分場残余容量調査及び埋立計画業務を委託により実施、また浸出水処理施設のろ過装置取替工事を施工した。</p> <p>今後埋立の進捗に合わせて堰堤の嵩上げ工事が必要となる。</p>									

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】七郷一色埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	不燃物の処理処分及び浸出水処理施設の維持管理を行う。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	不燃物の埋立量	トン			171	171	540				
②	水質検査				項目基準 値	項目基準 値	項目基準 値				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成23年度事業の内容											
鳥原処分場で破碎処理した廃棄物の埋立業務、浸出水処理施設の修繕、水質検査の実施等維持管理を行う。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
ごみゼロを目指す				+要因の項目数		-要因の項目数					
				1		10					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の適正処理。									
-	要因	油圧ショベルの使用、紙の使用、電気の使用、薬品の使用。									
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査の実施等									
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等									
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	廃棄物の排出抑制、再利用、分別排出					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>鳥原処分場で破碎された不燃廃棄物は、作手処分場への運搬を考慮しながら七郷処分場へも搬入を行い、敷均し及び遮水シート保護工(土のう積)を行うことで、安全適正に埋立処分を行った。</p> <p>浸出水処理施設においては、水質検査や環境測定など法定基準に基づき、維持管理を実施。</p> <p>七郷処分場は、今後も作手処分場とで不燃物埋立処分地としての運用を図るとともに、焼却灰埋立完了後の有海処分場に替わる施設として、焼却灰埋立にも対応できるよう水処理施設を改良していく方針である。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】 作手菅沼埋立処分場維持管理事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	不燃物の埋立処分及び浸出水処理施設の維持管理を行う。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①	不燃物の埋立量	トン			369	369					
②	水質検査				項目基準 値	項目基準 値	項目基準 値				
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	6	効率性	8
平成23年度事業の内容											
鳥原処分場で破碎処理した廃棄物の埋立業務、浸出水処理施設の修繕、水質検査の実施等維持管理を行う。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
ごみゼロを目指す				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				1		10					
環境的な側面											
+	要因	廃棄物の適正処理。									
-	要因	油圧ショベルの使用、紙の使用、電気の使用、薬品の使用。									
環境関連の法的要求事項											
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査の実施等									
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等									
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分									
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分									
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	廃棄物の排出抑制、再利用、分別排出					結果					
						①達成					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											
<p>鳥原処分場で破碎された不燃廃棄物は、優先的には作手処分場へ搬入を行い、敷均し及び遮水シート保護工(土のう積)を行うことで、安全適正に埋立処理を行った。</p> <p>浸出水処理施設においては、水質検査や環境測定など法定基準に基づき、維持管理を実施。</p> <p>作手処分場は、今後も七郷処分場とで不燃物埋立処分地としての運用を図りながら効率よく処理を行っていく。</p>											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】し尿収集事業									
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している				総合計画 体系コード	4-1-3				
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます									
事業の目的	生活により発生する、し尿の適正な運搬を図る。										
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)				
①											
②											
事務事業の分析・評価											
必要性	10							有効性	8	効率性	10
平成23年度事業の内容											
市内で発生するし尿を遅滞なく、衛生的に収集運搬。											
環境面での位置付け				事業が与える環境影響							
環境と経済、環境負荷低減				+ 要因の項目数		- 要因の項目数					
				0		7					
環境的な側面											
+	要因	し尿を収集運搬する事業であり生活環境の保全に貢献する。									
-	要因	収集運搬に伴うエネルギー使用(化石燃料)悪臭の発生。									
環境関連の法的要求事項											
市民協働の取り組み											
市民参加の 時期・内容	現施設の延命化及び下水道投入に向けての基本計画協議 施設管理体制協議					結果					
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)											

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】し尿処理施設整備事業							
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3			
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます							
事業の目的	経済性、維持管理性、実現性等を考慮して施設の更新及び延命化に向けて施設整備計画を策定する。								
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)		
①									
②									
事務事業の分析・評価									
必要性	10	有効性	6					効率性	8
平成23年度事業の内容									
本施設は、昭和37年の稼働開始後、50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる。また、今後の下水道放流への動向、財政計画の最適化等の課題を踏まえ、長期的な視野で施設の将来計画を策定する。									
環境面での位置付け				事業が与える環境影響					
環境負荷低減				+要因の項目数		-要因の項目数			
				0		6			
環境的な側面									
+	要因	し尿を処理する事業であり、水環境の保持に貢献する。							
-	要因	処理に伴うエネルギーの使用(化石燃料、電気など)							
環境関連の法的要求事項									
騒音規制法									
清掃センターし尿処理施設に係る同意書		pH5.8~8.6、COD総量規制							
毒劇物取締法									
水質汚濁防止法		特定施設の設置届							
市民協働の取り組み									
市民参加の 時期・内容		該当なし 市民が直接利用できる施設ではなく、処理を目的とした施設のため				結果			
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)									

基本戦略4「環境首都創造」の進捗状況

事務事業名		【生活衛生課】クリーンセンター整備事業							
最終成果目標		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3			
施策名	2	廃棄物の適正処理を進めます							
事業の目的	クリーンセンターの延命化を図るため、基幹改良を行う。								
成果指標		単位	実績(H22)	実績(H23)	目標(H24)	目標(H25)	目標(H26)		
①									
②									
事務事業の分析・評価									
必要性	10	有効性	6					効率性	8
平成23年度事業の内容									
電気機器類(DCS)の設備整備工事 1・2号炉耐火物修繕工事									
環境面での位置付け					事業が与える環境影響				
ごみゼロを目指す					+要因の項目数		-要因の項目数		
					1		10		
環境的な側面									
+	+の要因 廃棄物の適正処理。								
-	-の要因 化石燃料を消費する機械類の使用、紙の使用、廃棄物の排出								
環境関連の法的要求事項									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量及び適正処理等。							
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律		分別解体と建設資材廃棄物の再資源化等の促進。対象建設工事の届出等。							
労働安全衛生規則		ダイオキシン類含有物を取り扱う作業について、労働者の安全を確保する。							
市民協働の取り組み									
市民参加の 時期・内容	該当なし。施設の計画的工事実施のみの事業であるため。					結果			
事業の成果と今後の方向性(事務事業の改善案等)									

III 参考資料



環境の取り組みの成果として

「環境首都創造 自治体全国フォーラム 2011in 新城」の開催

新城市は、「持続可能な地域社会を創る 日本の環境首都コンテスト」（主催：環境首都コンテスト全国ネットワーク）が始まった初回（平成13年・2001年）から、全回連続で参加してきました（環境首都コンテストは全10回、2010年で終了）。この全国フォーラムは、第1部がこれまでコンテストに参加してきた自治体の首長と環境NGO、学識者が膝をつきあわせて環境政策について議論するもの（市区町村長と環境NGOによるディスカッション・クロウドフォーラム）で、第2部が全国の自治体が取り組む環境先進事例の報告会（一般にも開放-オープンフォーラム）です。

～～「環境首都創造 自治体全国フォーラム2011in新城」概要～～

◆フォーラムの趣旨（抜粋）

今回のフォーラムでは、「NGO・自治体・専門家の戦略的協働ネットワークですすめる環境首都・持続可能で豊かな社会づくり」を全体の軸となるテーマに設定し、その中からサブテーマとして、①「再生可能エネルギーの飛躍的拡大と省エネルギー社会の構築、地域のエネルギー戦略政策」、②「賑わいのあるエコロジカルなまちづくり」を採りあげ重点的に議論を行います。

①は、地域が主体的に再生可能エネルギーの選択・普及・拡大と、エネルギーを大量に必要としない社会を実現するための社会制度の改革、戦略的な政策、活動の具体化と、それを通じての地域経済の活性化と雇用促進について、②は、環境を大切にし、住み続けられるまちづくりの実現の視点から、まちの賑わいとアイデンティティの再構築、商業と観光業の活性化、交通政策、住宅政策などを横断的に展開するための社会システムと戦略的な政策、活動の具体化について議論します。

◆参加者

- 第1部 総参加者数：延べ179人 〈詳細〉 10月19日（水）参加者数 98人
10月20日（木）参加者数 81人
- 第2部 総参加者数：約100人

◆第1部の主な参加者（敬称略）

【自治体】

飯田市	市長	牧野光朗	多治見市	市長	古川雅典
掛川市	市長	松井三郎	安城市	市長	神谷 学
幸田町	副町長	成瀬 敦	生駒市	市長	山下 真
生駒市	副市長	小紫雅史	水俣市	副市長	田上和俊
新城市	市長	穂積亮次	新城市	副市長	矢野浩二
新城市	教育長	和田守功			

【学識者】

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授 大貝 彰
龍谷大学 政策学部 教授 白石克孝

京都大学大学院 工学研究科 教授 中川 大
京都大学大学院 地球環境学堂 教授 松下和夫

【NGO】

環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也
ふるさと環境市民 副代表 安藤多恵子
中部リサイクル運動市民の会 共同代表 和喜田恵介
未来の子 共同代表 大西康史
くらしを見つめる会 代表 内田洋子
環境ネットワークくまもと 副代表理事 原 育美
環境ネットワークながさき塾 代表 宮原和明（長崎総合科学大学 名誉教授）

◆会場

新城文化会館（新城市字下川1番地1）

◆全体スケジュール

第1部『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』

2011年10月19日（水）13：00～18：00

10月20日（木）8：40～12：20

第2部『地域から日本を変える！ 自治体 環境先進事例 発表会』

2011年10月20日（木）13：30～16：40

〈第1部（1日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

フォーラム第1部では、全体テーマ・サブテーマを設定し、先進事例紹介や学識者による論点整理等を織り交ぜながら、ディスカッションの時間をメインに構成されました。1日目には新城市長から「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）」が発表され、方向性について会場の同意を得ました。2日目には環境首都創造NGO全国ネットワークから「環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ」が発表され、方向性について同意を得ました。

(1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク 代表幹事 杵本育生 氏

(2) 参考事例の紹介・質疑

地域を再生可能エネルギーに拠点に「おひさま0円システム、おひさまファンド」
おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏

(3) ミニレクチャー・論点整理

地域主体の再生可能エネルギー普及への課題と実現戦略
環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也 氏

(4) 参考事例の紹介・質疑

省エネルギー社会を創る「市民節電所」の取り組み
新城市 市長 穂積亮次

(5) 本日の議論・成果のまとめ

龍谷大学政策学部 教授 白石克孝 氏

■共同提言

地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）
新城市 市長 穂積亮次

■戦略的パートナーシップ取り組み報告

「環境首都コンテスト参加自治体とNGO等のネットワークによる人材の戦略的流動化」仕組みづくりの進捗状況
飯田市 地球温暖化対策課 課長 飯島 剛 氏

〈第1部（2日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

(1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク

(2) ミニレクチャー・情報提供

- ・賑わいのあるまちづくりと交通政策
京都大学大学院工学研究科低炭素都市圏政策ユニット 教授 中川 大 氏
- ・住み続けられるまちづくり、土地・住宅政策
豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授 大貝 彰 氏

■本日の議論・成果のまとめ

京都大学大学院地球環境学堂 教授 松下和夫 氏

■共同提案

環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ
環境首都創造NGO全国ネットワーク

〈第2部『地域から日本を変える！ 自治体 環境先進事例 発表会』〉

フォーラム第2部は、全国13の環境NGOでつくる「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が2001年度から2010年度まで実施した「日本の環境首都コンテスト」で選出された668に及ぶ先進事例の中から6事例を選び、担当者による発表を通して情報・意見交流を図りました。また、フォーラム開催市として「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について市民とともに発表しました。

■報告 新城市「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について

発表者：新城市 企画課 本田貴久 氏
新城市民・ボイスオブしんしろ参加者 伊東文弘 氏、夏目玉枝 氏、
小島ヨウ子 氏

■先進事例の発表・意見交換（休憩、質疑含む）

発表事例・発表者

- ・水俣市（熊本県）「茶のみ場」環境との調和を一杯のお茶から
発表者：水俣市 環境モデル都市推進課 主事 池崎翔子 氏
- ・飯田市（長野県）自然エネルギーと地域の経済循環で新しい公共の実現をめざす「おひさま0円システム」
発表者：おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏
- ・京丹後市（京都府）「路線バスの再生 運賃上限200円バスの取り組み」
発表者：京丹後市 企画総務部企画政策課 主任 野木秀康 氏
- ・安城市（愛知県）「区画整理事業の仮移転住宅からはじまる「桜井エコタウン」

- 発表者：桜井まちづくり委員会コーディネーター 今村敏雄 氏
 安城市 区画整理課桜井換地係 係長 土屋誠二 氏
- ・ 掛川市（静岡県）「市域の30%が協定を結んだ掛川市生涯学習まちづくり土地条例」
 発表者：掛川市 生涯学習まちづくり課 課長 中山雅夫 氏
 - ・ 長岡京市（京都府）地域ぐるみの里山整備活動～西山森林整備と竹の再利用
 発表者：長岡京市 環境政策監 猿渡幸男 氏



フォーラム会場では、新城の「地酒（純米大吟醸酒）」や「つくで手作り村の特産品」を展示即売しました。また、フェアトレード商品などの紹介も行いました。



各位

「人材の戦略的流動化」へ向けての行動の呼びかけ
2009.11.24 「環境首都をめざす自治体 全国フォーラム in 安城」
～2008年、飯田での提案を踏まえて～

飯田市長 牧野光朗
環境首都コンテスト全国ネットワーク

温暖化ガスの「2020年までに1990年比で25%減」、「2050年までに自らの排出量の80%削減」という新たな野心的目標を日本が掲げました。

日本のみならず国際社会において低炭素社会の構築への急激な舵取りが急速に進んでいます。

このような低炭素社会そして持続可能な社会の構築のためには、社会の多様な主体であるNPO、大学、企業、自治体が、専門的な知識、経験のある人材を育成し、それぞれの特性を活かした力を高めていくことが基本です。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、施策の統合化や、地域内外の多様な主体による協働が不可欠となります。そのため、施策全体の組み立てや調整には、総合的に施策をパッケージとして運用できる人材が、住民参画においては異なるセクターの人々の力を相乗的に引き出すコーディネートする人材が、必須となってきています。ただ、このような人材を各々ひとつの組織の中で育成していくには多大な時間が必要となります。

そこで、このような状況を打開し、NPO・大学・企業・自治体の各々の力を高め、さらにパートナーシップによる相乗効果を生み出していくために、フレキシブルな「人材の戦略的流動化」の新たな仕組みをつくり、それぞれの力を相互に補っていくことが必要になっていきます。

まず、この仕組み作りに賛同する自治体、NPO、大学等を募り「地域公共人材流動化のための準備会(仮称)」を立ち上げたいと考えます。なお、これは決して人材流動化の取り組みを義務化するものではありません。この準備会の中で具体的な検討作業を行う「検討会」を設置したいと考えます。

「検討会」は、自治体は集まりやすさも考慮して、第3回の戦略会議の開催地、中部地域の有志の自治体を、NPOは環境首都コンテスト全国ネットワーク参加NPOを基本として提案します。もちろん、この地域外の自治体、大学(教室)であっても積極的に「検討会」への参加をお願いします。

この仕組みには、人材の身分保障や負担など基本的な取り決めも必要です。さらには求められる人材像・業務・期間といった要件を明確にし、出す側・受ける側にとってもメリットがある制度が求められます。

最終的には「人材流動化センター」のような新たなネットワーク機関の構築が想定されますが、それぞれの主体の事務責任者レベルで、当面、無理のない仕組みづくりの検討を年内から始めたいと考えます。

この「検討メンバー」による検討結果を踏まえ、実施できる主体から、できれば、2010年度当初から、遅くとも2010年度中には、「人材の戦略的流動化」を具体的に動き出させたいと考えます。

ぜひ、この「人材の戦略的流動化」を進める仕組みづくりに、参加の意思表示をしていただけるよう、心より呼びかけます。

地域の主体性を大切にした、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

～日本社会への提案～

気候変動は、人類社会にとって、その生存がかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。しかし従来の日本の対応は対症療法的な施策の羅列であり、京都議定書の約束さえ遵守できない状況でした。そのような中、再生可能エネルギーの促進も、欧州諸国に比べて非常に消極的なものであり、例えばかつて世界一であった太陽光発電の設置容量も、諸外国に追い抜かれ、引き離される状態になっていました。

鳩山政権の誕生により、温室効果ガス削減の中期目標として2020年で1990年比25%減が表明されたことは、このような状況を大きく転換するものといえます。それを実現する方策の主要なもののひとつとして、再生可能エネルギーの促進が掲げられたことも歓迎すべきことです。

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要であると考えます。ただ、再生可能エネルギーは、それぞれの地域で利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体、地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えますが、まだわが国においては、そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない、と言わざるをえません。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。

さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場づくり

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、

それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。

エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。

また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場づくりを行うこと。

4 自治体間、地域における連携の促進

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

5 自治体、NPOも参画して総合的な政策パッケージを

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPOも参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

提案元

【自治体（括弧内は市長、町長名）】2010.2.18 現在

北海道 ニセコ町（片山健也）	大阪府 交野市（中田仁公）
北海道 浜中町（長谷川徳幸）	兵庫県 加西市（中川暢三）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	奈良県 生駒市（山下 真）
山形県 遊佐町（時田博機）	愛媛県 内子町（稲本隆壽）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	高知県 梼原町（矢野富夫）
福井県 勝山市（山岸正裕）	熊本県 水俣市（宮本勝彬）
福井県 池田町（杉本博文）	熊本県 天草市（安田公寛）
長野県 飯田市（牧野光朗）	静岡県 掛川市（松井三郎）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	山口県 宇部市（久保田きみ子）
愛知県 豊川市（山脇 実）	
愛知県 安城市（神谷 学）	
愛知県 新城市（穂積亮次）	
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	

【NGO】

（提案団体）

環境エネルギー政策研究所	未来の子
FoE Japan	くらしを見つめる会
ふるさと環境市民	環境ネットワークくまもと
かながわ環境教育研究会	プラス・エコ
やまなしエコネットワーク	環境ネットワークながさき塾
中部リサイクル運動市民の会	
環境市民	
環境市民 東海事務所	

（賛同団体）

水俣の暮らしを守る・みんなの会

リデュース、リユースに基づくゼロ・ウェイストのまちづくりを ～日本社会への提言～

廃棄物問題は、自治体にとっても住民にとっても、最も身近で、かつ重要な環境問題です。日本政府は循環型社会の形成を目的として法制度の整備を進め、自治体も率先的に分別リサイクル等に取り組み、この過程において住民の廃棄物問題への関心も高まりました。

しかし、まだわが国においては、個別法の法体系においても、実際の政策、施策においても、実態においても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうちリサイクルのみが充実し、循環型社会形成推進基本法でより優先すべきとされているリデュース、リユースについては、依然不十分な取り組み状況となっています。結果として、廃棄物の大幅な削減には至らず、廃棄物問題は大きな課題として残っており、地球温暖化防止を妨げる要因にもなっています。また、リサイクル及び廃棄物処理は、自治体にとってはすでに大きな財政負担にもなっていますが、現在の法制度のままでは、自治体は将来においてその負担を担いきれなくなる恐れがあります。

このような状況を打開するためには、リデュース、リユースを進める社会制度や計画及びそれを具体化する政策、施策を積極的に整備、推進するとともに、その実施においては住民参画を進め、環境政策と経済政策を併せ、物の流れを変える、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める必要があると考えます。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO は、自らも協働して積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 3Rの優先順位の明確化とそれに基づく政策づくり

自治体は、自らの計画において、リデュース、リユースを最も優先することを明確に掲げるとともに、これに基づき、戦略的に政策、施策を実施すること。

計画には、リデュース、リユースに基づく社会経済システムが成立している姿を将来像として、全ての関係者が共有できるように具体的にわかりやすく掲げるとともに、それを実現するための施策と実施主体を、ロードマップや財政的根拠とともに明確に示すこと。また自治体は、政策、施策の立案にあたっては、地域の生活文化や産業構造の特性を考慮すること。

この計画策定や政策、施策の進行管理及び評価、見直しについては、住民や事業者とともにを行い、進捗状況を共有すること。

2 拡大生産者責任、排出者責任の明確化

政府は、リデュース、リユースを促す法制度を整備すること。

特に、容器包装材の分別リサイクルにおいて、自治体負担が大きく事業者負担が小さい現在の法体系を見直し、生産、流通、販売業者及び消費者のそれぞれにおいて、廃棄物削減の経済的インセンティブが働くよう、拡大生産者責任と排出者責任を徹底するものとする。

3 リデュース、リユースを進める社会制度の構築及び率先行動

自治体及び政府は、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの成立を可能にする社会制度、仕組みを整備し、事業者はこれに協力すること。

自治体と政府は、例えば、リユース容器に入った飲料等のごみになりにくい製品やサービスが流通しやすい仕組みづくりや、不用品の交換や修理やレンタル等を行うことができる施設や制度

等を整備すること。さらに、公共施設や公共スペースにおける水飲み場の拡充整備、自らが会議等で用いる飲料は、リサイクルしかできない容器入りの物を使用せず、湯のみ、カップなどやリユース容器での提供を行うなど、率先垂範すること。

また、これらに係る情報を発信し、住民や事業者がリデュース、リユースに取り組む際に選べる選択肢を充実させること。事業者は、製品の情報開示等を進め、これらの社会制度、仕組みの整備に積極的に協力すること。

あわせて、廃棄物の有料化や、リデュース、リユースに取り組む者に対する補助制度の充実等を行い、廃棄物削減の経済的インセンティブが働く仕組みを整備すること。

4 人材の育成と交流

このような政策の企画実施のため、自治体はNPOとも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

5 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的に進められるよう、権限と予算の地方分権を飛躍的に進めること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策を進める財政的、技術的支援を行うこと。

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの構築を推し進めること。自治体、NPOは協働で政府に対して、これらを進めるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

地域からのグリーン・ニューディール、環境と経済の戦略化を ～日本社会への提言～

現在、私たち人類社会は「持続不可能」の危機に直面しています。気候変動、生物多様性の崩壊など、私たちの生存の基盤を危うくする地球規模の環境問題、世界的な人口爆発と食糧資源、水資源の将来的な絶対量不足、石油や鉱物資源などの枯渇、南北問題や各国内における貧富の格差の拡大など、非常に大きな問題が同時進行してきています。産業革命以降、私たちの社会の「豊かさ」を形作ってきた社会的、経済的システムそのもの、文明そのものの危機と言わざるをえません。

10年ほど前からスウェーデン、ドイツ等は環境と経済を両立化させ、持続可能な社会を構築することを、憲法を修正し戦略的に実行に移していました。さらに、一昨年のリーマンショック以来、世界経済の復興、社会の安定をもたらすのは「環境」であるという認識が大きく広がりました。

アメリカのオバマ大統領はグリーン・ニューディールを唱え、日本政府も同調しています。しかし国内における実際の政策はあまり変わらず、各種エコポイントやエコカー減税のような初歩的な取り組みにとどまっています。

雇用の創出や地域経済の活性化は、地域においても最大の課題の一つですが、これらと環境と結びつけた先進的な政策をすすめられている事例も徐々にあらわれています。環境と経済を結びつけ、社会の安定をもたらすためには、それに取り組む主体の広がり、地域の広がり、世代の広がりが不可欠です。ただ、中小企業、個人経営、第一次産業を中心とした地域経済は、まだまだ苦しく先行きも明るくありません。加えて、多くの地域社会では人口減少、地方財政の縮小も進んでいます。

しかし、このような状況はかえって環境、経済、社会の総合化をすすめ、持続可能な社会を形成するチャンスととらえることができます。ピンチをチャンスに変えていくには、自治体が自立性と専門性を高め、地域の特性を活かした戦略的な取り組みを住民参画ですすめるとともに、志を同じくする地域、NPO、事業者が協働していくことが必須です。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します

1 環境と経済の統合政策パッケージと行政の総合化、住民参画

自治体は、地域の特性を活かした持続可能な社会づくりをめざし、環境と経済の総合化を戦略的に実行する取り組みを実施すること。そのために自治体は、地域の経済団体、金融機関、企業、NPO等と情報と将来像の共有化を図り、地域社会の自立的発展と経済循環を実現する固有の産業政策を立案・実施する能力を高めること。また、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価と見直しの各過程において、行政組織の横断的参画が必然となる仕組みづくりを行うこと。また、その各過程において、住民の主体的参画を保障すること。

2 環境適合型製産品、サービスの開発と普及、および協働化

自治体は、その域内及び近隣自治体と共同で、地域の特性に合わせて環境負荷の少ない農林水産品、工業製品、サービス等の認証、推奨する仕組みづくりを構築し積極的に展開すること。また、これら生産品・製品、サービスの開発に取り組む事業者、NPO等への支援、協働を積極的に行うこと。

さらに、これら生産品・製品、サービスの普及推進を自治体、NPO が協働ですすめること。

3 人材の育成と交流

自治体は、このような変革と政策の企画実施のため、NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

4 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的にすすめられるよう、権限と財源の地方分権と関与撤廃を飛躍的にすすめること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策をすすめる財政的、技術的支援を行うこと

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、環境と経済の戦略的総合化を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらをすすめるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうかが回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

「水の域産域消」推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言

2010年11月

私たち自治体は、持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組みの一環として、健全な水循環や水源保全およびCO2、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を推進していきます。

1) 水道水の見直しと利用推進

水道水の飲用推進に際し、環境保全の観点からも水道水の価値を見直し、利用を促進します。

2) 水飲み場の整備・管理

住民の水道水利用環境向上のため、公共施設や公共スペースには水飲み場を数、場所ともに使いやすいように整備し、適切に管理していきます。

3) 庁舎内や公共施設における容器入り飲料の調達見直し

会議等では、容器入り飲料は使用せず湯のみやグラスで飲み物を提供する、飲料自動販売機の設置を削減する、職員や関係者にもペットボトル、缶等の容器入り飲料の使用見直しを呼びかけるなど、自ら率先垂範します。

4) 官民連携による水道水推進と魅力あるまちづくり

公共的空間を有する事業者による水飲み場の設置を推奨、また飲食店等による水筒に水を入れられる給水サービスや水筒持参者への特典サービスの提供などを積極的に進め、飲料水にアクセスしやすい魅力ある街づくりを官民連携で推進します。

5) 市民や事業者への普及啓発

市民や事業者に対して、飲料用としての水道水利用の環境・社会的効果を啓発し、水の域産域消の自発的な行動を促します。

<参加自治体>

秋田県 能代市、長野県 飯田市、愛知県 安城市、愛知県 碧南市、愛知県 新城市、三重県 桑名市、滋賀県 甲賀市、奈良県 生駒市、兵庫県 加西市、鳥取県 北栄町、山口県 宇部市、徳島県 上勝町、福岡県 大木町、大分県 日田市、熊本県 天草市、熊本県水俣市

(2011年3月1日現在、16自治体)

<呼びかけ元> (2011年3月1日現在、順不同)

環境首都コンテスト全国ネットワーク、水Do! キャンペーン、宮本勝彬 (水俣市長)、牧野光朗 (飯田市長)、山下真 (生駒市長)、中川暢三 (加西市長)、穂積 亮次 (新城市長)、中嶋武嗣 (甲賀市長)、齊藤滋宣 (能代市長)、禰宜田政信 (碧南市長)、笠松 和 (上勝市長)、松本 昭夫 (北栄町長)、石川 潤一 (大木町長)、佐藤陽一 (日田市長)

環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H3	1991	4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)		12. 生活排水処理基本計画【作手村】	
H4	1992	5.22 生物多様性条約を採択(於ナイロビ)			資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】
		6.3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択			4.1 環境課設立【新城市】
		6.5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)			
H5	1993	11.19 環境基本法の公布施行	1. ごみ減量化計画策定【作手村】		生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
					4.1 生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H6	1994	12.16 環境基本計画を閣議決定	12.2 あいちアジェンダ21を策定	6.1 ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9.1 可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】
			12.21 空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行		
H7	1995	6.16 容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22 愛知県環境基本条例の公布(4.1施行)	12.25 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
				12. 生活排水処理基本計画策定【新城市】	資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】
					4.1 新城広域事務組合発足
					一般廃棄物鳥原処分場供用開始【新城市】
H8	1996			3.12 墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】	一般廃棄物管理型埋立処分地施設供用開始【鳳来町】
				4. ごみ処理基本計画策定【新城市】	一般廃棄物鳥原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】
				4. ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5.1 しんしろ斎苑供用開始【組合】
				9. 分別収集計画策定【鳳来町】	9. 幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】
				10. 分別収集計画策定【新城市】	
				11.11 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】	
				12. 生活排水処理基本計画策定【鳳来町】	
H9	1997	6.13 環境影響評価法の公布(11.6.12施行)	3.31 あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定		老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】
		12.1 気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11 愛知県環境基本計画を策定		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H10	1998	6.5 家電リサイクル法の公布(13.4.1施行)	12.2 愛知県環境影響評価条例の公布(11.6.12施行)	3. 都市環境基本計画策定【新城市】	ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】
		10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11.4.8施行)			12.18 市民環境会議の設置【新城市】
H11	1999	7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(12.3.30施行)		3. ごみ処理基本計画策定【作手村】	メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】
		7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1.15施行)		3.8 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】
				6. 分別収集計画改訂【新城市】	
				6. 分別収集計画改定【鳳来町】	
				6. 分別収集計画策定【作手村】	
				生活排水処理基本計画改訂【作手村】	
H12	2000	5.31 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13.1.6施行)	3.17 自然環境保全等基本方針を策定	6.8 作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】	生態系調査検討会を設置【新城市】

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
		6. 2	循環型社会形成推進基本法の公布(13. 1. 6施行)	3.27	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10. 4	環境基本条例の制定【新城市】		タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】
		6. 7	食品リサイクル法の公布(13. 5. 1施行)			10.	分別収集計画改定【鳳来町】	2. 1	新城広域クリーンセンター供用開始
						11. 1	環境保全行動計画を策定【新城市】		
H13	2001	6.22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9.	レッドデータブックあいち(植物編)を発売	2.28	ISO14001認証取得【新城市】		野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】
		6.22	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14. 4. 1施行)			3.	生活排水処理基本計画改訂【作手村】		粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】
									一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】
								3.22	新城市環境審議会を設置【新城市】
H14	2002	5.29	土壤汚染対策法の公布(15. 2.15施行)	3.	レッドデータブックあいち(動物編)を発売	4.	ごみ処理基本計画改訂【新城市】		ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】
		7.12	自動車リサイクル法の公布(17. 1. 1施行)	7.12	COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4.	分別収集計画改定【新城市】	10. 3	ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15. 4.16施行)	9. 2	愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4.	生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31	資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11	自然再生推進法の公布(15. 1. 1施行)	10.28	あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5.	生活排水処理基本計画改定【鳳来町】		
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】		
H15	2003	3.14	循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25	県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10. 1施行)	2.	生活排水処理基本計画改定【組合】		ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】
		7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10. 1施行)	3.28	あいち資源循環型社会形成プランの策定	3.	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】		
				7.29	愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		
				8.22	生活排水対策に関する基本方針の策定(10. 1施行)				
				8.22	愛知県土壌汚染等対策指針を告示(10. 1施行)				
				8.22	愛知県化学物質適正管理指針を告示(10. 1施行)				
H16	2004	6. 2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2.	新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】		外来種の生息状況調査【新城市】
		6. 2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28	あいちエコタウンプラン策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3.	森林資源活用研究会の設置【新城市】
								8.26	新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16	地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14	あいち地球温暖化防止戦略の策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】
		7. 1	石綿障害予防規則の公布	1.28	愛知県環境学習基本方針の策定	5.	分別収集計画策定【鳳来町】	9. 2	全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
				3.11	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6.	分別収集計画改訂【新城市】		
				3.22	愛知県産業廃棄物税条例の公布	10. 1	新 新城市誕生		
H18	2006	2.10	石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23	あいち水循環再生構想の策定	3.27	新城市環境基本条例制定	6.	合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
								9. 1	チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
								11. 8	職員へメールリングリスト「マイ6通信」配信開始
								12. 1	省エネ100日間コンテスト開催
								12. 1	レジカゴバッグモニター制度開始
								12. 1	雨水利用モニター制度開始

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)				
H19	2007	5.23	国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定	5.	新城市分別収集計画改定	8.13	新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27	エコツアー推進法の公布	3.29	あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定			10.27	新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施
		11.27	第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定				
				6.15	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示				
H20	2008	6.6	生物多様性基本法の公布施行	3.17	第3次愛知県環境基本計画の策定	6.	新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4.1	新城市資源集積センター供用開始
				3.26	第2次レッドリスト作成	10.	新城市環境基本計画の策定	7.	鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
								7.29	緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
								8.1	省エネナビモニター制度開始
								9.1	マイバッグモニター制度開始
								10.1	燃費計のモニター制度開始
								10.1	指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
								10.5	愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
								11.1	エコワットモニター制度開始
						11.15	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催		
H21	2009	7.15	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18	第2次レッドデータブックあいち作成			4.1	市内の協力店でレジ袋有料化を開始
				3.30	あいち自然環境保全戦略の策定			5.23	チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
				10.16	グリーンニューディール基金条例の公布・施行			7.7	「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
								9.7	東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
								11.14	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
								12.28	国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結
H22	2010	3.16	生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23	生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	5.	新城市分別収集計画改定	1.4	チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
		10.11	カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(~10.15)	12.20	愛知県庁の環境保全のための行動計画(改定計画)を策定	6.	新城市ごみ処理基本計画策定	4.1	チャレンジ25新城へ移行
		10.18	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(~10.29)			3.	新城市生活排水処理基本計画策定	5.22	横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
		12.10	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携推進法)の公布(施行23.10.1)					11.10	環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置
						11.20	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催		
H23	2011	6.15	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正公布(一部施行10.1)	9.2	愛知県海岸漂着物対策推進地域計画策定	3.	平成23年度ごみ処理実施計画策定	5.26	新城市エネルギー対策本部を設置
		8.30	平成二十三年三月十一日発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の公布(施行10.1)					5.	市民節電所プロジェクトの展開を始め、市役所が第1号として取り組みを開始
								9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
							10.19	環境首都創造 自治体全国フォーラム2011 in 新城を開催	

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H24	2012		2.17	あいち地球温暖化防止戦略2020策定	10.29	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2011を開催
			2.24	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次総量削減計画)を策定		
			2.24	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		
			3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定		

H24.3.31現在

新城市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 51 条)

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努

力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。

3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。

4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。

5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。

6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に関する情報やその他の環境の保全と創出に関する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、新城市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

(2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項

(3) その他環境の保全と創出に関係して市長から意見を求められた事項

- 3 審議会は、10人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。
- 6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。
- 7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整合体の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市環境部環境課
「新城市の環境」係 行

平成 年 月 日

〒□□□—□□□□

ご住所 _____

ふりがな _____

お名前 _____

電話番号 _____ FAX _____

メールアドレス _____

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア. 「新城市の環境」(平成24年度版)は見やすいですか

見やすい 普通 見づらい

イ. 「新城市の環境」(平成24年度版)の内容についてお教えてください

充実している 普通 物足りない

ウ. 新城市の環境施策をどう評価されますか

評価できる 普通 不十分である

ご意見・ご要望・ご感想等(本書内容および本市の環境施策等についてご記入ください)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

新 城 市 の 環 境

平成 25 年 2 月

発行 新城市

編集 環境部 環境課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 6 番地 1

電話 0536-23-1111 FAX0536-23-2002

E - mail kankyou@city.shinshiro.lg.jp